

2024



ひとたちの環境

令和 6 年度



The environment in Hitachi

うるおいが活力を生む環境都市

日立市

表紙写真

○エコフェスひたち2024／ヒタチエ

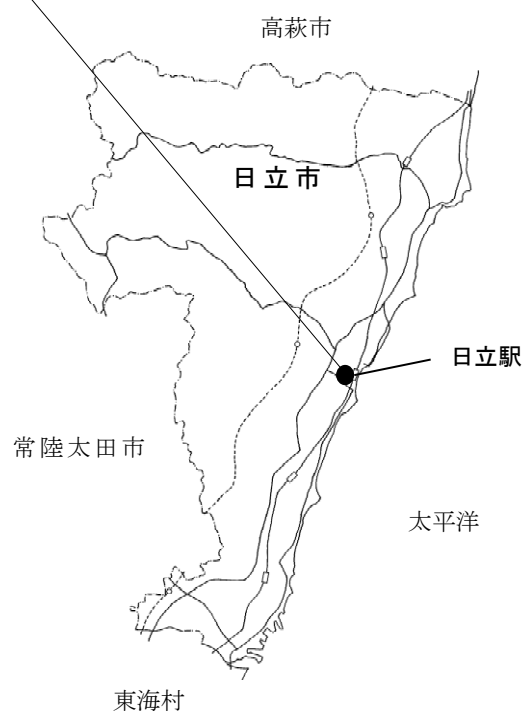
毎年、日立市新都市広場で開催されている『エコフェスひたち』も今年で33回目となり、市民、企業、行政が共同で環境啓発をテーマに、環境都市ひたちに相応しく日立市の一大イベントとして発展し情報を発信し続けています。

また、会場に隣接する日立駅前大型商業施設『ヒタチエ』（旧イトーヨーカドー）は、2023年4月28日にオープンし出展テナントも充実しており、増々賑わいをみせています。

＊表紙写真は、「エコフェスひたち 2024」開催中の新都市広場の様子、左側奥には「ヒタチエ」の建物が見える。



日立駅前大型商業施設「ヒタチエ」



本書は、令和5年度（2023年度）における本市の環境の現状や環境施策の取組みについてまとめたものです。また、資料編につきましては市のホームページにて公開しております。皆様の環境に対する理解が一層深められ、より良い環境づくりの活動に本書をお役立ていただければ幸いです。

わたちの環境

令和6年度

(2024年度)

日立市

第1部 市の概要

第1章 都市環境

- 1 地勢と気象…………… 1
- 2 人口…………… 2
- 3 産業…………… 3
- 4 土地利用…………… 6

第2章 環境保全行政の概要

- 1 機構…………… 7
- 2 予算…………… 8
- 3 環境保全行政のあゆみ…………… 9
- 4 日立市環境保全率先実行計画…………… 13

第2部 環境の保全

- 1 啓発…………… 17
- 2 公害防止協定・環境保全協定…………… 18
- 3 公害未然防止対策…………… 19
- 4 環境保全施設資金融資制度…………… 20
- 5 公害に関する苦情…………… 20

第3部 大気汚染

第1章 大気汚染の現況

- 1 監視網と調査地点…………… 25
- 2 環境基準と調査結果…………… 25
- 3 その他の測定結果…………… 30
- 4 自動車排出ガス…………… 32

第2章 大気汚染の対策

- 1 規制の概要…………… 33
- 2 届出状況…………… 34
- 3 工場立入調査・指導…………… 35
- 4 光化学スモッグ対策…………… 35
- 5 微小粒子状物質対策…………… 37

第4部 水質汚濁

第1章 水質汚濁の現況

- 1 水域の概況と調査地点…………… 39
- 2 環境基準と調査結果…………… 41
- 3 その他の公共用水域…………… 46
- 4 各河川の概況…………… 47

第2章 水質汚濁の対策

- 1 規制の概要…………… 50
- 2 届出状況…………… 50
- 3 工場・事業場立入調査・指導…………… 52
- 4 公共下水道の整備…………… 53

第5部 騒音・振動

第1章 騒音・振動の現況

- 1 概況…………… 55
- 2 環境基準と要請限度…………… 55
- 3 環境騒音測定…………… 57
- 4 道路交通振動測定…………… 61
- 5 道路交通量調査…………… 62

第2章 騒音・振動の対策

- 1 規制の概要…………… 64
- 2 届出状況…………… 70
- 3 工場立入調査・指導…………… 72

第6部 悪臭

第1章 悪臭の現況

- 1 概要…………… 73

第2章 悪臭の対策

- 1 規制の概要…………… 73
- 2 工場・事業場立入調査・指導…………… 74

第7部 その他の環境

- 1 揮発性有機化合物による地下水汚染…………… 77
- 2 ゴルフ場における農薬汚染…………… 78
- 3 土壌汚染…………… 80
- 4 ダイオキシン類による大気・土壌汚染…………… 82
- 5 産業廃棄物最終処分埋立地の浸出水水質調査…………… 83

参 考 資 料

- 日立市環境基本条例…………… 85
- 日立市公害防止条例…………… 92
- 日立市落書きの防止に関する条例…………… 98
- 日立市太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例…………… 99
- 用語解説…………… 104

-
- 第4次日立市環境基本計画…………… 24
 - 茨城県大気環境常時監視システムについて…………… 38
 - 日立市天気相談所について…………… 76
 - 日立市環境都市宣言…………… 114
 - ゼロカーボンシティひたち表明文…………… 115

第1部 市の概要

.....



「第30回環境を考えるポスター展」入賞作品より

第 1 章 都市環境

1 地勢と気象

日立市は、茨城県の北東部に位置し、東は太平洋に面し、西は阿武隈山地に連なる多賀山地の分水界により常陸太田市に隣接し、一部は更に西にのびて久慈川支流の里川流域に達している。また、南は久慈川を境にして東海村に、北は豎破山等の分水界により高萩市に隣接している。

多賀山地は、豎破山（標高 658m）、高鈴山（標高 623m）、神峰山（標高 598m）を主峰に、市域の約 3 分の 2 を占めて、海岸線までゆるやかな段丘を形成しており、市街地は海岸線に沿って東西 2 ～ 3 km にわたり帯状に展開している。

本市域を流れる河川は、20 数河川を数えるが、そのうち市域の南端を流れている久慈川は、福島県に源を発する一級河川で、流域面積、流路延長とも大きく上水道、工業用水、かんがい用水等、利水面でも大きな役割を果たしている。

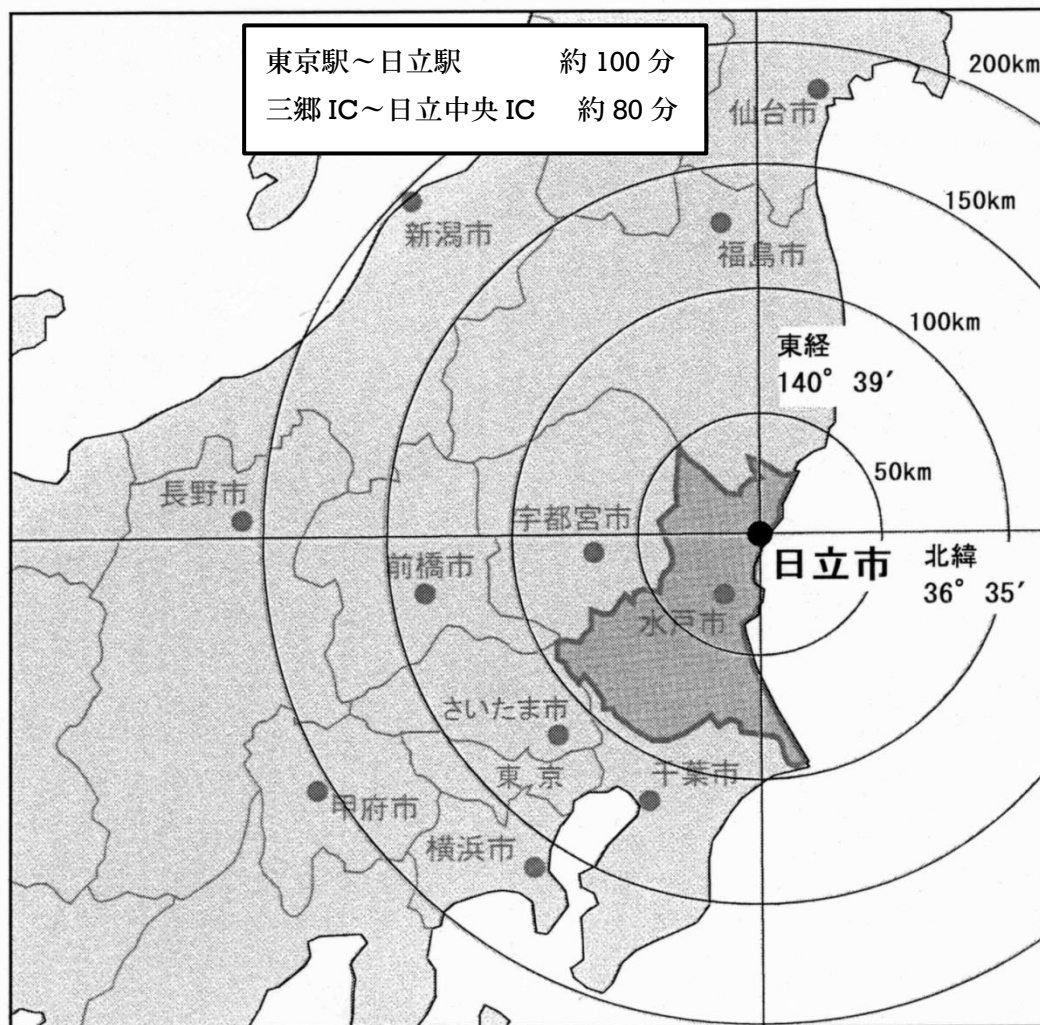


図 1-1 日立市の位置図

その他の河川は、茂宮川を除き市域に源を有し、流域が狭く流量も少ない短小河川が多い。

本市の気候は太平洋と標高数百メートルの多賀山地の影響をうけ、夏は涼しく冬は温暖で年間降水量は1,400mm前後であり、比較的温和である。

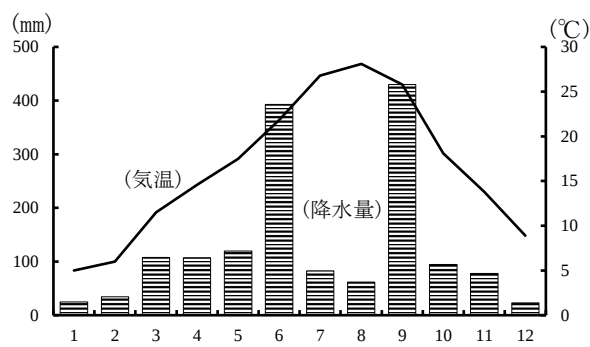


図 1-2 気温と降水量の月変化
(2023 年日立市役所観測所)

表 1-1 気象の概況

項目 年	気温 (℃)			平均湿度 (%)	降 水 量 (mm)	平均風速 (m/s)	最多風向	日 数						
								気 温			風速 10m/s 以上	湿度 40% 未満	雨 1 mm 以上	不 照
	25℃ 以上	30℃ 以上	0℃ 未満											
2019	15.0	34.7	-2.6	68	1,391.0	2.4	北北東	90	28	30	9	138	104	53
2020	15.1	37.6	-4.2	72	1,302.0	2.5	北北東	80	29	21	12	111	115	59
2021	15.3	37.4	-3.6	70	1,714.5	2.9	北北東	85	22	31	15	112	107	50
2022	15.1	36.5	-3.7	70	1,012.5	2.9	北北東	103	31	38	9	111	97	58
2023	16.5	36.5	-5.6	71	1,556.0	2.7	北西	118	59	28	8	107	93	44

資料：日立市天気相談所（日立市役所観測所）

2 人 口

本市の人口は、産業の発達に伴い増加してきたが、少子化や地域経済の動向の影響などで昭和 60 年(1985 年)以降減少傾向が続いている。

表 1-2 人口の推移 (各年 10 月 1 日現在)

年度	世帯数	人 口			人口 密度 (人/km ²)	1世帯 人口 (人)
		総 数	男	女		
1975	56,303	202,383	101,615	100,768	1,325	3.59
1985	65,619	206,074	103,634	102,440	1,347	3.14
1995	71,759	199,244	100,637	98,607	1,319	2.78
2005※	76,659	199,218	99,212	100,006	884	2.60
2010	78,701	192,266	96,102	96,164	852	2.44
2015	78,113	183,017	91,886	91,131	811	2.34
2019	78,337	176,069	87,833	88,236	780	2.25
2020	77,813	174,635	87,139	87,496	773	2.24
2021	77,578	171,888	85,768	86,120	761	2.21
2022	77,119	169,036	84,220	84,816	749	2.19
2023	76,803	166,302	82,946	83,356	737	2.17

※ 平成 16 年(2004 年) 11 月 1 日 旧十王町が編入合併して増加

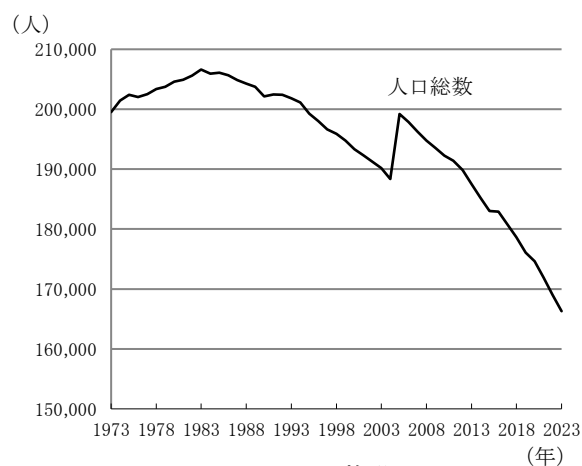


図 1-3 人口の推移

3 産 業

本市における産業は、多賀山地から銅、石灰石、その他の鉱物資源が産出され、銅の精錬を主として早くから発達した。また、これら日立鉱山を中心とした鉱工業から端を発し、発電機、各種家庭電気製品、各種電線、電気絶縁物資材、合成樹脂、セメントなどの製造工業も盛んとなり、重要港湾茨城港日立港区の流通体系と合わせ発展してきた。近年は、国内の需要停滞、新興国の市場拡大、取引先の海外展開など各産業を取り巻く環境は厳しいが、新たな企業立地も進んでいる。本市の産業構造の推移は、表１－３のとおりである。

表１－３ 産業構造の推移

人口 年度	第 1 次 産 業		第 2 次 産 業		第 3 次 産 業		合 計	
	人	%	人	%	人	%	人	%
1980	2,796	3.1	47,510	52.1	40,771	44.8	91,077	100
1985	2,511	2.7	46,268	48.9	45,802	48.4	94,581	100
1990	1,975	2.0	46,176	47.0	50,028	51.0	98,179	100
1995	1,841	1.9	43,665	44.4	52,894	53.7	98,400	100
2000	1,530	1.7	36,234	40.5	51,792	57.8	89,556	100
2005	1,836	2.1	32,920	37.7	52,617	60.2	87,373	100
2010	1,262	1.5	30,882	37.9	49,439	60.6	81,583	100
2015	1,078	1.5	27,480	37.3	45,104	61.2	73,662	100
2020	863	1.2	25,222	34.5	47,021	64.3	73,106	100

資料：各年度 国勢調査

産業別に就業人口の構成比をみると、令和 2 年度(2020 年度)では第 1 次産業が 1.2%、第 2 次産業が 34.5%、第 3 次産業が 64.3%となっており、昭和 55 年度(1980 年度)からの推移を見ると第 1 次及び第 2 次産業の比率は、全体として減少傾向にあり、それに対し第 3 次産業の比率は増加傾向にある。

また、製造業種ごとの製造品出荷額の内訳は表 1－4 のとおりである。電気機械、はん用機械は本市を代表する企業の業種であることから出荷額も多い。なお、主な工場・事業場の排出ガス量及び排出水量は表 1－5、主な工場、事業場の位置は図 1－4 のとおりである。

表 1－4 製造品出荷額

業 種	区 分	事業所数	従業員数 (人)	製造品出荷額 (万円)
食料品		9	226	77,314
飲料・たばこ・飼料		3	24	7,223
繊維		3	24	5,268
木材・木製品		3	23	7,964
家具・装備品		1	5	X
パルプ・紙・紙加工品		3	240	69,096
印刷・同関連業		6	105	30,783
化学		2	684	X
プラスチック製品		25	630	255,104
ゴム製品		1	24	X
なめし革・同製品・毛布		-	-	-
窯業・土石製品		10	418	247,834
鉄鋼		8	177	81,175
非鉄金属		21	2,685	1,856,961
金属製品		51	831	306,614
はん用機械		27	4,162	3,394,599
生産用機械		29	574	232,287
業務用機械		10	234	78,783
電子部品・デバイス		7	754	365,881
電気機械		90	9,989	5,394,083
情報通信機械		2	93	X
輸送用機械		24	599	222,727
その他の製造業		4	40	10,842
合 計		339	22,541	13,154,751

資料：令和 2 年 工業統計調査

表 1-5 主な工場・事業場の排出ガス量及び排出水量

令和 6 年 3 月 31 日現在

番 号	工 場 ・ 事 業 場 名	排出ガス量 ^{※1} (万 Nm ³ /時)	排出水量 ^{※2} (m ³ /日)
①	三菱重工業(株) 日立工場	16.6	全量下水道
②	(株)日立インダストリアルプロダクツ電機システム事業部 (山手地区)	0.4	(150)
③	(株)日立製作所 日立事業所 (臨海工場)	[115.2]	全量下水道
④	日立 GE ニュークリア・エナジー(株) 日立事業所 (臨海工場)	0.5	
⑤	日立グローバルライフソリューションズ(株) ホームソリューション事業部 生活家電本部	—	(2,049)
⑥	(株)日立製作所 日立事業所 (国分工場)	0.6	全量下水道
⑦	(株)日立製作所 大みか事業所	0.3	全量下水道
⑧	(株)日立製作所 日立研究所	—	全量下水道
⑨	(株)日立製作所 日立総合病院	0.5 [1.9]	全量下水道
⑩	(株)プロテリアル 茨城工場 (豊浦)	6.2 [6.4]	(300) ^{※3}
⑪	(株)プロテリアル 茨城工場 (日高)	2.2	(721) ^{※3}
⑫	(株)プロテリアル 茨城工場 (電線)	1.1	全量下水道
⑬	(株)プロテリアル 茨城工場	1.0 [1.3]	全量下水道
⑭	(株)レゾナック 山崎事業所	1.7	(670)
⑮	(株)レゾナック 山崎事業所 (桜川)	1.4	全量下水道
⑯	J X 金属環境(株)	13.9	35,145 ^{※4}
⑰	J X 金属(株) 日立事業所 (大雄院)	1.0	
⑱	J X 金属(株) 日立事業所 (白銀)	0.5[3.8]	
⑲	J X 金属(株) 日立事業所 (芝内)	0.9[1.9]	2,415 ^{※5}
⑳	J X 金属製錬(株) 日立工場	0.2	
㉑	日立セメント(株) 日立工場	34.9[44.4]	—
㉒	日立市 清掃センター	11.5	—
㉓	日立市 池の川処理場 (下水処理場)	[0.5]	52,529
㉔	(株)茨城環境企業	3.5	—
㉕	日立・高萩広域下水道組合 伊師浄化センター	0.2[0.4]	40,700

※1 大気汚染防止法のばい煙発生施設。[] は電気事業法の常用発電施設の排出ガス量を含む。

※2 水質汚濁防止法の特設施設から公共用水域への日平均排出水量。() は排水の一部を下水道へ排出している事業所の公共用水域への日平均排出水量。

※3 公共用水域へは冷却水のみ排水。

※4 J X 金属(株)日立事業所 (大雄院) の共同排水処理施設の排水水及び日立鉱山(株)の坑廃水を含む排出水量。

※5 J X 金属製錬(株)日立工場の共同排水処理施設の排水水量。

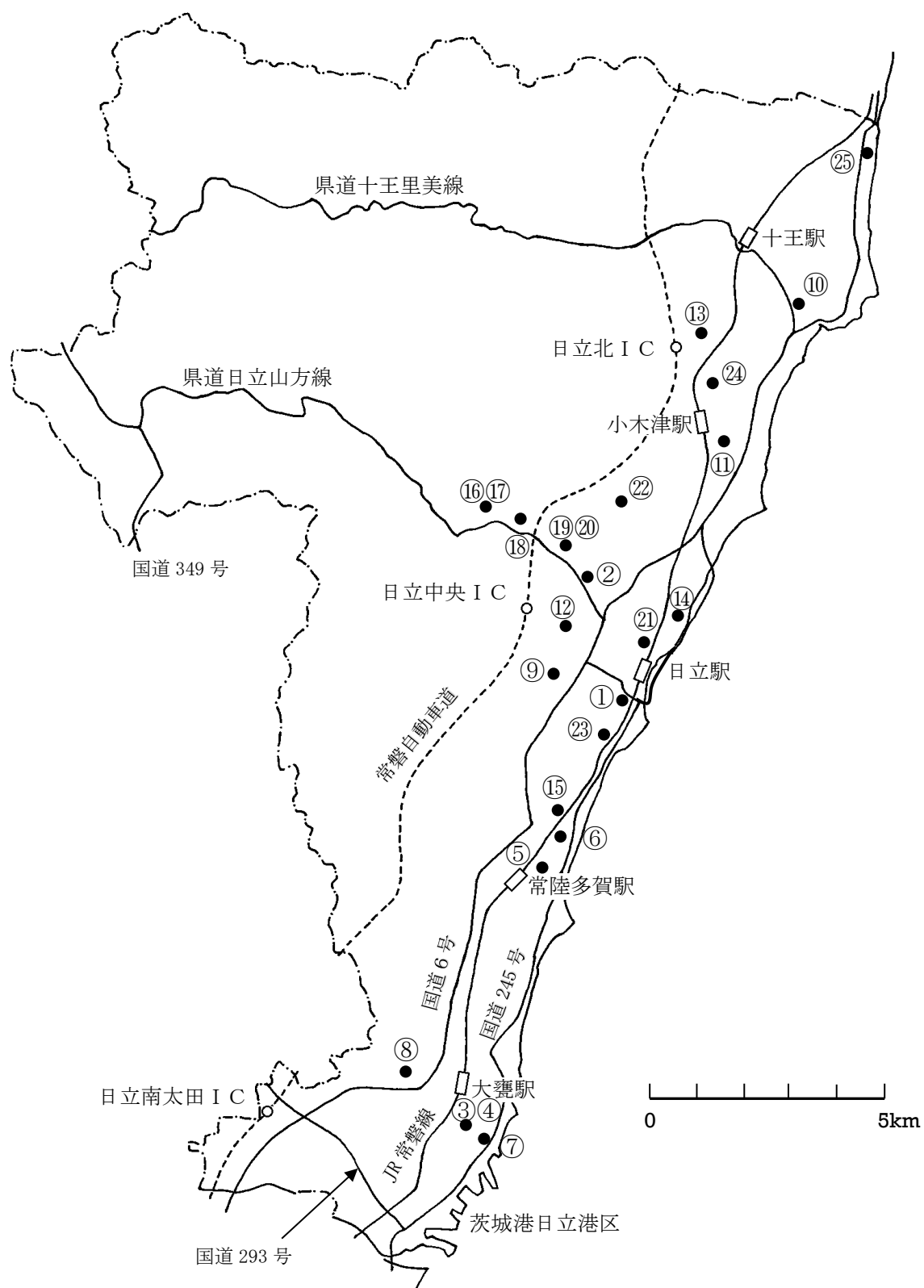


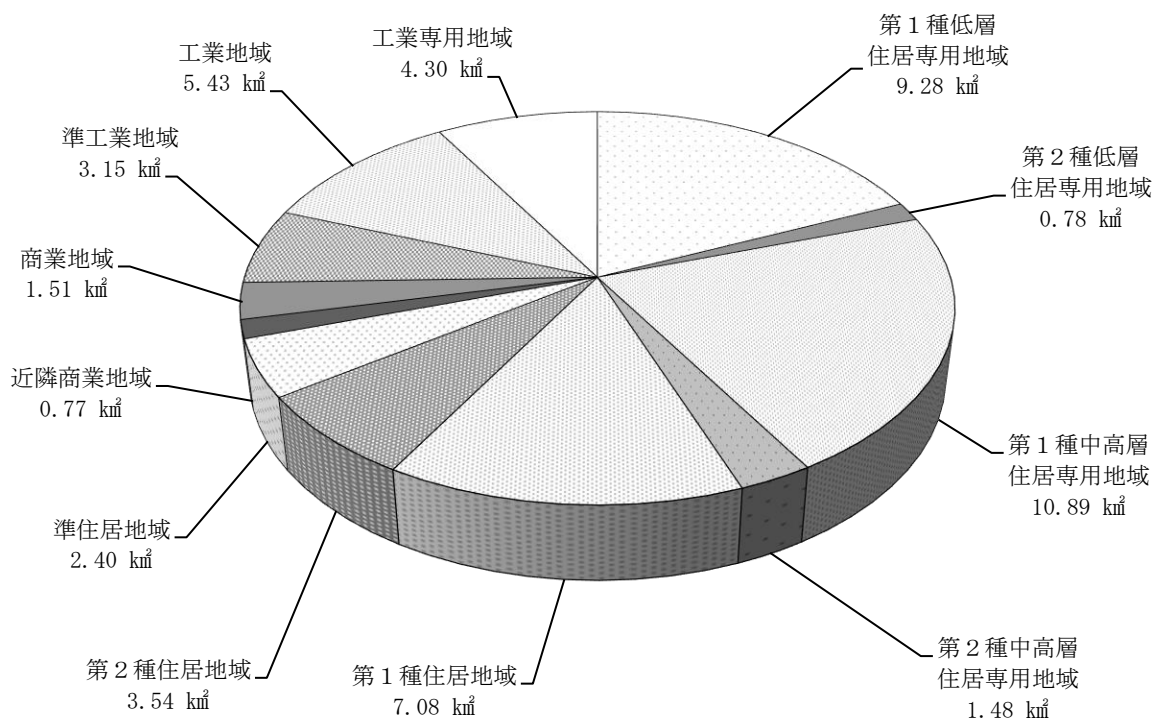
図 1－4 主な工場、事業場の位置

4 土地利用

本市の都市計画区域面積（表 1－6）は、83.13 km²で行政区域面積の約 37%となっている。また、市街化区域面積は 50.61 km²で、これを用途地域別（図 1－5）にみると住居系地域が約 70%、商業系地域が約 5%、工業系地域が約 25%となっている。

表 1－6 都市計画地域別面積

区 分	面積 (km ²)	構成比 (%)
行 政 区 域	225.73	100.0
都 市 計 画 区 域	83.13	36.8
・市 街 化 区 域	50.61	22.4
・市 街 化 調 整 区 域	32.52	14.4



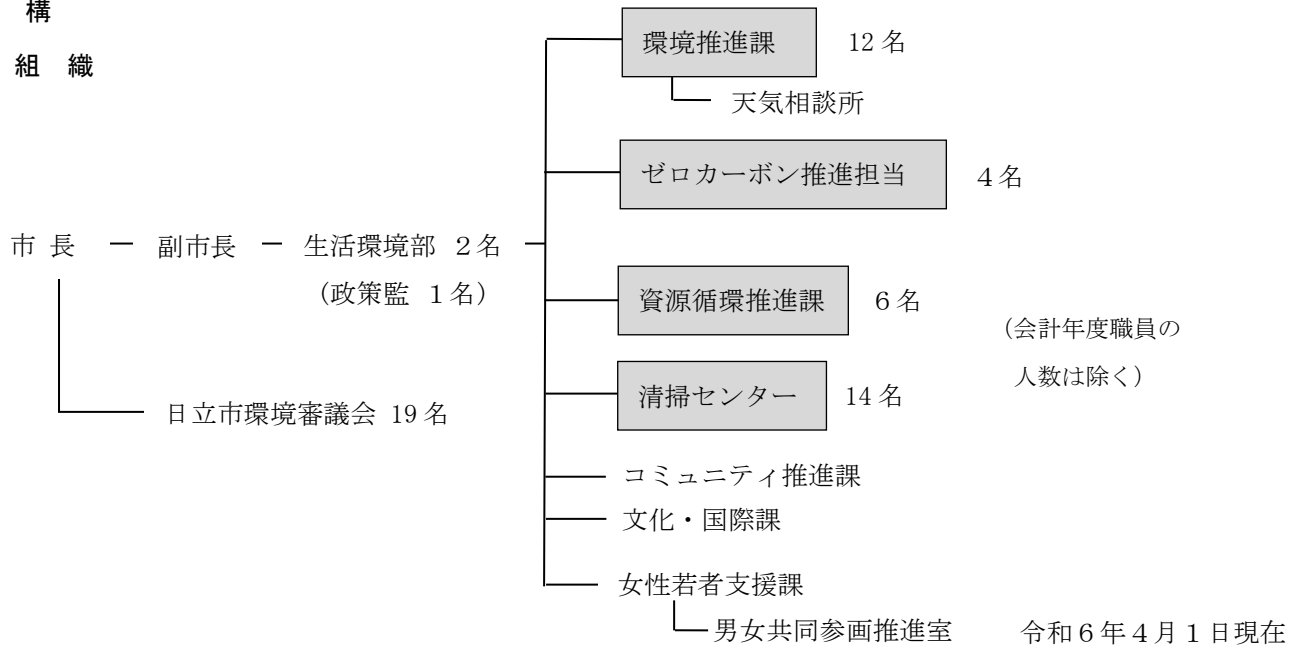
令和4年4月現在

図 1－5 用途地域別面積

第 2 章 環境保全行政の概要

1 機 構

(1) 組 織



(2) 事務分掌【環境部門】

環境推進課

- 環境政策の企画立案に関すること
- 公害発生の予防調査及び発生源の監視、調査指導
- 騒音規制法、悪臭防止法、振動規制法に基づく地域の指定、規制基準の設定等
- 騒音規制法、悪臭防止法、振動規制法、県・市条例に基づく施設の届出受理、改善勧告等
- 茨城県光化学スモッグ対策要綱に基づく対応
- PM2.5 注意喚起情報の通報対応
- 公害防止思想の啓蒙普及
- 公害に関係ある部課、行政機関・団体との連絡調整
- 公害苦情相談に関すること
- 空地の雑草相談に関すること
- 落書き防止施策の総合調整
- 原子力に関すること（原子力災害を除く）
- 環境教育基金の管理及び処分
- 太陽光発電設備の設置及び管理等に関すること
- 気象に関する情報の収集及び提供
- 天気相談所に関すること
- 一般廃棄物(生活排水)処理計画、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)の収集、運搬及び処分の調査企画
- 一般廃棄物(し尿)処理業及び浄化槽清掃業の許可、並びに許可業者の指導

- 環境衛生関係の手数料及び使用料に関すること
- 戸別合併処理浄化槽の維持管理、設置届出の受理等
- 葬祭場、火葬場及び霊園、ペット霊園
- し尿希釈投入施設、そ族及びこん虫駆除
- 鞍掛山霊園管理基金の管理及び処分に関すること
- 専用水道・小規模水道・飲用井戸等に関すること
- 飼い犬のふん害防止、地域猫活動の支援

ゼロカーボン推進担当

- 脱炭素化の推進に関すること
- 地球温暖化対策に関すること
- 再生可能エネルギーの普及拡大に関すること

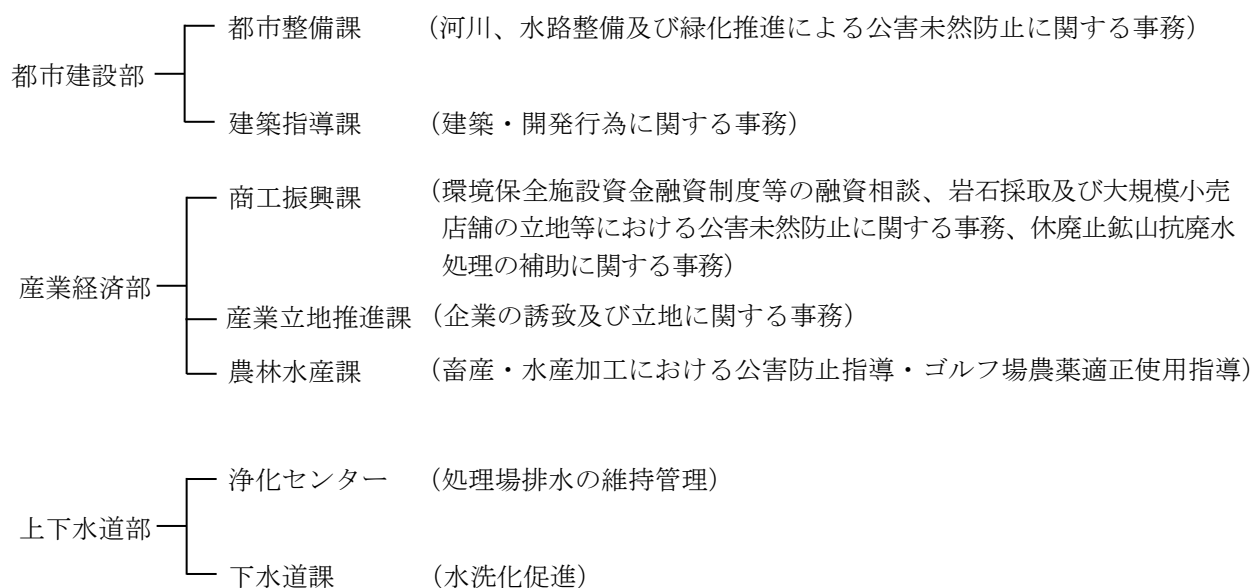
資源循環推進課

- 一般廃棄物処理計画、一般廃棄物処理施設の計画
- 産業廃棄物に関する関係機関との連絡調整
- ごみの減量化、資源化の推進、空き缶等の散乱の防止
- 土砂等による土地の埋立て等の規制

清掃センター

- 不法投棄の防止活動及び処理
- ごみ搬入手数料の徴収に関すること
- ごみの収集、運搬及び処分の実施、苦情処理
- 犬猫の死体処理

(3) 環境保全関連行政組織と事務内容



日立・高萩広域下水道組合 — 伊師浄化センター（処理場排水の維持管理、水洗化促進）

（一部事務組合）

2 予 算

（単位：千円）

年度 費用	2021	2022	2023
一般会計予算	72,705,000	72,890,000	72,420,000
環境保全対策費	34,577	68,288	128,262
報 酬	204	408	1,239
職員手当等	—	—	207
共済費	—	—	27
報 償 費	71	322	238
旅 費	569	575	703
需 用 費	2,371	2,308	3,156
役 務 費	600	419	294
委 託 料	6,715	28,811	76,214
使用料及び賃借料	115	115	118
備品購入費	592	500	736
負担金補助及び交付金	23,325	34,815	45,315
積 立 金	1	1	1
公 課 費	14	14	14

（注）各年度とも当初予算

3 環境保全行政のあゆみ

1964. 10. 1 日立市公害問題調査会発足（委員12名）
(S39)
10. 1 降下ばいじん量の測定（1か所 日立市消防本部）
1966. 9. 1 ばい煙規制法による地域指定基礎調査（市内10か所 4か月間）
(S41)
9. 1 大気汚染測定開始（市内10か所 デポジットゲージ法及びPbO₂法）
1967. 7. 1 茨城県公害防止条例施行
(S42)
7. 1 建設部に管理課公害係設置（3名）
12. 25 日立市公害対策委員会条例制定
1968. 3. 29 ばい煙規制法の指定地域となる（中里地区を除く）
(S43)
10. 13 通産省による工場騒音実態調査及び環境騒音細域調査が実施される（2日間）
12. メッキ工場排水実態調査（1969年1月まで）
1969. 4. 1 大気汚染自動記録装置設置（日立市役所）
(S44)
7. 1 騒音規制法の指定地域となる（都市計画区域内の市街化区域）
10. 1 機構改革により天気相談公害室公害課を新設
10. 8 宮田川、桜川流域の井戸水質（カドミウム）調査（2日間）
12. 3 市内各河川及び沿岸海域水質調査（2日間）
1970. 1. 27 日立セメント工場周辺の粉じん測定（8か所 2.7まで）
(S45)
7. 27 自動車排出ガス測定開始（4か所）
11. 14 日本鉱業㈱日立鉱業所の選鉱廃さいパイプ流送計画に基づく覚書締結（完成 1971. 10）
11. 24 日本鉱業㈱日立鉱業所の電解工場増設に伴う覚書締結
12. 19 日立セメント工場周辺住民の健康診断実施（12. 22まで）
1971. 4. 1 日立市公害防止条例制定
(S46)
6. 多賀駅前の石灰工場移転により粉じん被害解決
8. 19 日立市海岸クロマツ林枯損原因調査（茨城県林業試験場へ依頼）
1972. 2. 9 環境を守る日立市民会議発足
(S47)
10. 6 土壌汚染実態調査開始
11. 4 日立セメント公害問題調査会発足（学識経験者5名）
12. 11 日本鉱業㈱日立製錬所に自溶炉設置される（稼働開始 1973. 6. 1）
1973. 1. 1 機構改革により環境保全部公害課となる。同じく分析センター新設
(S48)
3. 15 市役所前に騒音表示装置設置
3. 31 日立セメント被害補償解決（公害防止協定書締結 1978. 5. 12）
4. 公共下水道一部供用開始
6. 5 第1回環境週間記念行事実施（工場点検ほか）
1974. 3. 30 日立市環境をまもる基本条例制定
(S49)
6. 25 幹線道路（国道6号）交通振動調査開始（市内全線123か所）
11. 10 日立セメント6号キルン竣工
11. 25 茨城県公害防止条例に基づく日立地域公害防止計画公示
1975. 1. 1 日立市公害防止条例全面改正施行
(S50)
1. 17 市道兎平・滑川線交通振動調査（全線23か所）

- 2. 4 日立南工業団地協同組合設立
- 2. 18 国道 245 号沿線交通振動調査実施（全線72か所、1975. 2. 24 まで）
- 10. 1 騒音規制法の指定地域追加（市内全域を指定地域とする）
- 1976. 7. 30 日本鉱業(株)日立製錬所自溶炉運転休止
(S51)
- 1977. 1. 28 公害対策基本法に基づく日立地域公害防止計画承認される（1976 年度～1980 年度）
(S52)
- 10. 常磐自動車道南北IC周辺環境影響調査（1978 年度継続）
- 10. 日立南工業団地予定地周辺環境影響調査（1978 年度継続）
- 11. 25 悪臭防止法の指定地域となる
- 1978. 4. 1 振動規制法の指定地域となる
(S53)
- 4. 10 硅石山選鉱廃さい埋立開始
- 9. 6 一般環境騒音調査開始
- 10. 日立市清掃センター周辺環境影響調査（次年度以降継続）
- 1979. 3. 31 選鉱廃さいパイプ流送に伴う公有水面埋立工事竣工
(S54)
- 1980. 4. 1 日立市清掃センター運転開始
(S55)
- 1981. 3. 20 公害対策基本法に基づく日立地域公害防止計画承認される（1981 年度～1985 年度）
(S56)
- 9. 30 日立鉱山 閉山となる
- 1982. 4. 1 機構改革により環境衛生部公害課となる
(S57)
- 1983. 3. 31 日立市清掃センター焼却残灰最終処分場完成
(S58)
- 1984. 2. 22 常磐自動車道沿線の騒音、振動事前調査（2 日間）
(S59)
- 3. 6 一般環境騒音調査開始（日立地域及び多賀地域、1984. 3. 12 まで）
- 12. 28 騒音に係る環境基準の指定地域となる
- 1985. 2. 20 常磐自動車道日立南太田IC開通
(S60)
- 3. 1 久慈川水系環境保全協議会設立（流域11市町村と関係団体で構成）
- 7. 3 常磐自動車道日立北IC開通
- 7. 東連津川・鮎川水生生物調査
- 9. 19 日立市公害防止条例施行規則の一部改正
- 1986. 3. 28 幹線道路沿線農用地の土壌中の金属調査
(S61)
- 4. 日立南工業団地周辺環境調査
- 7. 25 十王川水生生物調査
- 11. 有機塩素系溶剤実態調査開始（市内井戸水）
- 1987. 4. 有機塩素系溶剤汚染調査（中部～南部地区井戸水）
(S62)
- 1988. 3. 11 日立南工業団地公害防止協定の締結（4 社）
(S63)
- 4. 25 常陸那珂火力発電所環境影響評価準備書の公告及び縦覧（8 市町村）
- 8. 15 常陸那珂火力発電所環境影響評価準備書に対する意見書の提出
- 10. 17 日立南工業団地公害防止協定の締結（11 社）
- 10. アスベスト環境調査
- 1989. 1. 5 常陸那珂火力発電所環境影響評価書の公告及び縦覧（8 市町村）
(H 元)
- 3. 23 日立神峰測定局廃止

3. 28	自動車排出ガス固定局設置（小木津町国道 6 号沿）
4. 1	機構改革により市民生活部環境保全課となり、環境係・公害係の 2 係となる
4.	宮田川流域環境調査
7.	鮎川流域第 2 次環境調査
7. 25	ゴルフ場周辺環境農薬調査
1990. 4. (H 2)	「環境を守る日立市民会議」を「環境を創る日立市民会議」に改称し、主管課となる
6. 8	環境週間に「市民環境展」を開催する（3 日間）
7.	鮎川流域第 3 次環境調査
1991. 9. 1 (H 3)	メルセデス・ベンツ日本(株)日立 V P C と公害防止協定の締結
12. 12	ゴルフ場における環境保全協定の締結
1992. 4. 1 (H 4)	機構改革により環境保全部環境保全課となる
4.	大気中の鉛調査（1994 年 3 月まで）
12. 18	日立市議会にて「環境宣言」が決議される
1993. 2. 19 (H 5)	日鉱金属(株)の大煙突倒壊（午前 9 時 3 分）
3. 31	図鑑「日立の磯の動植物」を刊行
11. 19	環境基本法公布
1994. 3. 4 (H 6)	日立中央工業協同組合と公害防止協定の締結（5 社）
7.	鮎川流域第 4 次環境調査
1995. 1. (H 7)	日立市ごみ焼却施設環境アセスメント開始
3.	ほたる生息状況図「ほたるマップ」作成
3.	「鮎川流域環境調査報告書」作成
1996. 3. (H 8)	里川流域環境調査
6.	茨城県環境基本条例制定
1997. 3. (H 9)	茨城県環境基本計画策定
3.	日立市ごみ焼却施設環境影響評価書の公告及び縦覧
3. 11	動力炉・核燃料開発事業団東海事業所火災爆発事故発生
9. 17	常陸那珂火力発電所公害防止協定締結（県・6 市町村・2 事業者）
1998. 2. 10 (H10)	日立セメント(株)と公害防止協定の締結
4.	日立市環境基本計画策定開始
4. 1	多賀水系及び久慈川水系環境基準類型の改訂（施行日）
7.	ダイオキシン類の環境調査開始（日立市を含む県内 18 地点）
10. 8	(株)日立製作所 日立臨海発電所と公害防止協定の締結
1999. 3. 19 (H11)	茨城県環境影響評価条例公布
6. 18	「ひたち環境シンポジウム」を開催
7.	環境家計簿を作成し、市内全世帯に配布する
9. 30	(株)ジェー・シー・オー東海事業所臨界事故発生
12. 22	日立市環境基本条例制定
2000. 3. 31 (H12)	「日立市環境基本計画」策定

4. 1	機構改革により生活環境部環境保全課となり、環境係・公害係・分析センターの3係となる
11. 30	環境庁より、日立市が「アメニティあふれるまちづくり優良地方団体」として表彰を受ける
2001. 1. 3 (H13)	エコクリーンかみね（日立市ごみ処理施設）運転開始
4. 1	機構改革により、環境係が環境企画係、公害係が環境対策係となる
4. 1	騒音規制法の政令市となる
11.	茨城県日立南部一般環境大気測定局（東小沢小）設置
2002. 3. (H14)	湧水分布状況冊子「日立的湧水」を作成
4.	茨城県油縄子一般環境大気測定局廃止
6. 1	日立市内ゴミの有料化開始
12. 5	日立港において北朝鮮貨物船（チルソン号）座礁事故による海岸への重油漂着
2003. 2. 15 (H15)	土壌汚染対策法施行
4. 3	日立市環境保全率先実行計画（日立市エコオフィスプラン）開始
2004. 7. 14 (H16)	茨城県「投光機の使用による光害防止に係る指導要綱」施行
11. 1	十王町が編入合併
2005. 3. 25 (H17)	日立市環境都市宣言
10. 1	「茨城県生活環境の保全等に関する条例」等施行
2006. 4. 1 (H18)	「日立市環境教育基金の設置及び管理に関する条例」施行
4. 21	新日鉱ホールディングス㈱から1億円の寄付があり環境教育基金に充てる
2007. 7. 1 (H19)	「日立市落書きの防止に関する条例」施行
7. 1	機構改革により、環境保全課が環境政策課となる
2008. 3. (H20)	日立市分析センター廃止
4. 1	「日立市空き地等の管理の適正化に関する指導要綱」施行
4. 27	第1回鞍掛山のさくらの山づくり事業整備活動を実施(令和元年7月まで事業主管課)
6. 25	「泉が森湧水」及び「イトヨの里泉が森公園」が「平成の名水百選」に認定
7. 19	環境功労者表彰実施
2009. 2. 1 (H21)	一部のスーパー等店舗において、レジ袋有料化開始
3.	「日立的湧水（平成20年度版）」を改訂
5.	太陽光発電システム設置費の一部補助開始
2010. 2. (H22)	「日立市バイオマスタウン構想」策定
2011. 3. 11 (H23)	東日本大震災発生（14時46分）震度6強
3. 31	日立的自然ガイドブック（植物・昆虫・野鳥）を刊行
3.	震災による有害物質取扱工場等被害調査（メッキ工場等 市内17事業所）
4. ～	震災による環境影響評価開始：環境省（アスベスト・土壌・公共水域・地下水等）
2012. 2. 27 (H24)	電気自動車用急速充電スタンド運用開始
4.	茨城県日立会瀬一般環境大気測定局廃止
4. 24	鞍掛山さくらの山づくり事業記念石碑建立及び大島桜植樹
6. 1	日立市天気相談所開設60周年
2013. 3. (H25)	「第2次日立市環境基本計画（含 日立市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））」策定
5.	日立市天気相談所業務許可60周年
3. 8	「茨城県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起実施要領」施行
2014. 1. 15 (H26)	茨城県日立市役所一般環境大気測定局において微小粒子状物質（PM2.5）測定開始
8.	「日立市天気相談所60年の歩み」を刊行

8. 30	「日立市天気相談所 60 年の歩み」発行記念気象講演会開催
10.	天気相談所観測機器更新（市内 6 箇所）
12. 20	水素利用シンポジウム開催（茨城県と共催）
2015. 7. 30 (H27)	日立市新エネルギー推進懇話会を設置
12. 1	東京ガス(株)日立 LNG 基地と公害防止協定締結
2016. 3. (H28)	「日立市のホテル」（ホテルマップ）を作成
3. 31	久慈川水系環境保全協議会解散
8. 1	「日立市太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」施行
10. 15	日立市環境教育活動支援 10 周年記念講演会開催
12.	「日立市環境教育活動支援 10 年のあゆみ」を発行
2017. 2. (H29)	環境省花粉測定システム（はなこさん）設置（日立市消防本部屋上）
3.	日立市新エネルギービジョン策定
7. 18	市役所新庁舎での業務を開始
2018. 3. (H30)	「第 3 次日立市環境基本計画（含 日立市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））」策定
2019. 1. (H31)	日立小木津自動車排出ガス測定局廃止
4.	日立セメント(株)日立工場キルン停止、太平田鉱山、山根貯石場休止（鉄索・ベルコン停止）
(R 元) 5.	庁舎 1 階中央入口に設置のデジタルサイネージで市内の観測実況を提供開始
7.	機構改革により、鞍掛山のさくらの山づくり事業を都市建設部さくら課へ事務移管
7.	日立市市制施行 80 周年記念エコフェスひたち 2019 において気象講演会を開催
2020. 1. ～ (R 2)	新型コロナウイルス感染症対策のため、分散勤務の実施や各イベントが中止となる
8.	ひたちこどもエコクラブ創設
2021. 5. 31 (R 3)	環境省花粉測定システム（はなこさん）事業を終了
2022. 1. 8 (R 4)	エコフェスひたち 2 0 2 1 環境講演会を開催
3. 2	「ゼロカーボンシティひたち」の表明
3. 28	「日立市太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例」公布
4. 1	機構改革により、環境政策課が環境都市推進課となる
2023. 3. (R 5)	「第 4 次日立市環境基本計画」策定
3.	「第 3 次日立市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（ひたちゼロカーボンシティビジョン）」策定
7. 1	機構改革により、環境都市推進課が環境衛生課と合併し、環境推進課となり、環境保全係と衛生管理係となる。
9. 8	台風 13 号（線状降水帯）により、数沢川が氾濫し市役所(本庁舎)に甚大な被害を及ぼす

4 日立市環境保全率先実行計画（エコオフィスプラン：第4期）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市自らが環境に配慮した事務事業に取り組み、環境負荷の低減に努めるため平成 15 年(2003 年) 3 月に策定した。第 1 期は平成 15 年度(2003 年度)から平成 19 年度(2007 年度)まで、第 2 期は平成 20 年度(2008 年度)から平成 24 年度(2012 年度)まで、第 3 期は平成 25 年度(2013 年度)から令和 2 年度(2020 年度)までを計画期間とした。第 4 期は、令和 3 年度(2021 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までの 10 年間を計画期間としている。

表 2-1 エコオフィスプラン（第 4 期）の概要

実施期間	令和 3 年度から令和 1 2 年度（基準年度：平成 2 5 年度）														
主な取組内容	・庁舎等の省エネルギーの推進 ・廃棄物の排出削減とリサイクルの推進 ・エネルギーの有効活用（再生可能エネルギーの活用、LED 照明導入など） ・グリーン購入の推進（再生紙、省エネ機器など） ・低公害車の導入														
温室効果ガス総排出量の削減目標	・令和 12 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比で 26％削減 ・中間目標として令和 7 年度（2025 年度）までに基準年度比で 13％削減														
計画期間の削減目標値	<table><tr><th>年度</th><th>排出量 (t-CO₂)</th><th>削減率 (基準年度比)</th></tr><tr><td>基準年度 平成 25 年度（2013 年度）</td><td>75,368</td><td>－</td></tr><tr><td>中間目標年度 令和 7 年度（2025 年度）</td><td>65,570</td><td>△13.0%</td></tr><tr><td>目標年度 令和 12 年度（2030 年度）</td><td>55,772</td><td>△26.0%</td></tr></table>			年度	排出量 (t-CO ₂)	削減率 (基準年度比)	基準年度 平成 25 年度（2013 年度）	75,368	－	中間目標年度 令和 7 年度（2025 年度）	65,570	△13.0%	目標年度 令和 12 年度（2030 年度）	55,772	△26.0%
年度	排出量 (t-CO ₂)	削減率 (基準年度比)													
基準年度 平成 25 年度（2013 年度）	75,368	－													
中間目標年度 令和 7 年度（2025 年度）	65,570	△13.0%													
目標年度 令和 12 年度（2030 年度）	55,772	△26.0%													

(2) 温室効果ガスの排出量（及び活動量調査結果）

令和 5 年度(2023 年度)の温室効果ガスの排出量は、52,843 t-CO₂ となり、基準年度である平成 25 年度(2013 年度)と比較し、29.9%(22,525t-CO₂)の削減となった。（表 2-2）

削減された主な要因は、燃料使用量及び一般廃棄物焼却量の減である。

令和 5 年度(2023 年度)の温室効果ガスの排出量は、市役所の事務事業で使用したエネルギーなどの活動量（表 2-3）を基に算出した。

表 2-2 温室効果ガスの種類別排出量

温室効果ガス	排出量(t-CO ₂)		増減率 (基準年度比)
	基準年度 (平成 25 年度)	令和 5 年度	
二酸化炭素 (CO ₂)	73,224	50,906	△30.5%
メタン (CH ₄)	297	345	16.2%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	1,841	1,586	△13.9%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	6	6	△2.4%
合 計	75,368	52,843	△29.9%

※排出量は小数点未満を端数処理しているため、合計等が一致しない場合があります。

表 2-3 温室効果ガスの要因となる活動量

対 象 項 目			活 動 量			
			単位	基準年度 (平成 25 年度)	令和 5 年度	増減率 (基準年度比)
電気使用量			kWh	43, 514, 320	48, 390, 772	11. 2%
燃 料 使 用 量	ガソリン		リットル	270, 625	228, 921	△15. 4%
	うち公用車			270, 346	226, 043	△16. 4%
	軽油			63, 676	62, 364	△2. 1%
	うち公用車			63, 676	60, 490	△5. 0%
	A 重油			693, 740	135, 600	△80. 5%
	灯油			752, 668	686, 302	△8. 8%
	L P G (プロパンガス)		m³	25, 458	60, 453	137. 5%
	都市ガス			764, 362	1, 249, 011	63. 4%
熱の利用			M J	7, 057, 725	2, 502, 944	△64. 5%
公用車の 走行距離	ガソリン		km	2, 679, 984	2, 107, 129	△21. 4%
	ディーゼル			251, 663	187, 197	△25. 6%
カーエアコンの使用 (HFC-134a)			台	318	426	34. 0%
家畜	馬		頭	14	6	△57. 1%
	めん羊			4	2	△50. 0%
	山羊			14	15	7. 1%
	豚			1	0	△100. 0%
	鶏		羽	17	8	△52. 9%
一般廃棄物焼却量 (連続焼却式)			トン	61, 200	52, 197	△14. 7%
うち廃プラスチック		17, 821		8, 915	△50. 0%	
下水処理量			m³	15, 012, 270	13, 999, 835	△6. 7%

※活動量は小数点未満を端数処理しているため、合計等が一致しない場合があります。

(3) 省資源の推進

エコオフィスプランでは市自らが排出する温室効果ガスの削減に加え、水道使用量の削減など省資源の推進にも取り組んでいる。

表 2-4 省資源の推進に係る活動量

項 目	単位	基準年度 (平成 25 年度)	令和 5 年度	増減率 (基準年度比)
水道使用量	m ³	455,633	446,442	△2.0%
用紙使用枚数 (A4 判換算)	枚	42,318,415	34,746,849	△17.9%

(4) 環境に配慮した製品等の導入

ア 公用車の更新等では、低公害車（電気自動車、ハイブリッド車等）及び低燃費かつ低排出ガス車等の導入を促進する。

イ パソコン、コピー機等の OA 機器のリース・購入時は、エネルギー消費効率の高い機器の導入を促進する。

(5) 省エネ・節電の取組について

夏季期間中における省エネ・節電の取組（5月1日～10月31日）・冬季期間中における省エネ・節電の取組（12月1日～3月31日）の実施や冷暖房における室温の設定を推進している。

(6) 再生可能エネルギーの有効活用

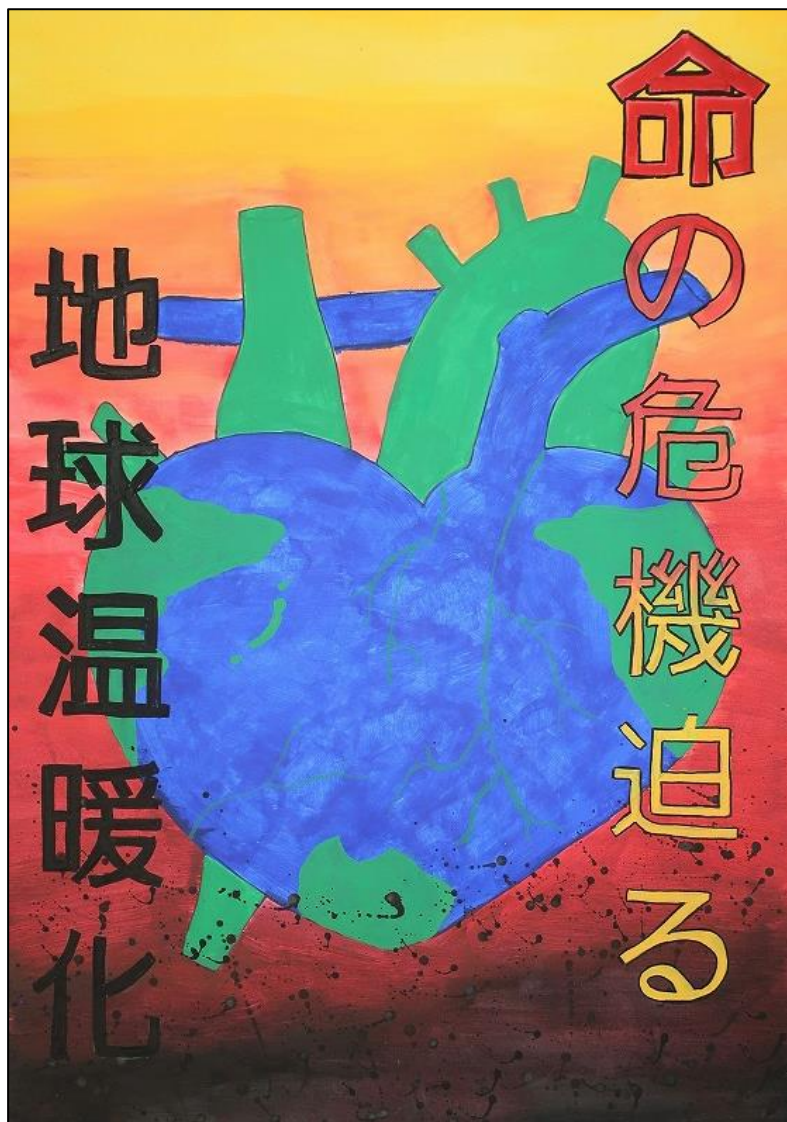
学校施設や交流センター等に太陽光発電システムの設置を推進している。

表 2-5 設置施設一覧

施 設		規模 (kW)	設置 年度	施 設		規模 (kW)	設置 年度
1	泉丘中学校	10	2000	25	仲町交流センター	8	2013
2	駒王中学校	10	2003	26	諏訪交流センター	8	2013
3	南高野学校給食調理場	10	2007	27	大久保交流センター	8	2013
4	消防拠点施設	20	2008	28	助川中学校	30	2013
5	坂本小学校	10	2008	29	水木小学校	30	2013
6	ふれあいプラザかみね	4	2010	30	油縄子小学校	30	2014
7	大久保中学校	35	2010	31	中小路交流センター	8	2014
8	日立駅自由通路	13	2011	32	久慈川日立南交流センター	8	2014
9	会瀬小学校	30	2012	33	日高交流センター	8	2014
10	日高中学校	30	2012	34	会瀬交流センター	8	2014
11	十王交流センター	8	2012	35	水木交流センター	8	2014
12	田尻交流センター	8	2012	36	豊浦交流センター	8	2014
13	滑川交流センター	8	2012	37	助川交流センター	8	2014
14	宮田交流センター	8	2012	38	久慈交流センター	8	2014
15	成沢交流センター	8	2012	39	池の川さくらアリーナ	25	2016
16	油縄子交流センター	8	2012	40	日立市役所庁舎	20	2017
17	河原子交流センター	8	2012	41	諏訪小学校	30	2017
18	塙山交流センター	8	2012	42	久慈小学校	30	2018
19	大沼交流センター	8	2012	43	豊浦小学校	20	2019
20	金沢交流センター	8	2012	44	日高小学校	20	2020
21	大みか交流センター	8	2012	45	十王中学校	5	2021
22	中里交流センター	8	2012	46	中里小中学校	20	2021
23	南部図書館	10	2012	47	萬春園	30	2022
24	くじ保育園	3	2012				

第2部 環境の保全

.....



「第30回環境を考えるポスター展」入賞作品より

1 啓 発

(1) 環境教育活動支援事業

平成 18 年(2006 年)に環境教育事業を推進するため、新日鉱ホールディングス株式会社(現 J X 金属株式会社)からの寄附金をもとに設置した「日立市環境教育基金」を活用した補助事業。

令和 5 年度(2023 年度)の状況

ア 補助団体: 25 団体 こどもエコクラブ、小学校と地域の団体、高等学校など

イ 活 動: 自然体験、環境美化活動、ビオトープ整備、成果発表の実施など

(2) 市民参加の啓発活動

「環境を創る日立市民会議」などの団体や地球温暖化防止活動推進員、公募した市民、企業と協働で自然環境保全や啓発活動を実施した。

環境保全活動(令和 5 年度)

事業名	実施日	場 所	参加者
野鳥観察会	2 月 10 日(土)	井頭公園・古徳沼	37 名

啓発活動(令和 5 年度)

事業名	実施日	場 所
ごみゼロキャンペーン	5 月 30 日(火)~31 日(水)	J R 常陸多賀駅、J R 日立駅
グリーンライトアップ	6 月 1 日(木)~30 日(金)	日立市役所大屋根広場、 J R 日立駅自由通路
緑のカーテン啓発	夏 季	市の公共施設
環境を考えるポスター展	10 月 13 日(金)~20 日(金)	日立シビックセンターギャラリー

※ひたち・くさゼロ大作戦は、災害対応を最優先であることから中止。

(3) ひたちこどもエコクラブ

子どもたちの環境への関心の芽を育てるため、環境を創る日立市民会議と協働で令和 2 年度(2020 年)に創設した。当クラブでは、自然観察会、環境保全活動、環境に配慮した工場の見学、環境についての学習などの活動を、年間を通して行う。

活 動(令和 5 年度)

事業名	実施日	場 所
開講式及び講座	6 月 24 日(土)	日立市役所
エコフェスひたち 2023 参加	7 月 22 日(土)	日立シビックセンター新都市広場
霞ヶ浦湖上体験学習会	8 月 25 日(金)	霞ヶ浦、霞ヶ浦環境科学センター
国立極地研究所バスツアー	10 月 14 日(土)	国立極地研究所、多摩動物公園
お天気教室	12 月 9 日(土)	日立市役所
親子エコクッキング	1 月 20 日(土)	日立シビックセンター料理室
野鳥観察会	2 月 10 日(土)	井頭公園、古徳沼
成果発表会	3 月 2 日(土)	日立市役所

※自然観察会、小木津山自然公園湿地整備に関しては、台風 13 号による土砂崩れの影響のため中止。

2 公害防止協定・環境保全協定

公害防止協定は、地域の実状に応じて法律や条例の規制内容を補完するものとして、市と企業との間で直接協定を結ぶ2者協定や、企業と地域住民、地元自治体との間（市が地域住民との間に立会人として参与する）で結ぶ3者協定がある。現在、本市と締結している協定は、表1-1のとおりである。

表1-1 公害防止協定締結企業一覧

(1) 2者協定

締結年月日		企 業 名		締結年月日		企 業 名	
1	1988. 3. 11	(株)三代鉄工所	第一期	20	1994. 4. 1	ザ・バック(株)茨城工場	伊師工業団地
2	1988. 3. 11	(株)タケムラ		21	1994. 4. 1	SMK(株)ひたち事業所	
3	1988. 3. 11	(有)心泉工業		22	1994. 4. 1	日立化成テクノサービス(株) 日立事業所（伊師） （現：(株)レゾナック・テクノサービス日立事業所（伊師））	
4	1988. 10. 17	大三工業(有)		23	1994. 4. 1	トヨミツ工業(株)茨城工場	
5	1988. 10. 17	末永鋼材(株)		24	1994. 4. 1	(株)日本化学研究所 茨城工場	
6	1988. 10. 17	(株)小針		25	1994. 4. 1	(株)関根鉄工所	
7	1988. 10. 17	(株)創和工業	第二期	26	1999. 7. 8	いばらきコープ生活協同 組合コープ十王センター	
8	1988. 10. 17	(株)沢島製作所		27	1998. 2. 10	日立セメント(株) 日立工場	
9	1988. 10. 17	正栄産業(株)		28	2015. 12. 1	東京ガス(株)日立 LNG 基地	
10	1988. 10. 17	(有)日立電機工業		29	2017. 3. 1	(株)常陸那珂ジェネレーション 常陸那珂共同火力発電所 （関係7自治体と共同締結）	
11	1988. 10. 17	新熱工業(株)		30	2019. 4. 1	(株)JERA 常陸那珂火力発電所 （関係7自治体と共同締結） ※東京電力フュエル&パワー(株)（東京電力(株)より分社した企業）より事業承継したことに伴い再締結 ・1997. 9. 17 東京電力(株)と締結 ・2017. 3. 31 会社分社により、東京電力フュエル&パワーに変更	
12	1988. 10. 17	アイケーディ(株)					
13	1988. 10. 17	(有)松島空調	本山小規模工業団地				
14	1991. 9. 1	メルセデス・ベンツ日本(株) 日立新車整備センター （現：エムビー・サービス日本(株) 日立新車整備センター）					
15	1994. 3. 4	日立中央工業協同組合					
16	1994. 3. 4	(株)五来製作所					
17	1994. 3. 4	川井金属化工(株)					
18	1994. 3. 4	(株)千田塗工店					
19	1994. 3. 4	(有)カシムラ工業所					

(2) 3者協定

締結年月日		企 業 名	締 結 者
1	1970. 11. 24	日鉱金属(株) (現: J X金属(株)日立事業所)	新町、加性、榎平地区公害防止協定連絡協議会
2	1971. 9. 30	日立製線(株) (現: (株)プロテリアル茨城工場 (豊浦))	川尻漁業協同組合
3	1973. 11. 14	日立設備エンジニアリング(株) (現: (株)日立パワーソリューションズ)	川尻漁業協同組合
4	1978. 9. 22	日立セメント(株)	日立セメント公害対策協議会
5	1981. 3. 19	日立電線(株)茨城工場 (日高) (現: (株)プロテリアル茨城工場 (日高))	川尻漁業協同組合

また、ゴルフ場の農薬汚染については、ゴルフ場の事業活動による公害を未然に防止するとともに周辺地域の良好な環境を確保することを目的として、2ゴルフ場と表1-2のとおり環境保全協定を結んでいる。

表1-2 環境保全協定締結ゴルフ場一覧

締結年月日		ゴルフ場名
1	1991. 12. 12	日立ゴルフクラブ
2	2009. 7. 3	ザ・オーシャンゴルフクラブ

3 公害未然防止対策

(1) 日立市公害防止条例に基づく事前協議

日立市公害防止条例第16条の規定に基づき、大規模な工場・事業場の新增設等については、事前に事業計画・公害防止方法等に関し協議を行い、公害防止に係る必要な指導及び助言をするとともに、必要と認めたものについて、公害防止協定等を締結している。令和5年度(2023年度)は、工場新設等による事前協議書の提出は0件であった。

(2) 土地利用審査委員会

市内の土地利用の適正化を図り、環境の保全と土地の効率的な活用のために、一定規模(1,000m²)以上の土地利用計画について、関係課と審議を行っている。令和5年度(2023年度)は、7件の申請・届出があり、環境推進課では防音・排水・粉じん対策などについて協議した。

表1-3 用途地域別土地利用審査件数

用途地域	件数	用途地域	件数
第一種低層住居専用	0	近隣商業	0
第二種低層住居専用	0	商 業	0
第一種中高層住居専用	2	準 工 業	1
第二種中高層住居専用	0	工 業	0
第一種住居	2	工業専用	0
第二種住居	1	調整区域	0
準 住 居	0	区 域 外	1

(3) 日立市大規模小売店舗立地調整会議

大規模小売店舗立地法に基づく届出により、令和5年度(2023年度)の県から日立市への意見照会は2件であった。意見照会のあった場合、店舗周辺の生活環境保持の見地から騒音防止対策、夜間照明対策等を状況に応じ要請している。

(4) 岩石採取計画

採石法第 33 条の規定により採取計画の認可申請書が県に提出されると、県は日立市に対し、意見照会を実施している。その中で環境推進課は、水質汚濁防止、粉じん防止、騒音防止対策等を要請しており、令和 5 年度(2023 年度)の認可申請は 0 件であった。

(5) 土壤汚染対策法に基づく土地履歴調査

土壤汚染対策法第 4 条の規定により 3,000m²以上の土地の形質変更届出書が県に提出されると、県は日立市に対し申請された土地について、特定有害物質使用等の履歴照会を実施している。令和 5 年度(2023 年度)の照会件数は 7 件であった。

4 環境保全施設資金融資制度

茨城県では、県内の中小企業者（原則として 1 年以上継続して同一事業を営む事業者）に対し、環境保全施設、省エネルギー・再生可能エネルギー施設の設置等に要する資金融資の斡旋及び利子補給を行う制度を設けている。

表 1－4 融資制度のあらまし

融資対象事業	環境保全施設	大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭の防止施設、産業廃棄物の適正処理施設、化学物質の適正管理施設の設置や改善
	地球温暖化対策	省エネルギー・再生可能エネルギー施設の設置や改善
融資限度額 (環境保全施設の場合)	(1) 融資対象となる事業費の 80%以内 (2) 一つの貸付事業につき 2,500 万円を限度 但し、ダイオキシン類対策等、知事が必要と認めた場合は 5,000 万円	
融資利率	融資期間	利率（カッコ内は保証付きの場合）
	5 年超～7 年以内	2.0%（1.5%）
	3 年超～5 年以内	1.9%（1.4%）
	3 年以内	1.8%（1.3%）
償還方法	元金均等償還（1 年以内の据置可）	

備考：本融資制度は、茨城県県北県民センター環境・保安課等が相談窓口となっている。

令和 5 年度(2023 年度)の融資件数はなし。

5 公害に関する苦情

(1) 発生状況

令和 5 年度(2022 年度)に市に寄せられた公害苦情件数は、表 1－5 のとおりで、前年度より 6 件減少し、19 件であった。また、苦情件数の経年変化は、図 1－1 のとおりで、平成 17 年度(2005 年度)をピークに増減を繰り返しているが、ここ数年は減少の傾向にある。種類別では、大気汚染の苦情が最も多く、全体の苦情件数の約 7 割を占めていた。苦情件数は、大気汚染・騒音の順に多く、月別では住民が窓等を開放する機会が増える夏や、気候の良い春や秋を中心に苦情が多発する傾向にある。

表 1－5 年度別苦情発生件数

年 度	典型 7 公害							その他	合 計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
2019	24	0	0	7	2	0	1	0	34
2020	37	0	0	8	1	0	2	1	49
2021	23	0	0	4	0	0	0	0	27
2022	19	0	0	6	0	0	0	0	25
2023	13	0	0	5	1	0	0	0	19

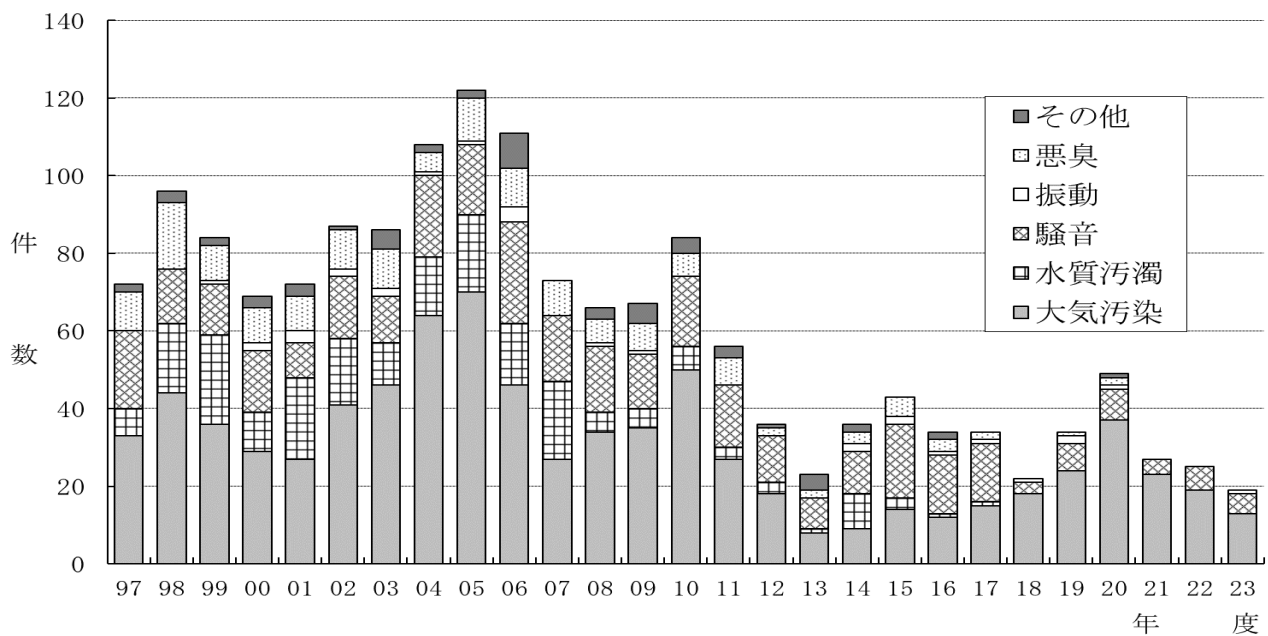


図 1－1 公害苦情の経年変化

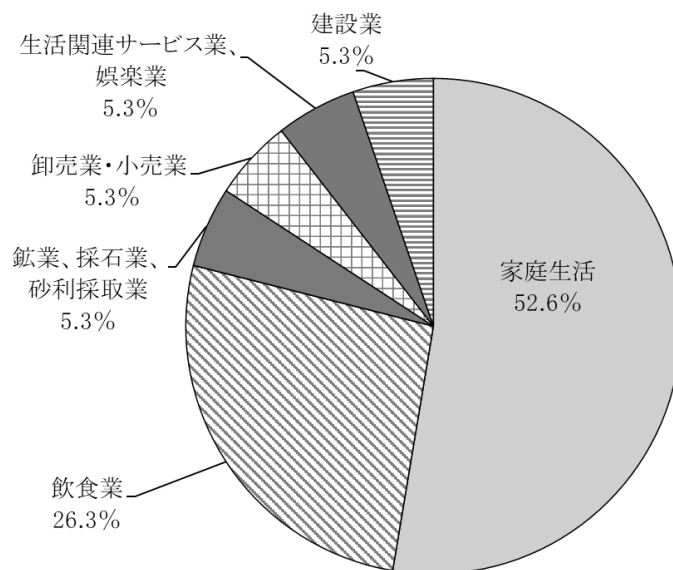


図 1－2 公害苦情の業種別発生率状況（令和 5 年度）

表 1－6 公害苦情の種類と内容（令和５年度）

種 類	総 数	苦 情 発 生 源 の 業 種 及 び 内 容	
大気汚染	13 件	【鉱業、採石業、砂利採取業】 【家 庭 生 活】 【卸売業・小売業】 【生活関連サービス業、娯楽業】	粉じん（１） 屋外焼却（10） 屋外焼却（１） 屋外焼却（１）
水質汚濁	0 件		
騒 音	5 件	【飲 食 業】	深夜騒音（５）
振 動	1 件	【建 設 業】	工 事（１）
悪 臭	0 件		

（注）１．発生源の分類は、公害等調整委員会の公害苦情件数調査による。

（注）２．（ ）内は、苦情件数を表す。

公害苦情の業種別発生率状況は、家庭生活が最も多く、次いで建設業、製造等であった（図１－２）。主な内容は、家庭生活や建設業などで発生した廃棄物の屋外焼却による大気汚染と、設備機械などからの騒音となっていた。悪臭、振動及び水質汚濁の苦情はなかった（表１－６）。

また、用途地域別苦情件数は、表１－７のとおりで、住居系地域での発生件数が全発生件数の約４割を占め（３７％）、その他、工業系地域（２６％）、都市計画区域外（２１％）、商業地域（１６％）であった。

表 1－7 用途地域別苦情件数（令和５年度）

用 途 地 域	住 居 専 用				第 1 種 住 居	第 2 種 住 居	準 住 居	合 計
	第 1 種 低 層	第 2 種 低 層	第 1 種 中高層	第 2 種 中高層				
件 数	0	0	1	1	3	1	1	
用 途 地 域	近 隣 商 業	商 業	準 工 業	工 業	工 業 専 用	調 整	区 域 外	19
件 数	0	3	2	3	0	0	4	

(2) 処理状況

令和5年度(2023年度)に取り扱った公害に関する苦情のうち、市の指導により当該年度中に解決した苦情は18件で、取扱件数19件に占める割合は95%であった。

処理内容の状況は、表1-8のとおりである。処理内容は、「作業停廃止・行為の中止」が12件と最も多くなっている。

また、土地所有者が不明な空き地等に雑草が繁茂して住民が困っている場合に、市が住民に代わって所有者を調査し、土地の適正管理への協力要請を行っており、158件の依頼があった。

なお、前述の公害苦情相談のほかに、環境に関する依頼や要望等の相談が48件寄せられた。

表1-8 処理内容別苦情処理件数 (令和5年度)

苦情の種類 処理内容		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	その他	合計
直接処理 (解決)	工場・事務所の移転									-
	機械・施設の移転									-
	機械・施設の改善									-
	故障の修理・復旧									-
	作業方法・使用方法の改善	1				1				1
	作業時間の変更・短縮									-
	作業停廃止・行為の中止	12								19
	原因物質の除去等									-
	被害者宅等への防止対策									-
	市の措置・説明に納得									-
	その他				4					4
	小計	13	-	-	4	1	-	-	-	18
他の機関へ移送(警察等)										-
翌年度へ繰り越し					1					1
合計		13	-	-	5	1	-	-	-	19

第4次日立市環境基本計画

計画の趣旨

環境基本計画は、安全で快適な環境を守り、創り、育て、これを次世代に引き継いでいくために、市民を中心に市民団体、事業者及び市の総意による望ましい日立市の将来像や環境目標を示すとともに、そこに至る基本的な道筋を明らかにするものです。

計画の役割

本市の環境行政の基本的な考え方と施策の基本的な方向性を示すもので、市における環境に関連する各種の施策は、本計画に基づいて策定、実施されます。また、市民、市民団体、事業者、及び市の各主体が行う各種の社会経済活動において環境に配慮すべき事項を示します。

計画の期間

国の「地球温暖化対策計画」において、令和12年度(2030年度)に温室効果ガス46%削減を目指すこととなったことを踏まえ、令和5年度(2023年度)を初年度とした8年間を計画の期間とします。

計画の担い手

本計画の担い手は、市民、事業者及び市です。

- ① 市民は、地域環境だけでなく地球規模の環境の保全と創造を担う役割を持つことを理解し、生涯学習に参加するなど、環境への関心を常に高めるとともに、日常生活において、省エネルギー・省資源など環境への負担が少ない生活の実践に努めます。
- ② 事業者は、事業のあらゆる段階において、環境に配慮した活動を意識し、公害の防止、環境保全や安全性の確保、環境にやさしい商品の開発や環境保全技術の向上に努め、省エネルギー・省資源など環境負荷の少ない事業活動に努めるとともに環境産業分野への積極的な参入など、持続可能な社会の発展に貢献します。
- ③ 市は、市民、事業者及び他自治体とも連携を図りながら、環境情報の提供や環境活動の支援、環境保全に関する基盤づくりを行い、持続可能な社会の構築を図ります。



「第4次日立市環境基本計画」

第3部 大気汚染

.....



「第30回環境を考えるポスター展」入賞作品より

第 1 章 大 気 汚 染 の 現 況

1 監視網と調査地点

市内には茨城県が設置する大気汚染常時監視測定局（表 1－1）が 3 箇所があり、一般環境における大気汚染状況を監視する一般環境大気測定局（一般局）3 局となっている。

また、市内の大気汚染の状況を把握するため、日立市では前年度に引き続き、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、降下ばいじんについて環境測定を表 1－2 のとおり実施した。

表 1－1 市内の茨城県大気汚染常時監視測定局

測 定 局		所 在 地	二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速
一般局	① 日立市役所	宮田町 1-44	○	○	○	○	○	○	○
	② 日立多賀	末広町 1-2		○	○		○		○
	③ 日立南部	下土木内町 617	○	○	○		○		○

表 1－2 環境測定地点

測 定 地 点		所 在 地	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	降下ばいじん	備 考
①	日立市役所	助川町 1-1-1		○*	○	*県測定局で測定
④	日立シビックセンター	幸町 1-18	○	○	○	新都市広場で測定
⑤	南部支所	久慈町 7-1-1	○	○	○	
⑥	旧中里小学校	東河内町 1909	○			
⑦	国道 6 号	大沼町 1-7	浮遊粒子状物質・一酸化窒素・二酸化窒素・一酸化炭素・メタン・非メタン炭化水素・風向・風速			移動測定車で測定

2 環境基準と調査結果

表 1－3 大気汚染に係る環境基準

物 質		環 境 基 準
大気汚染	二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
	一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
	浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
	二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
	光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
汚染物質大気	微小粒子状物質(PM2.5)	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。
	ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
	トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
	テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
	ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類		1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

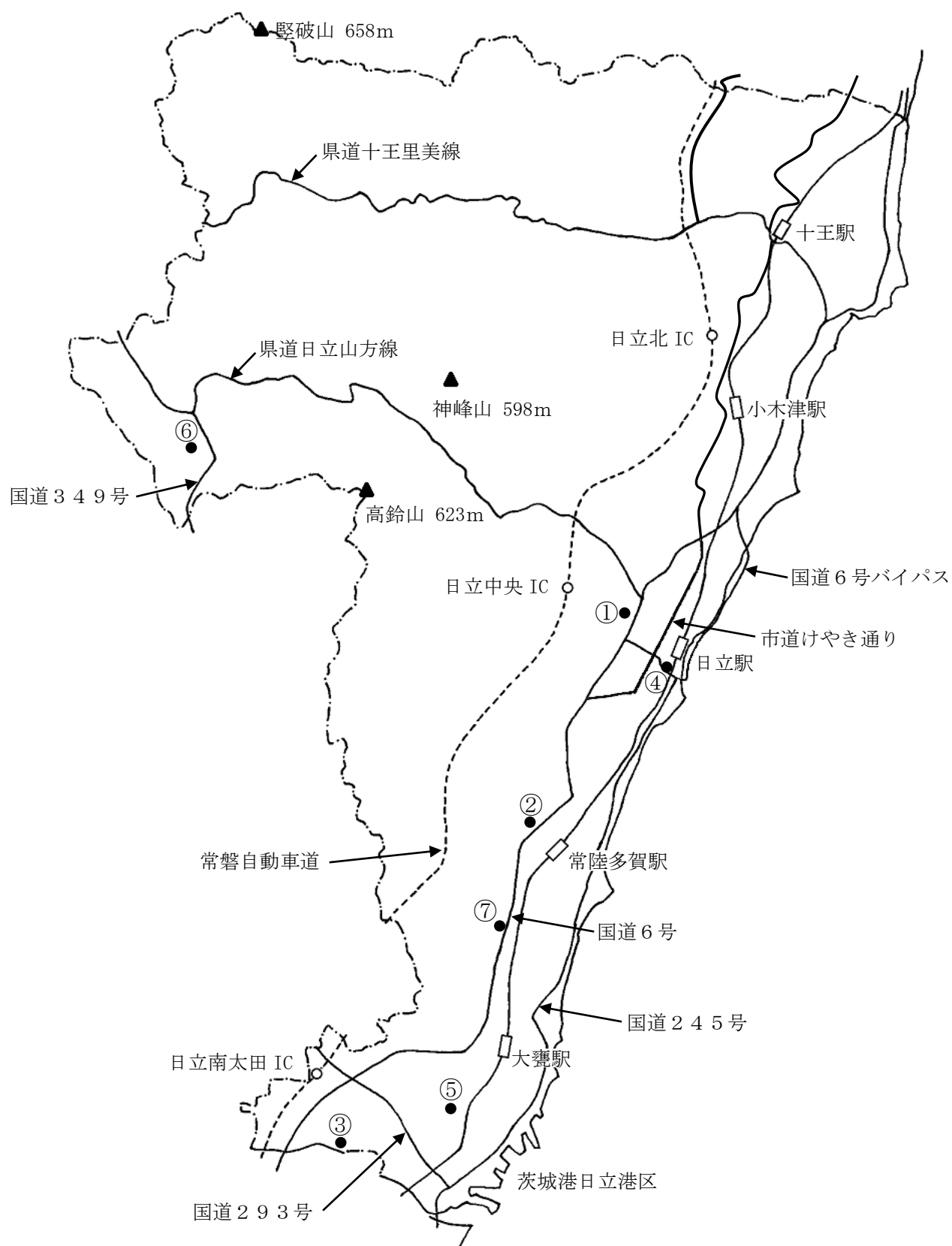


図 1 - 1 環境測定地点

(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

令和5年度(2023年度)の二酸化硫黄の測定結果は表1-4のとおりで、市内の全測定局で環境基準を達成していた。なお、経年変化は図1-2のとおりである。

表1-4 二酸化硫黄の測定結果(令和5年度)

測定局		日立市役所	日立南部
項目			
年平均値	(ppm)	0.001	0.000
1時間値の最高値	(ppm)	0.005	0.005
1時間値が0.1ppmを超えた時間数と割合	(時間)	0	0
	(%)	0	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数と割合	(日)	0	0
	(%)	0	0
日平均値の2%除外値	(ppm)	0.001	0.001
日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無(無○・有×)	—	○	○
環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0

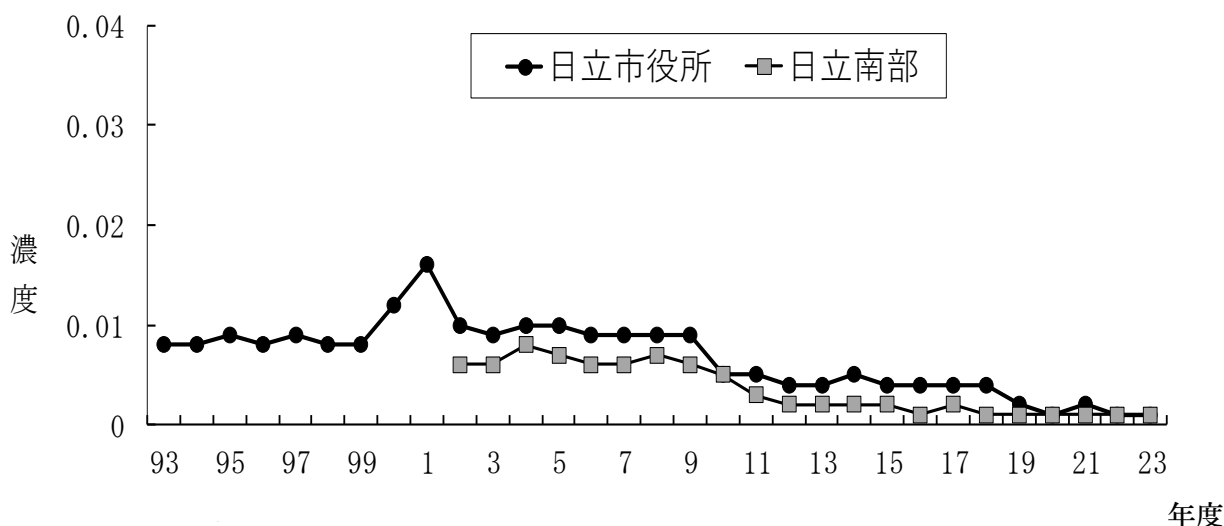


図1-2 二酸化硫黄(日平均値の年間2%除外値)の経年変化

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

令和5年度(2023年度)の浮遊粒子状物質の測定結果は表1-5のとおりで、長期的評価による環境基準を達成していた。なお、経年変化は図1-3のとおりである。

表1-5 浮遊粒子状物質の測定結果(令和5年度)

測定局		日立市役所	日立多賀	日立南部
項目				
年平均値	(mg/m ³)	0.011	0.010	0.011
1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.069	0.065	0.141
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数と割合	(時間)	0	0	0
	(%)	0	0	0
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数と割合	(日)	0	0	0
	(%)	0	0	0
日平均値の2%除外値	(mg/m ³)	0.028	0.026	0.027
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無(無○・有×)	—	○	○	○
環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0

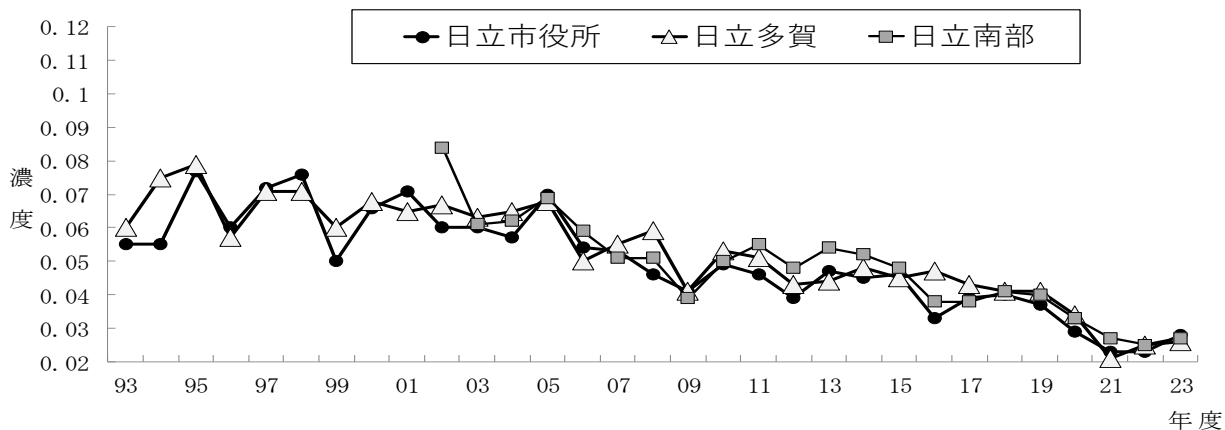


図 1-3 浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2%除外値）の経年変化

(3) 二酸化窒素 (NO₂)

令和 5 年度 (2023 年度) の二酸化窒素の測定結果は表 1-6 のとおりで、市内の全測定局で環境基準を達成していた。なお、経年変化は図 1-4 のとおりである。

表 1-6 二酸化窒素の測定結果（令和 5 年度）

測定局		日立市役所	日立多賀	日立南部
年平均値	(ppm)	0.005	0.004	0.003
1 時間値の最高値	(ppm)	0.025	0.093	0.030
1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数と割合	(時間)	0	0	0
	(%)	0	0	0
1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の時間数と割合	(時間)	0	0	0
	(%)	0	0	0
日平均値が 0.06ppm を超えた日数と割合	(日)	0	0	0
	(%)	0	0	0
日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数と割合	(日)	0	0	0
	(%)	0	0	0
日平均値の年間 98% 値	(ppm)	0.010	0.009	0.007
日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm を超えた日数	(日)	0	0	0

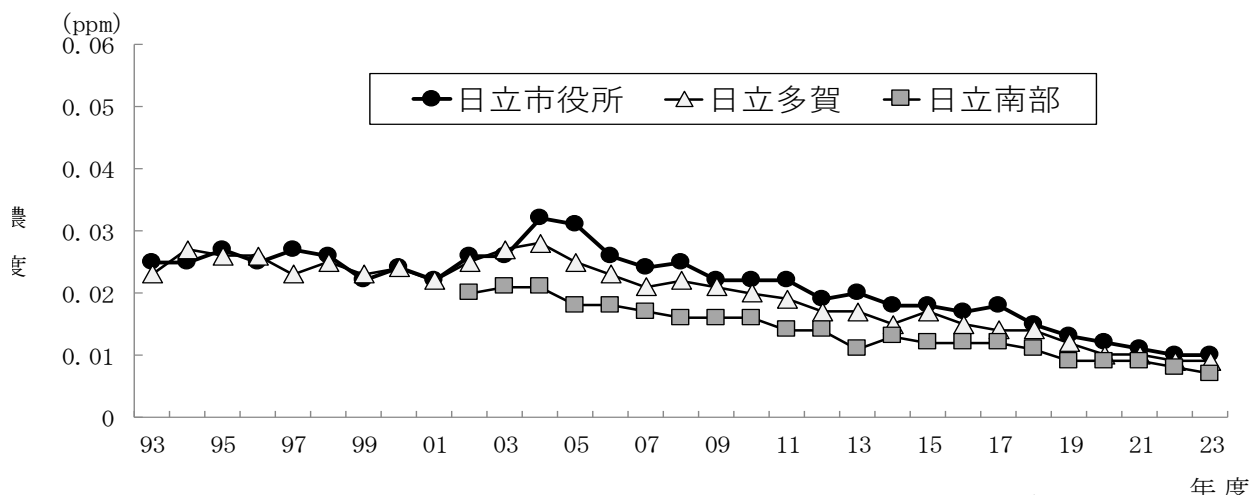


図 1-4 二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）の経年変化

(4) 微小粒子状物質 (PM 2.5)

令和５年度(2023 年度)の微小粒子状物質の測定結果は表１－７のとおりで、日立市役所測定局において環境基準を達成していた。

表 1-7 微小粒子状物質の測定結果（令和 5 年度）

測 定 局		日 立 市役所
項 目		
年平均値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	6.4
日平均値の年間 98%値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	16.7
日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	(日)	0
	(%)	0
1 時間値の最高値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	43.0

(5) 光化学オキシダント (Ox)

令和５年度(2023 年度)の光化学オキシダントの測定結果は表１－８のとおりで、市内を含め県内の全ての測定局において環境基準を達成できなかった。

なお、光化学スモッグ予報及び注意報については、日立市を含む県北部における令和５年度(2023年度)の発令は０回であった。県内の発令状況は表１－９のとおりである。

表 1-8 光化学オキシダントの測定結果（令和 5 年度）

項 目		測 定 局	日 立 市役所	日 立 多 賀	日 立 南 部
昼間の 1 時間値の年平均値	(ppm)		0.033	0.036	0.033
昼間の 1 時間値の最高値	(ppm)		0.092	0.107	0.097
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数	(日)		24	41	40
	(時間)		80	185	162
昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた日数と時間数	(日)		0	0	0
	(時間)		0	0	0
昼間の日最高 1 時間値の年平均値	(ppm)		0.092	0.107	0.097

表 1-9 光化学スモッグ緊急時発令状況
(単位：回)

年度	予 報		注 意 報		被害届出人数	
	県北部 地 域	茨城県	日 立 地 域	茨城県	日 立 地 域	茨城県
2015	0	5	0	2	0	0
2016	0	1	0	0	0	0
2017	0	7	0	5	0	0
2018	0	4	0	3	0	0
2019	1	6	1	3	0	0
2020	0	5	0	3	0	0
2021	0	2	0	1	0	0
2022	0	5	0	3	0	0
2023	0	3	0	1	0	0

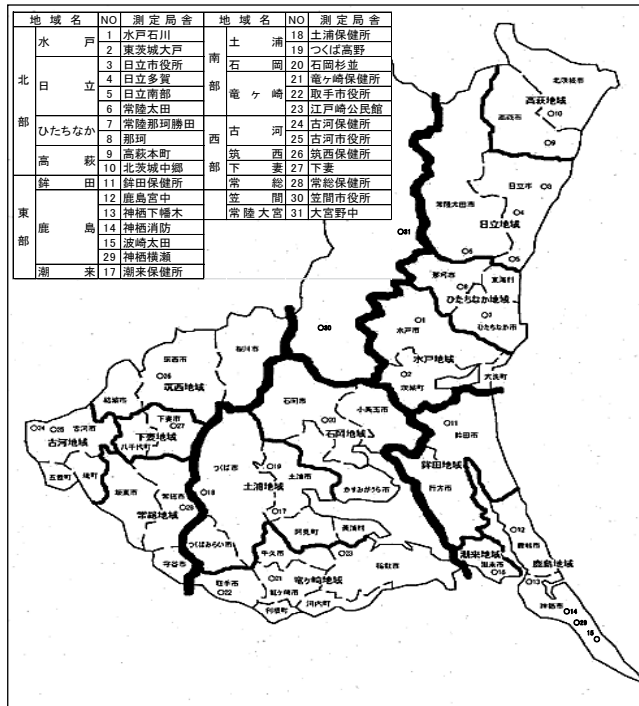


図 1-5 光化学スモッグ緊急時の発令対象地域

(6) 非メタン炭化水素 (NMHC)

令和5年度(2023年度)の非メタン炭化水素の測定結果は表1-10のとおりで、指針値の上限値0.31ppmCを超えた日は無かった。

表1-10 非メタン炭化水素の測定結果 (令和5年度)

項 目		測 定 局	日 立 市役所
年 平 均 値		(ppmC)	0.06
6時から9時の年平均値		(ppmC)	0.06
6時から9時の3時間平均値の最高値		(ppmC)	0.16
6時から9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		(日)	0
		(%)	0
6時から9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		(日)	0
		(%)	0

(7) 有害大気汚染物質

茨城県が日立市役所局で調査を実施している令和5年度(2023年度)の有害大気汚染物質の年間平均値はいずれも環境基準を達成していた。測定結果は表1-11のとおりである。

表1-11 有害大気汚染物質の調査結果 (令和5年度)

(単位: mg/m³)

項 目		ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
測定地点					
①	日立市役所	0.00055	0.000041	0.000008	0.00067

3 その他の測定結果

(1) 二酸化窒素 (分子拡散法)

大気中の二酸化窒素について長期暴露型NO_xサンプラーを用い1箇月間の平均濃度を測定した。令和5年度(2023年度)の年間平均値は表1-12のとおりである。

(2) 浮遊粒子状物質 (ローボリューム・エア・サンプラー法)

令和5年度(2023年度)の浮遊粒子状物質の年間平均値は表1-13のとおりである。

表1-12 二酸化窒素測定結果

(単位: ppm)

年 度		2021	2022	2023
測定地点				
①	日立市役所	0.006	0.007	0.005
④	日立シビックセンタ	0.006	0.007	0.006
⑤	南部支所	0.005	0.005	0.004

表1-13 浮遊粒子状物質測定結果

(単位: mg/m³)

年 度		2021	2022	2023
測定地点				
④	日立シビックセンタ	0.011	0.011	0.013
⑤	南部支所	0.008	0.009	0.010
⑥	旧中里小学校	0.008	0.008	0.010

(3) 降下ばいじん（デポジットゲージ法）

30日間あたりの降下ばいじん量の年間平均値は、表1－14のとおりである。令和5年度(2023年度)は日立市役所と南部支所で前年度より増加したが、図1－6の経年変化をみると、近年、測定地点すべてにおいて減少傾向にある。

表1－14 降下ばいじん測定結果 (t/km²/30日)

年 度		2021	2022	2023
測定地点				
①	日立市役所	1.48	1.91	1.51
④	日立シビックセンター	2.38	1.99	1.77
⑤	南部支所	1.91	2.38	1.58

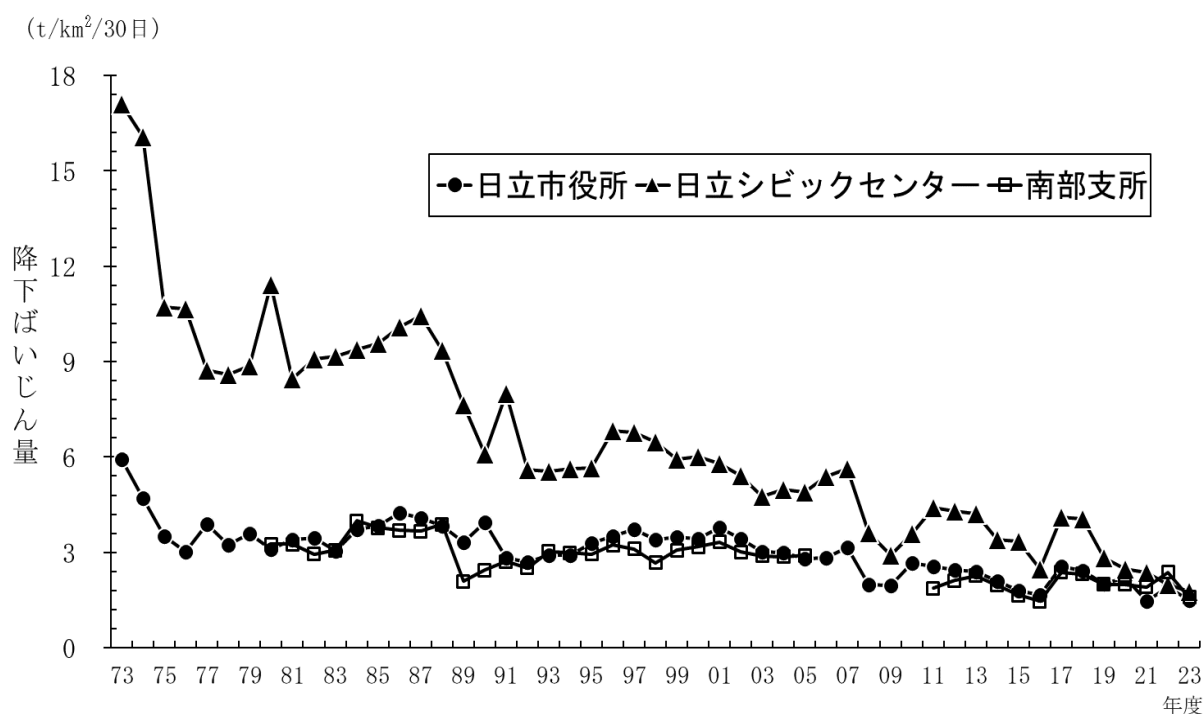


図1－6 降下ばいじん経年変化

4 自動車排出ガス

自動車排出ガスによる主要幹線道路沿いの大気環境への影響調査を、移動測定車を用い実施している。経年推移調査の2地点については、隔年で継続調査を行っている。令和5年度(2023年度)は、大沼町の国道6号において、7日間の連続測定を実施した。測定結果(1時間値の平均値)は、表1-15のとおりで、ここ10年間の推移をみると大きな変化はなかった。

表1-15 自動車排出ガス測定結果

測定項目 \ 測定場所 \ 年 度	(隔年) 国道6号					(隔年) 市道けやき通り				
	大沼町					弁天町				
	2015	2017	2019	2021	2022**	2014	2016	2018	2020	2023
一酸化炭素(ppm)	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3
一酸化窒素(ppm)	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
二酸化窒素(ppm)	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01
メタン(ppm)	1.9	1.9	1.9	2.1	2.0	1.9	1.9	1.9	2.1	2.0
非メタン炭化水素(ppmC)	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
交通量(台/時)※	1,070	1,134	1,032	1,086	970	830	760	792	690	720

※交通量は平成23年度(2011年度)より、正時から10分間の台数をもとに算出

※※令和4年度は、市道けやき通りにおいて工事が実施されていたため、国道6号にて実施した。

大気汚染に係る環境基準の評価の方法

短期的評価(二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント)

測定を行った日についての1時間値の1日平均値、若しくは8時間平均値、または各1時間を環境基準と比較して評価を行う。

長期的評価

①二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える1日平均値が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

②二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値(1日平均値の年間98%値、年間98パーセンタイル値)を環境基準と比較して評価を行なう。

③微小粒子状物質

1年間の平均値を長期基準(1年平均値)と比較するとともに、1日平均値のうちの年間98パーセンタイル値を短期基準(1日平均値)と比較し、長期基準及び短期基準の両者の環境基準達成状況から評価を行なう。

非メタン炭化水素の評価

非メタン炭化水素の環境基準はないが、光化学オキシダント生成の原因物質のため、「光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から午前9時までの非メタン炭化水素濃度の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。」と指針値が示されている。

第 2 章 大 気 汚 染 の 対 策

1 規制の概要

大気汚染の防止を図り、人の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、工場・事業場から排出されるばい煙、粉じんについて法令による規制が行われている。

本市における大気汚染防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例、日立市公害防止条例及びダイオキシン類対策特別措置法による規制の概要は、表 2－1 から表 2－4 のとおりである。なお、大気汚染防止法の一部改正に伴い、平成 30 年(2018 年) 4 月 1 日より水銀が規制対象に追加された。

表 2－1 大気汚染防止法による発生源規制の概要

区 分	施設の種類・規模	規 制 内 容		備 考
		規制物質	規制方式	
ば い 煙 発 生 施 設	ボイラー、金属溶解炉等 一定規模以上のもの	硫黄酸化物 ばいじん 窒素酸化物 有害物質	K 値規制 濃度規制 濃度規制 濃度規制	◎K 値 4.5 (旧十王町 17.5) ◎茨城県「ディーゼル機関等に係る窒素 酸化物の排出削減指導要綱」による指 導基準
揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設	塗装施設、乾燥施設、VOC の貯 蔵タンク等一定規模以上のもの	揮発性有機化合 物 (VOC)	濃度規制	法規制と事業者の自主的取組で排出抑制
一 般 粉 じ ん 発 生 施 設	鉱石、土石の堆積場等一定 規模以上のもの	構造・使用・管理基準		
特 定 施 設	アンモニア、フッ化水素等の 特定物質を発生する施設	特定物質	な し	事故時の措置を規定
指 定 物 質 排 出 施 設	ベンゼン等の指定物質を大気中 に排出又は飛散する施設	指定物質 (有害大気汚染物質)	抑制基準	法規制と事業者の自主的取組で排出抑制
水 銀 排 出 施 設	石炭ボイラー、非鉄金属※ 製造の精錬・焙焼炉、セメント焼 成炉、廃棄物焼却炉等一定規模以 上のもの	水 銀 (ガス状水銀・ 粒子状水銀)	濃度規制	施行：2018 年（平成 30 年）4 月 1 日
(水 銀) 要 排 出 抑 制 施 設	製鉄用燃結炉、製鋼用電気炉	水 銀	な し	事業者の自主的取組で排出抑制

※ 銅、鉛、亜鉛及び工業金

表 2－2 茨城県生活環境の保全等に関する条例による発生源規制の概要

区 分	施設の種類・規模	規 制 内 容		備 考
		規制物質	規制方式	
ばい煙特定施設	コークス炉、電気メッキ施設等 有害物質を発生するもの	有害物質	濃度規制	
粉じん特定施設	打綿機、窯業土石製品製造用包装 施設等	一般粉じん	濃度規制	施設管理基準を規定

表 2－3 日立市公害防止条例による発生源規制の概要

区 分	施設の種類・規模	規 制 内 容		備 考
		規制物質	規制方式	
ばい煙に係る 指定施設	ボイラー、金属溶解炉等一定規模 以上のもの	硫黄酸化物	K値規制	K 値 4.5 (旧十王町 17.5)
		管理基準		
粉じんに係る 指定施設	鉱石、土石の堆積場等一定規模 以上のもの	管理基準		

表 2-4 ダイオキシン類対策特別措置法による発生源規制の概要

区 分	施設の種類・規模	規 制 内 容		備 考
		規制物質	規制方式	
排 出 ガ ス に 係 る 特 定 施 設	廃棄物焼却炉、製鋼用電気炉等 一定規模以上のもの	ダイオキシン類	濃度規制	用語解説を参照 (P107)
		ばいじん等の処理基準		

2 届出状況

大気汚染防止法、日立市公害防止条例に基づく、ばい煙発生施設等及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設の届出状況は、表 2-5 から表 2-8 とおりである。

表 2-5 ばい煙発生施設等の届出状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

(1) ばい煙発生施設の届出状況（大気汚染防止法）

施設の種類		施設数	事業所数
1	ボイラー	126	52
2	ガス発生用の加熱炉	0	0
5	金属鑄造用の溶解炉	6	4
6	金属加熱炉	8	3
9	窯業焼成炉	19	2
11	乾燥炉	3	3
13	廃棄物焼却炉	6	2
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用溶解炉	1	1
24	鉛の二次精錬用溶解炉	8	4
29	ガスタービン	11	11
30	ディーゼル機関	25	30
31	ガス機関	11	8
計		224	実数 94

(2) ばい煙に係る指定施設の届出状況

（日立市公害防止条例）

施設の種類		施設数	事業所数
1	ボイラー	92	53
2	金属鑄造用の溶解炉	6	2
3	廃棄物焼却炉	0	0
計		98	実数 55

表 2-6 揮発性有機化合物排出施設の届出状況

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

施設の種類		施設数	事業所数
1	化学製品製造用乾燥施設	7	1
2	塗装施設	3	2
8	工業用洗浄施設	1	1
計		11	実数 4

表 2-7 粉じん発生施設等の届出状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

(1) 一般粉じん発生施設の届出状況（大気汚染防止法）

施設の種類		施設数	事業所数
2	鉱物・土石堆積場	22	10
3	ベルトコンベア等	30	7
4	破碎機、摩砕機	10	5
5	ふるい	5	3
計		67	実数 15

(2) 粉じんに係る指定施設の届出状況

（日立市公害防止条例）

施設の種類		施設数	事業所数
1	鉱物・土石堆積場	4	4

表 2-8 ダイオキシン類対策特別措置法の大気基準適用施設の届出状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

施設の種類		施設数	事業所数
5	廃棄物焼却炉	14	4

3 工場立入調査・指導

(1) 煙道ばい煙立入測定調査

ばい煙発生施設から排出されるばい煙量及びばい煙濃度について、令和5年度(2023年度)は、2事業所3施設の測定を実施した。調査結果は表2-9のとおりである。

(2) 書類調査

ばい煙発生施設の届出事項の確認、ばい煙量等の自己監視測定状況等を確認するため、県と合同の立入調査を49事業所について実施した。

表2-9 煙道ばい煙測定結果

測定項目	施設数	事業所数	排出基準値超過施設数
ばいじん	2	2	0
窒素酸化物	2	2	0
硫黄酸化物	1	1	0
塩化水素	1	1	0

4 光化学スモッグ対策

光化学スモッグは、4月から10月にかけて、特に夏場の時季に発生しやすくなる。

県では、大気汚染の常時監視を行う測定局でオキシダント濃度を測定しており、この観測値が高くなり、人の健康に被害を生じる恐れがあるときには、光化学スモッグ注意報等を発令し、県民に注意を促すとともに、ばい煙発生事業者（排出ガス量が1万Nm³/h以上の事業場）に対して燃料使用量等の削減（表2-10）を呼びかけ、被害の防止に努めている。

また、県では、平成24年(2012年)6月に光化学スモッグ注意報等の発令情報等についてのメール配信サービスを開始したことから、本市では市内の学校や福祉施設等に、この配信サービスの利用を促すとともに、緊急時における措置（表2-11）の周知を図っている。なお、緊急時には図2-1のとおり通報を行っている。

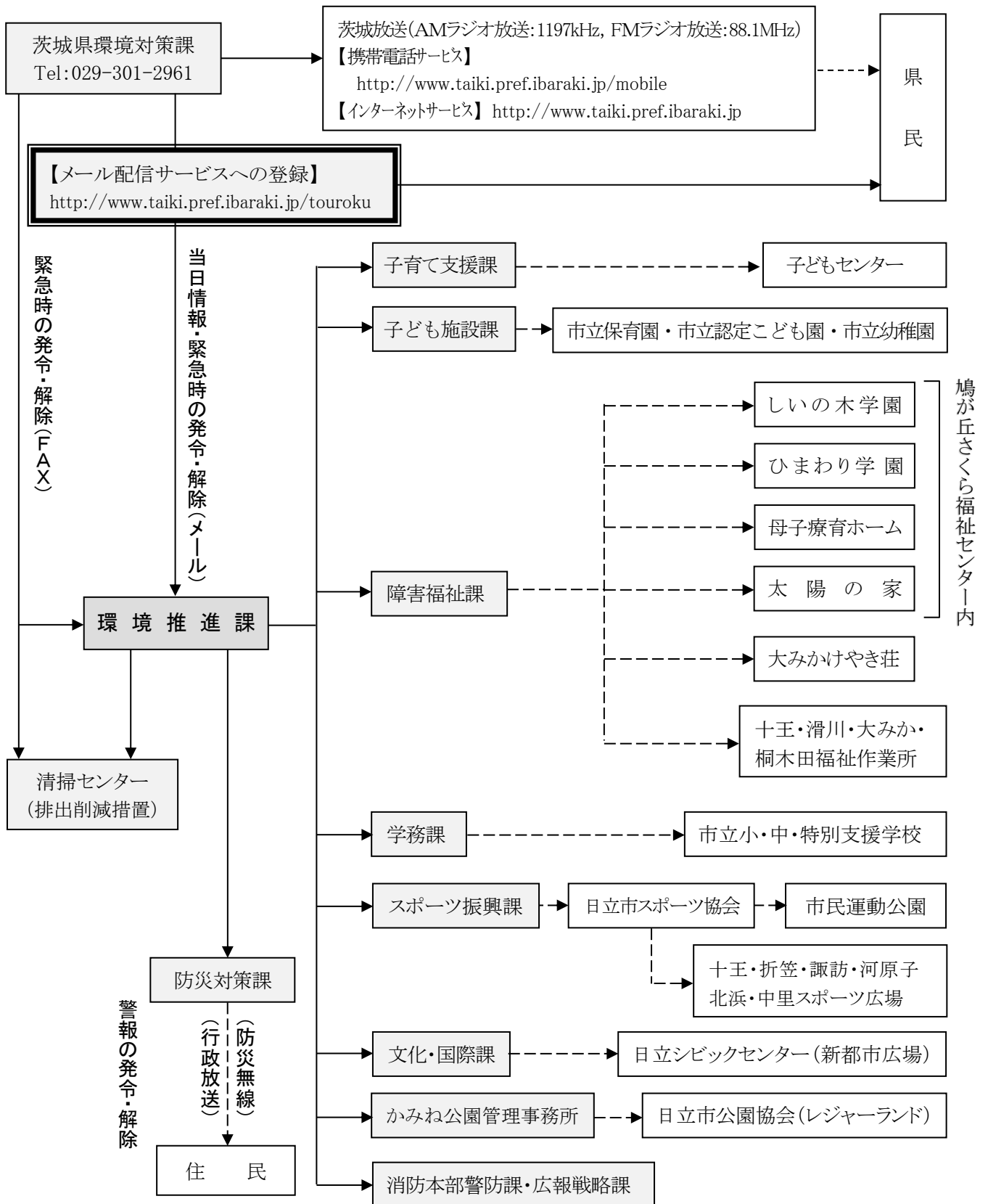
表2-10 光化学スモッグ緊急時の措置

発令形式		緊急時における発生源の措置（発令地域内）		
区分	基準	ばい煙発生事業者 (排出ガス1万Nm ³ /h以上)	大量ばい煙発生事業者 (排出ガス4万Nm ³ /h以上)	自動車の運行
予報	気象条件からみて、注意報以上の状態の発生が予想されるとき		注意報等の発令に備え、燃焼管理の徹底、不要不急の燃焼の自粛によって、ばい煙排出量の減少の協力を求める	
注意報	オキシダント測定値 0.12ppm以上	警報等の発令に備え、燃焼管理の徹底、不要不急の燃焼の自粛によって、ばい煙排出量の減少の協力を求める	燃料使用量又は窒素酸化物の量の20%程度削減の協力を求める	
警報	オキシダント測定値 0.24ppm以上	燃料使用量又は窒素酸化物の量の20%程度削減の協力を求める	燃料使用量又は窒素酸化物の量の40%程度削減するよう勧告	県関係機関の公用車の運行を差し控えるよう要請
重大警報	オキシダント測定値 0.40ppm以上	燃料使用量又は窒素酸化物の量の20%程度削減するよう命令	燃料使用量又は窒素酸化物の量の40%程度削減するよう命令	県公安委員会に対し交通規制について道交法による措置を要請

表2-11 緊急時における措置（一般への周知）

- (1) 目、のどに刺激を感じた時は、洗眼、うがい等を行うとともに、茨城県県北県民センター、日立市環境推進課又は警察署に連絡すること。
- (2) ぜんそく、呼吸器疾患及び特異体質等の者は、外出しないようにすること。
- (3) 学校、幼稚園、保育所等においては、状況に応じ屋外運動を中止すること。
- (4) 学校、病院、診療所等においても窓を閉めるようにすること。
- (5) 自動車等を使用する者は、その運行を差し控えるようにすること。
- (6) 屋外での燃焼行為をしないこと。（焼却炉等による燃焼も極力避けること。）

光化学スモッグ緊急時の通報系統図



(注) 休日は各施設が県の「メール配信サービス」やラジオ放送等により発令状況等の情報を直接収集し対応する。

図 2 - 1 光化学スモッグ緊急時通報先

5 微小粒子状物質(PM2.5)対策

中国大陸からの越境大気汚染の影響等に対する関心の高まりを受け、国は、平成25年(2013年)2月27日に、住民に外出自粛などの注意喚起を行う暫定指針をとりまとめた。

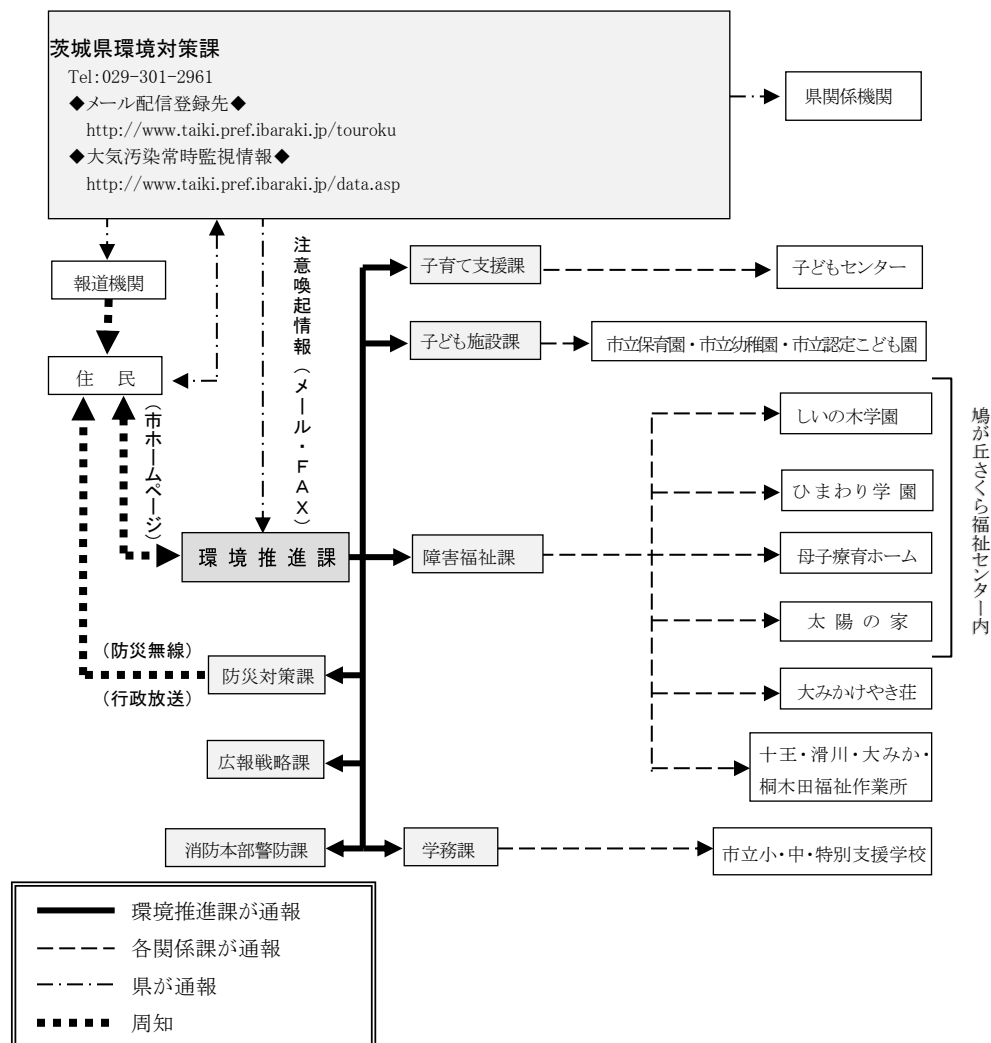
微小粒子状物質の濃度が、環境基準の2倍に当たる日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ (暫定的な指針値)を超えると予想される場合には、「茨城県微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起実施要領」に従い、学校や住民への広報を行うことにしている。

表2-12 注意喚起の判断基準と行動の目安

	注意喚起情報の実施の判断基準	注意喚起の実施時刻
午前中の早目の時間の判断	当該日の午前5時～午前7時(3時間)の1時間値の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合	午前8時を目途に実施
午後からの活動に備えた判断	当該日の午前5時～正午の(8時間)の1時間値の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合	午後1時を目途に実施

行動の目安

- (1) 屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ控えてください。
- (2) 屋内においても、換気や窓の開閉を必要最小限にするなど、外気の侵入をできるだけ少なくしてください。
- (3) 特に、呼吸器系や循環器系に疾患のある方、小児、高齢者は、体調に応じてより慎重に行動してください。



- (注) 1. 休日は、各施設が県のホームページやメール配信サービスにより情報入手し直接対応
2. 市内の私立保育園及び大学には、県のホームページやメール配信サービスの利用を案内
3. 県立学校及び私立学校は、県が通報を実施

図2-2 PM2.5 注意喚起情報連絡系統図

茨城県大気環境常時監視システムについて

このシステムは、県内各地に配置した測定局で大気環境を自動測定し、測定データをテレメータシステムにより常時監視するものです。測定局は、その設置目的により一般大気、自動車排出ガスの各測定局からなり、県内各地に配置されています。（日立市内には、一般大気測定局3局が設置されています。）

測定データは専用電話回線を使用して中央監視局で集中管理しています。なお、主な測定項目は次のとおりです。

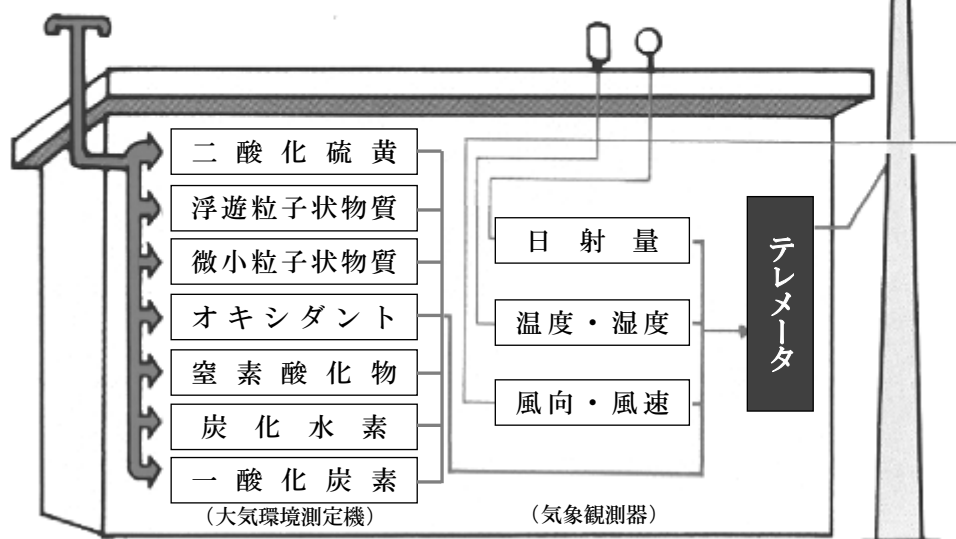
一般大気環境測定局	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)、オキシダント、一酸化窒素、二酸化窒素、炭化水素、一酸化炭素、風向、風速、温度、湿度、日射量
-----------	--



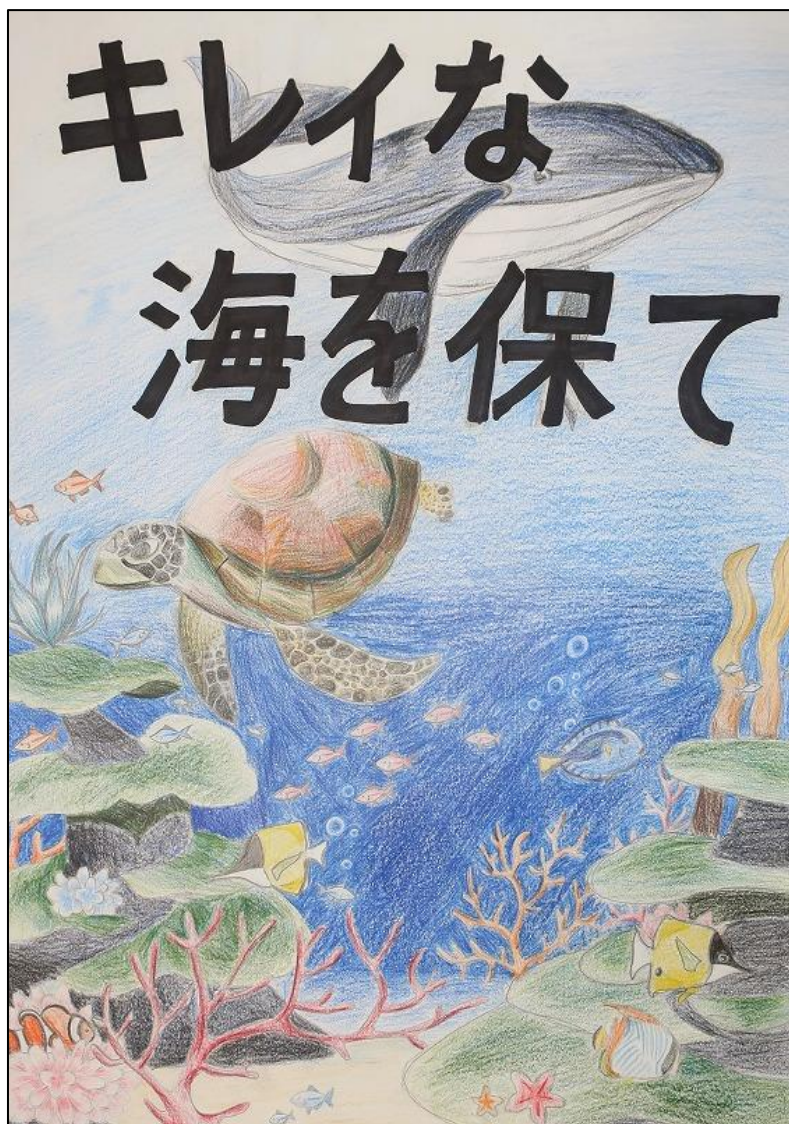
大気環境測定局



測定局舎内部の自動測定機



第4部 水質汚濁



「第30回環境を考えるポスター展」入賞作品より

第 1 章 水 質 汚 濁 の 現 況

1 水域の概況と調査地点

市内の河川には、福島県から流路をもち、本市の水道水や工業・農業用水の水源として重要な役割を果たしている久慈川のほかに、20 数河川がある。その大部分は短小河川で流量も少なく、市街地を流下し太平洋に注いでいる。

これらの河川は、かつて工場排水及び人口集中地区の市街地からの生活雑排水等の影響を受け、水質汚濁が著しく進行したが、昭和 46 年(1971 年)から水質汚濁防止法及び公害防止条例（県及び市）が制定され、工場排水による汚濁は改善していった。

昭和 48 年(1973 年) 4 月には、公共下水道が中央処理区において一部供用開始となり、整備地域内の河川水質は次第に改善され、環境整備対策上極めて大きな効果が現れた。さらに南部地区と北部地区についても、平成元年度(1989 年度)から順次供用開始され、水質が著しく改善された。

令和 5 年度(2023 年度)の本市に係る公共用水域の水質検査は、表 1－1 及び図 1－1 のとおり、国土交通省が久慈川、茨城県が宮田川等 3 河川、日立市が 7 河川で調査を行った。

また、環境基準の類型は、4 河川及び 6 海域で指定がされており、河川については BOD 評価で環境基準を達成しており良好な水質を保っている。

表 1－1 公共用水域の測定地点と測定項目

(1) 環境基準設定水域

ア 河 川

河 川 名	地 点 名	類 型	調査機関	測定回数	測 定 項 目				
					一 般	生活環境	健 康	特 殊	その他
① 十 王 川	川 尻 堰	A-ロ	茨 城 県	12	○	○	○	○	
② 宮 田 川	宮田川橋	B-イ	〃	12	○	○	○	○	
③ 茂 宮 川	大 橋	C-イ	〃	12	○	○	○	○	
④ 久 慈 川	榊 橋	A-イ	国土交通省	12	○	○	○	○	○

イ 海 域

水 域 名	地 点 名	類 型	調査機関	測定回数	測 定 項 目				
					一 般	生活環境	健 康	特 殊	その他
⑤ 川 尻 港	川 尻 港	B-イ	茨 城 県	12	○	○			
⑥ 常磐地先海域	川尻港沖	A-イ	〃	12	○	○	○		
⑦ 会 瀬 漁 港	会瀬漁港	B-イ	〃	12	○	○			
⑧ 泉川河口地先	泉 川 沖	B-イ	〃	12	○	○			
⑨ 久 慈 漁 港	久慈漁港	B-ハ	〃	12	○	○			
⑩ 日 立 港	日 立 港	B-イ	〃	12	○	○	○		



図 1 - 1 水域類型指定地点および測定位置図

（２）その他の河川

河 川 名	地 点 名	類 型	調査機関	測定回数	測 定 項 目			
					一 般	生活環境	健 康	特 殊
東連津川	河 口	—	日 立 市	6	○	○	○	
北 川	上 流	—	〃	4	○	○	○	○
鮎 川	河 口	—	〃	6	○	○	○	
桜 川	河 口	—	〃	6	○	○	○	
金 沢 川	河 口	—	〃	6	○	○	○	

日立市では、上記5河川以外にも、十王川（豊良橋6回/年）、宮田川（河口6回/年）の測定を実施している。

（注）一 般 項 目：水温、流量、天候、気温等

生活環境項目：pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、全亜鉛等

健 康 項 目：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、VOC、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素等

特 殊 項 目：ニッケル、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム等

2 環境基準と調査結果

環境基準は、河川や海域ごとの利水目的に応じた水質について、達成・維持されることが望ましい基準として昭和46年(1971年)に公害対策基本法（現在は環境基本法）により制定され、「人の健康の保護に関する環境基準」と水道・水産用の「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

（１）「人の健康の保護に関する環境基準」とその達成状況

人の健康の保護に関する環境基準は、表1－2のとおり、27項目の基準値が定められており、海域では、ふっ素及びほう素の基準値を適用しないことを除いて、全公共用水域に一律に適用されている。

また、平成5年度(1993年度)に要監視項目を設定し、将来、環境基準項目へ移行する可能性のある物質として、現在は27項目について指針値を設けている。

令和5年度(2023年度)の調査結果は、表1－6（ア）のとおり、全ての河川で環境基準を達成していた。

(2) 「生活環境の保全に関する環境基準」と
その達成状況

生活環境の保全に関する環境基準は、河川及び海域ごとの利用目的に応じた水域類型を設け、それぞれの類型ごとに達成するように定めており、本市では、利用目的の適応性については表1-3のとおり、3河川水域（5河川）及び常磐地先水域（6海域）が指定され、水生生物の生育状況の適応性については表1-4のとおり、2河川水域（4河川）が指定され、表1-5のとおり、基準値が定められている。

令和5年度(2023年度)調査結果は、表1-6(イ)のとおり、BOD評価で全ての地点が環境基準を達成した。また、海域については表1-7のとおり、COD評価で全ての地点が環境基準を達成した。

表1-2 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値 (mg/L)
カドミウム	0.003 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下
砒素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下

(注) 基準値は年間平均値、全シアンに係る基準値は最高値とする。

表1-3 水域類型の指定状況（利用目的の適応性）

水 域		範 囲	類 型	達成期間	告示年月日
十王川水域	十王川	全 域	河川A	ロ	平成9年(1997年) 9月22日(県告示)
宮田川水域	宮田川	全 域(数沢川を含む)	河川B	イ	
久慈川水域	久慈川	全 域	河川A	イ	平成10年(1998年) 3月30日(県告示)
	里 川	全 域	河川A	イ	
	茂宮川	全 域	河川C	イ	
常 磐 地 先 水 域		川 尻 港	海域B	イ	昭和50年(1975年) 8月20日(県告示)
		会 瀬 漁 港	海域B	イ	
		久 慈 漁 港	海域B	ハ	
		日 立 港	海域B	イ	
		泉川河口地先	海域B	イ	
		常磐地先海域	海域A	イ	

表1-4 水域類型の指定状況（水生生物の生育状況の適応性）

水 域		環境基準点	類 型	達成期間	告示年月日
十王川水域	十王川	川 尻 堰	生物 A	イ	平成 20 年(2008 年) 3 月 27 日 (県告示)
久慈川水域	久慈川	山方, 榑橋	生物 A	イ	
	里 川	新落合橋	生物 A	イ	
	茂宮川	大 橋	生物 B	イ	

表 1－5 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河 川 (湖沼を除く)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生 物 A	イワナ、サケ、マス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(注) 基準値は年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(2) 海 域

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化 学 的 酸 素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴、自然環境保全及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下	検出されな いこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表1-6 河川の環境基準達成状況

(ア) 健康項目

調査機関：茨城県(久慈川(榊橋)は、国土交通省常陸河川国道事務所)

河 川 名		十王川	宮田川	茂宮川	久慈川
地 点 名		川尻堰	宮田川橋	大 橋	榊 橋
カドミウム	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均値	<0.0003	0.0005	<0.0003	<0.0003
全シアン	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	最高値	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均値	<0.001	0.0005	<0.001	<0.001
六価クロム	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均値	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
砒素	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均値	<0.001	0.002	0.001	<0.001
総水銀	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	m/n	—	—	—	—
	平均値	—	—	—	—
P C B	m/n	—	—	—	0/1
	平均値	—	—	—	<0.0005
ジクロロメタン	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均値	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0002
四塩化炭素	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均値	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均値	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0002
1,1-ジクロロエチレン	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均値	<0.01	<0.01	<0.01	<0.0002
シス-1,2-ジクロロエチレン	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均値	<0.004	<0.004	<0.004	<0.0002
1,1,1-トリクロロエタン	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0002
1,1,2-トリクロロエタン	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均値	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0002
トリクロロエチレン	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002
テトラクロロエチレン	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0002

河 川 名		十王川	宮田川	茂宮川	久慈川
地 点 名		川尻堰	宮田川橋	大 橋	榑 橋
1,3-ジクロロプロペン	m/n	0/1	0/1	—	0/1
	平均値	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002
チウラム	m/n	0/1	0/1	—	0/1
	平均値	<0.0006	<0.0006	—	<0.0006
シマジン	m/n	0/1	0/1	—	0/1
	平均値	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003
チオベンカルブ	m/n	0/1	0/1	—	0/1
	平均値	<0.002	<0.002	—	<0.0003
ベンゼン	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002
セレン	m/n	—	0/2	—	0/1
	平均値	—	0.003	—	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	m/n	—	—	—	0/2
	平均値	—	—	—	0.58
ふっ素	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均値	<0.08	0.11	0.14	0.11
ほう素	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均値	<0.02	0.03	0.15	<0.02
1,4-ジオキサン	m/n	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均値	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

- (注) 1. <印は定量限界未満を表す
2. nは総検体数、mは環境基準に適合しない検体数
3. 単位は、mg/L

(イ) 生活環境項目

利用目的の適応性

調査機関：茨城県(久慈川(榑橋)は、国土交通省常陸河川国道事務所)

河 川 名		十王川	宮田川	茂宮川	久慈川
地 点 名		川尻堰	宮田川橋	大 橋	榑 橋
類 型		A	B	C	A
水素イオン濃度 (pH)	m/n	0/12	0/12	0/12	0/12
	最小～最大	7.4～7.8	7.6～7.9	7.4～7.9	7.6～7.8
溶存酸素量 (DO)	m/n	0/12	0/12	0/12	0/12
	最小～最大	8.2～12	7.8～11	6.4～10	8.0～12
生物化学的酸素要求量 (BOD)	m/n	0/11	0/11	0/12	0/12
	最小～最大	<0.5～1.4	<0.5～1.7	0.6～3.8	0.6～1.4
	平 均	0.7	0.5	1.7	1.0
	75%値	0.9	0.6	1.9	1.2
浮遊物質 (SS)	m/n	1/12	0/12	0/12	0/12
	最小～最大	1～72	<1～12	5～28	1～21
大腸菌数	m/n	0/12	0/11	—	1/12
	最小～最大	35～250	<1～46	—	10～310
環境基準 (BOD) の評価	達 成：○ 未達成：×	○	○	○	○

水生生物の生育状況の適応性

調査機関：茨城県(久慈川(榑橋)は、国土交通省常陸河川国道事務所)

河 川 名		十王川	茂宮川	久慈川
地 点 名		川尻堰	大 橋	榑 橋
類 型		生物A	生物B	生物A
全亜鉛	m/n	0/6	0/6	0/12
	最小～最大	0.001～0.007	0.005～0.012	0.001～0.006
ノニルフェノール	m/n	0/6	0/6	0/4
	最小～最大	<0.00006～<0.00006	<0.00006～<0.00006	<0.00006～<0.00006

- (注) 1. <印は定量限界未満を表す
2. nは総検体数、mは環境基準に適合しない検体数
3. 単位は、mg/L (大腸菌群数の単位は、MPN/100mL)
4. 環境基準の達成状況は、BODの75%値で評価

表 1-7 海域の環境基準達成状況

調査機関：茨城県

水 域 名		常磐地先水域					
地 点 名		川尻港	川尻港沖	会瀬漁港	泉川沖	久慈漁港	日立港
類 型		B-Ⅰ	A-Ⅰ	B-Ⅰ	B-Ⅰ	B-Ⅱ	B-Ⅰ
水素イオン濃度 (pH)	m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
	最小～最大	8.0～8.1	8.1～8.2	7.9～8.1	8.1～8.2	8.0～8.1	8.0～8.2
溶存酸素量 (DO)	m/n	0/12	1/12	0/12	0/12	0/12	0/12
	最小～最大	7.3～9.7	7.0～9.3	5.2～9.0	6.6～9.7	5.9～9.6	6.9～10
化学的酸素要求量 (COD)	m/n	0/12	3/12	0/12	0/12	1/12	2/12
	最小～最大	1.0～2.2	<0.5～2.3	1.2～3.0	<0.5～2.4	0.9～4.3	0.9～3.5
	75%値	2.0	2.0	2.3	2.1	2.2	2.3
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	m/n	0/5	0/5	0/5	0/5	0/5	0/5
	最小～最大	<0.5～<0.5	<0.5～<0.5	<0.5～<0.5	<0.5～<0.5	<0.5～<0.5	<0.5～<0.5
大腸菌数	m/n	-/-	0/12	-/-	-/-	-/-	-/-
	最小～最大	—	<1～49	—	—	—	—
環境基準(COD)の評価	達 成 : ○ 未達成 : ×	○	○	○	○	○	○

- (注) 1. <印は定量限界未達を表す
 2. nは総検体数、mは環境基準に適合しない検体数
 3. 単位は、mg/L (大腸菌群数の単位は、MPN/100mL)
 4. 環境基準の達成状況は、COD の 75%値で評価
 5. 採取水深は、表層 (水面より 0.5mの深さ)

3 その他の公共用水域

令和5年度(2023年度)に本市が実施した河川の水質調査結果は、表1-8のとおりである。また、健康項目は、表中の全シアン、六価クロムのほか、トリクロロエチレン等20項目について測定しており、測定の結果、概ね良好であった。

表 1-8 その他の河川の水質測定結果

(ア) 生活環境項目

河川名	地点名	測定回数	pH	BOD		SS
			最小～最大	最小～最大	平均	最小～最大
東連津川	河 口	6	7.4～8.4	0.5～1.4	0.9	<1～54
北 川	上 流	4	7.8～8.3	<0.5～1.4	0.7	<1～9
鮎 川	河 口	6	7.8～8.1	<0.5～0.6	<0.5	<1～1
桜 川	〃	6	7.9～8.0	<0.5～1.3	<0.5	<1～<1
金 沢 川	〃	6	7.9～8.1	<0.5～0.9	0.6	<1～<1

(イ) 健康項目

河川名	地点名	全シアン		六価クロム	
		m/n	最大値	m/n	最大値
北 川	上 流	0/4	<0.02	0/4	<0.002
鮎 川	河 口	—	—	0/6	<0.002
桜 川	〃	0/6	<0.02	0/6	<0.002
金沢川	〃	0/6	<0.02	0/6	<0.002

- (注) 1. <印は定量限界未達を表す
 2. nは総検体数、mは環境基準に適合しない検体数
 3. 単位は、mg/L

4 各河川の概況

(1) 久慈川 (図1-2: 国土交通省調査)

久慈川は茨城県、福島県、栃木県の県境に位置する八溝山に源を発する全長 124 km の一級河川である。本市にとっては、水道水源、工業用水等重要な役割を果たしており、魚類も多く生息している。

BODは1 mg/L 以下と安定しており、良好な水質を維持している。

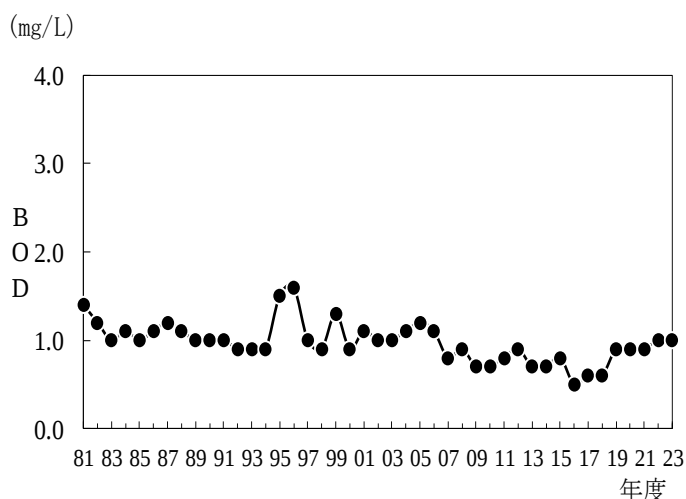


図1-2 BODの経年変化(久慈川)

(2) 十王川 (図1-3: 茨城県調査)

上流は十王町高原の山間部から十王ダムを経由して、太平洋に注いでいる。市内の河川としては、自然水量も多く、水道水源、農業用水等の役割を果たしている。護岸や川底も自然の形が多く残っており、アユ、ヤマメ、ハゼ等の魚類が多く生息している。

一時、下流域の住宅団地排水による汚濁がみられたが、公共下水道の整備に伴い、水質改善が図られた。

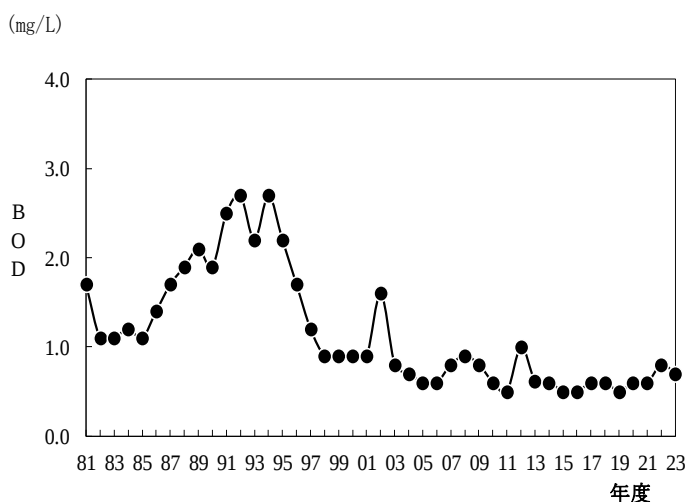


図1-3 BODの経年変化(十王川)

(3) 北川 (図1-4)

短小河川で、近年、公共下水道の整備によって水質が改善され、ホタルなどの生息する環境になっている。

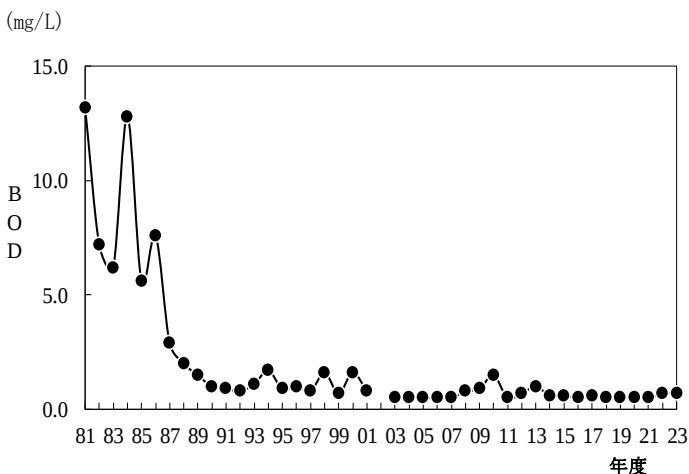


図1-4 BODの経年変化(北川)

(4) 宮田川 (図1-5: 茨城県調査)

旧銅鉾山地帯から市街地を経て太平洋に注いでいる。水質的には公共下水道の普及で改善され、季節によっては河口付近で小魚も確認されているが、坑廃水や工場排水が自然水と比較して多く流入し、生物相の薄い特異な河川である。

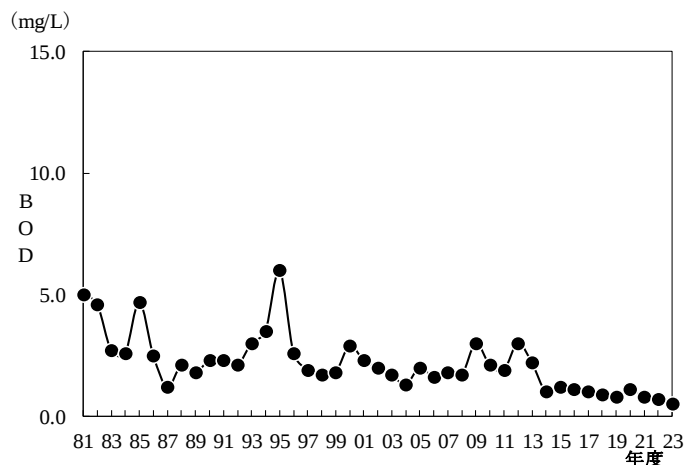


図1-5 BODの経年変化(宮田川)

(5) 東連津川 (図1-6)

流域の大部分が水田地帯であるため、比較的きれいな水質を維持しているため、アユ、その他の魚類も多く生息している。

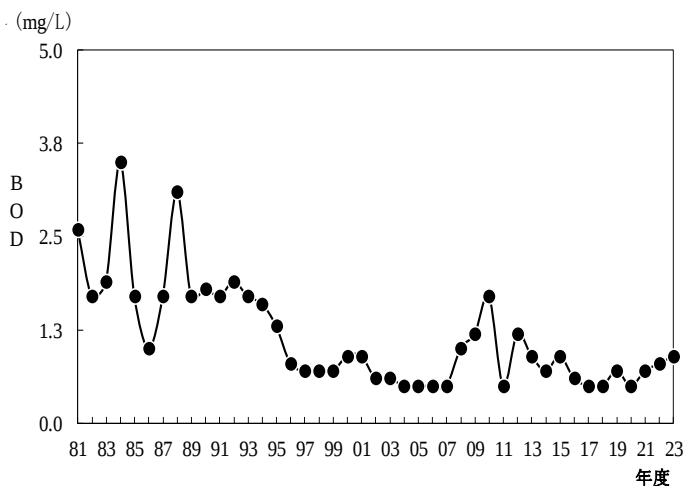


図1-6 BODの経年変化(東連津川)

(6) 鮎川 (図1-7)

中流からは、市街地を流れているために、かつては、工場排水や家庭からの雑排水による水質汚濁が著しかったが、排水規制及び公共下水道の整備によって改善された。

市街地を流れる河川としては、比較的水量も安定しており、護岸や川底が自然の形で残っている。また、アユ、ヤマメ、ハゼ等の魚類も多く、市民が憩える水辺環境にふさわしい河川となっている。

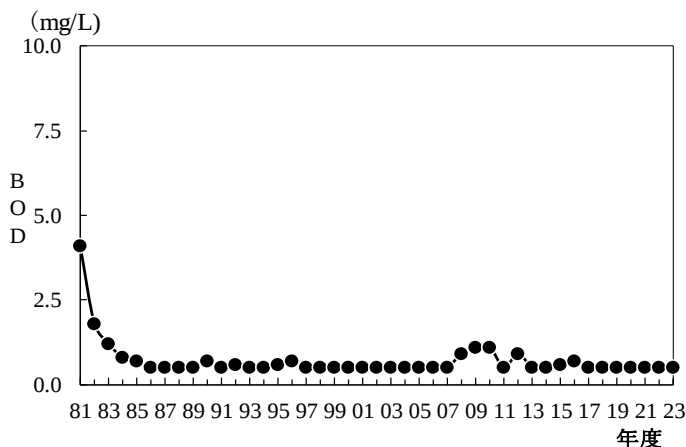


図1-7 BODの経年変化(鮎川)

(7) 桜川 (図1-8)

かつては、工場排水、生活雑排水の流入を受け、下水路的な様相を呈していたが、排水規制及び公共下水道の整備によって水質は著しく改善され、小魚等の生物も確認されている。

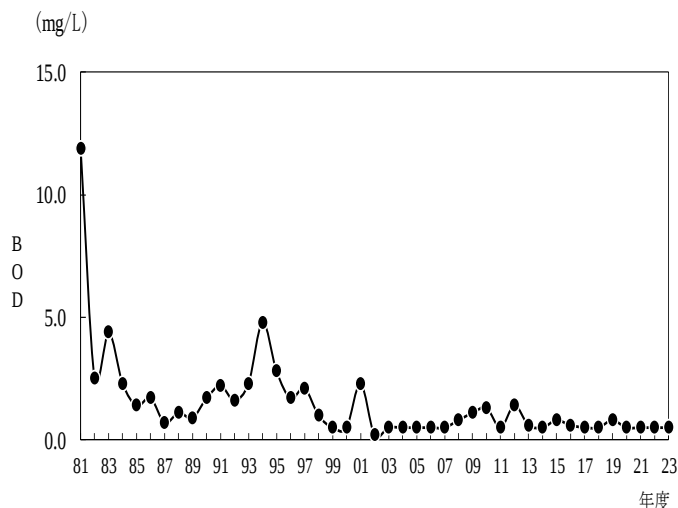


図1-8 BODの経年変化(桜川)

(8) 金沢川 (図1-9)

生活雑排水の影響を受け、水質汚濁が著しかったが、公共下水道の整備により、水質が改善された。

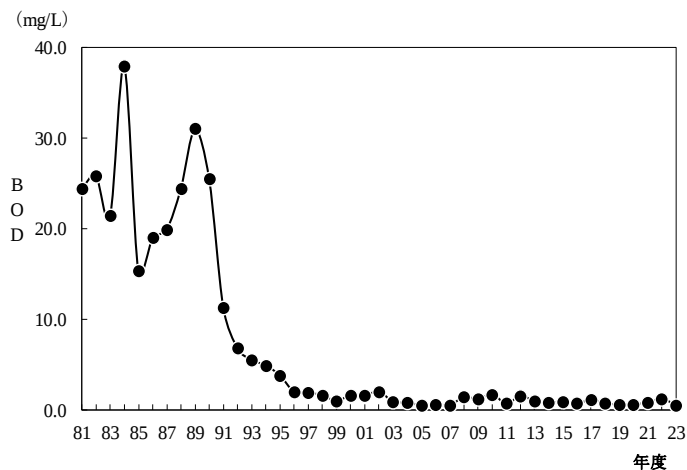


図1-9 BODの経年変化(金沢川)

(9) 茂宮川 (図1-10: 茨城県調査)

上流、中流域は、常陸太田市の水田地帯を流れている。日立市の下流域では、住宅団地からの排水が流入していたが、公共下水道の整備により水質が改善され、魚類も多く生息している。

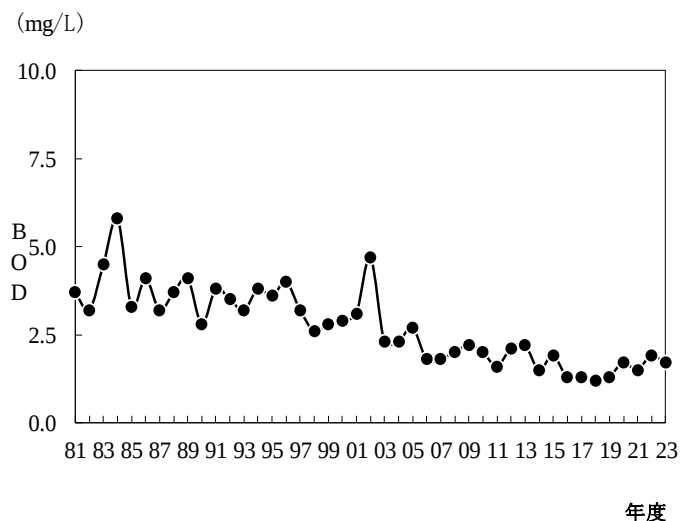


図1-10 BODの経年変化(茂宮川)

第 2 章 水 質 汚 濁 の 対 策

1 規制の概要

排水基準は、すべての公共用水域を対象とし、国が一律に適用する基準（一律基準）と、都道府県が水域を指定して条例で定める基準（上乘せ基準）がある。

茨城県は、平成 17 年(2005 年) 3 月に「茨城県公害防止条例」の全部を改正し、新たに「茨城県生活環境の保全等に関する条例」及び「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」を制定し、平成 17 年(2005 年)10月 1 日に施行した。水質汚濁防止法では、カドミウム、シアン、六価クロム等28物質が「有害物質」として定められ、排水量にかかわらず、すべての工場及び事業場に適用されている。

また、「生活環境項目」として、BOD、COD等の15項目が、一日当たりの平均的な排水量が50m³以上(水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例により30m³以上)の工場及び事業場に適用されている。なお、本市では、「常磐地先水域」、「県北水域」及び「久慈川水域」の3水域に上乘せ基準が設定されている。

水質汚濁防止法の適用を受けない汚水発生施設については、茨城県生活環境の保全等に関する条例で「排水特定施設」、日立市公害防止条例で「汚水に係る指定施設」を定め、それぞれ排水基準、管理基準を設けて規制している。さらに、ダイオキシン類による人の健康影響の未然防止と環境保全を目的としてダイオキシン類対策特別措置法が平成 12 年(2000 年) 1 月15日に施行され、現在、19種類の施設を特定施設に指定するとともに、施設ごとの排水基準（一律基準）が定められている。

2 届出状況

本市における水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出状況は、表 2－3 のとおりである。特定施設ごとの事業場総数 513 のうち、旅館、洗たく業の施設及びガソリンスタンド等の自動式車両洗浄施設の届出が多く、排水基準が適用される業種としては、非鉄金属製造業、金属製品・機械器具製造業、酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めっき施設等が多い。

茨城県生活環境の保全等に関する条例の届出状況は、表 2－1 のとおり、198 の特定施設があり、日立市公害防止条例の届出状況は、表 2－2 のとおり、し尿処理施設について 1 施設が届出されている。

また、ダイオキシン類対策特別措置法の届出状況は、表 2－4 のとおり、3 事業場の特定施設が届出されている。

表 2－1 茨城県生活環境の保全等に関する条例
に基づく排水特定施設の届出状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

施設番号	特定施設の種類	排水量 30m ³ /日 以上	排水量 30m ³ /日 未満	総数
2	石材加工業（研磨及び湿式切断施設）	0	5	5
3	車両の洗浄施設（自動式を除く）	1	159	160
5	廃油処理施設		1	1
9	病院に設置される施設（20 床以上）	5	9	14
10	集団給食施設（1,000 食/日以上）		3	3
12	納豆製造業の湯煮施設（蒸煮施設含む）		4	4
13	弁当仕出屋又は弁当製造業の厨房施設 （総床面積 240m ² 以上）	5	5	10
14	飲食店の厨房施設（総床面積 280m ² 以上）	0	1	1
合 計		11	187	198

表 2－2 日立市公害防止条例に基づく指定施設の届出状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

施設番号	指定施設の種類の	総数
1	し尿処理施設（処理対象人員が 301 人以上 500 人以下）	1

表 2－3 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

施設 番号	特定施設の種類	事業場数		総 数
		排水量 30 m ³ /日以上	排水量 30 m ³ /日未満	
1 の 2	畜産農業の用に供する施設		14	14
3	水産食料品製造業の用に供する施設	1	7	8
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業		1	1
5	みそ・しょうゆの製造業の用に供する施設		4	4
8	製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	1	3	4
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機		1	1
10	飲料製造業の用に供する施設		4	4
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	1	3	4
17	豆腐又は煮豆製造業の用に供する湯煮施設	1	34	35
23 の 2	印刷業の用に供する施設		2	2
27	無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	1	3
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	2	2	4
41	香料製造業の用に供する施設		1	1
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	2		2
52	皮革製造業の用に供する施設		1	1
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	1	4	5
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	5		5
63	金属製品・機械器具製造業の用に供する施設	8	11	19
64 の 2	水道・工業用水道施設の浄水施設		3	3
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	19 (7)	14 (2)	32 (8)
66	電気めっき施設	12 (12)	3 (3)	15 (15)
66 の 3	旅館業の用に供する施設	2	142	144
66 の 4	共同調理場に設置されるちゅう房施設	1		1
66 の 5	弁当製造業の用に供するちゅう房施設		1	1
66 の 6	飲食店に設置されるちゅう房施設	2	14	16
67	洗たく業の用に供する施設		82	82
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設		7	7
68 の 2	病院に設置されるちゅう房・洗浄・入浴施設:300床以上		2	2
70 の 2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設		1	1
71	自動式車両洗浄施設		73	73
71 の 2	試験研究機関に供する施設(洗浄・焼き入れ施設)		10	10
71 の 3	一般廃棄物処理施設である焼却施設		1	1
71 の 5	トリクロエチレン、テトラクロエチレン又はジクロロメタンの洗浄施設	1 (1)		1 (1)
72	し尿処理施設(処理対象人員が501人以上)		1	1
73	下水道終末処理場	2		2
74	特定事業場から排出される水の処理施設(共同処理施設)	3		3
合 計		66 (20)	447 (5)	513 (25)

(注) 1. () は有害物質使用事業場数 2. 施設番号は水質汚濁防止法施行令別表第 1 による番号

表 2－4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

施設番 号	特定施設の種類	事業場数	総数	
15	別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	イ 廃ガス洗浄施設	1	1
		ロ 湿式集じん施設	1	3
		灰の貯留施設	1	1
19	第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1	1	
合 計		4 (実数 3)	6	

(注) 施設番号はダイオキシン類対策措置法施行令別表第 2 による番号

3 工場・事業場立入調査・指導

令和5年度(2023年度)は、17箇所の工場・事業場について立入調査を実施し、21箇所で排水の水質検査を行った。調査結果は、表2-5、表2-6のとおり、全て排水基準に適合していた。

(1) めっき工場等有害物質排出事業場の調査指導

シアンや六価クロム等の有害物質を使用しているめっき工場等について、公害の未然防止の観点から立入調査を実施し、排水の水質検査・排水処理施設の点検・特定施設の確認・有害物質の適正保管・めっきスラッジ及び老廃液の処理状況等について調査指導を行っている。

表2-5 特定事業場排水不適合状況

年 度 項 目	2021			2022			2023		
	m	n	不適合率	m	n	不適合率	m	n	不適合率
p H	1	18	5.6	1	18	5.6	0	18	0.0
B O D	0	16	0.0	0	16	0.0	0	16	0.0
C O D	—	16	—	—	16	—	—	16	—
S S	0	10	0.0	0	10	0.0	1	10	10.0
大腸菌群数	0	2	0.0	0	2	0.0	0	2	0.0
油分	0	10	0.0	0	10	0.0	0	10	0.0
全クロム	0	7	0.0	0	7	0.0	1	7	14.3
亜鉛 (Z n)	0	12	0.0	0	12	0.0	1	12	8.3
銅 (C u)	0	10	0.0	0	10	0.0	0	10	0.0
溶解性鉄	0	9	0.0	0	9	0.0	0	9	0.0
溶解性マンガン	0	2	0.0	0	2	0.0	0	2	0.0
ふっ素	0	6	0.0	0	6	0.0	0	6	0.0
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	0	9	0.0	0	9	0.0	0	9	0.0
シアン (C N)	0	7	0.0	0	7	0.0	0	7	0.0
六価クロム	0	6	0.0	0	6	0.0	0	6	0.0
鉛 (P b)	0	7	0.0	0	7	0.0	0	7	0.0
砒素 (A s)	0	4	0.0	0	4	0.0	0	4	0.0
カドミウム (C d)	0	2	0.0	0	2	0.0	0	2	0.0
トリクロエチレン等3物質	0	6	0.0	0	6	0.0	0	6	0.0
セレン (S e)	0	4	0.0	0	4	0.0	0	4	0.0
合 計	1	163	0.6	1	163	0.6	3	163	1.8

(注) 1. mは不適合検体数、nは総検体数
2. 不適合率の単位は%

(2) し尿処理施設の調査指導

水質汚濁防止法に基づき、旅館業の用に供する施設として届出されているもの及びし尿処理施設（処理対象人員501人以上の施設）を有している2事業場の立入調査を行った。その結果、表2-6のとおり排水基準に適合していた。

し尿処理施設については、公共下水道への接続が進んでおり、施設数は減少している。現在残っている施設は、下水道排水区域外であり、維持管理等を重点に指導している。また、処理対象人数が500人以下のし尿処理施設についても、年1回の定期検査が義務づけられるなど、法律・条例の規制対象外だった小規模のものにも維持管理面で指導が強化されている。

表2-6 排水不適合状況（し尿処理施設）

項 目	不適合検体数	総検体数
p H	0	2
B O D	0	2
S S	0	2
大腸菌群数	0	2

4 公共下水道の整備

公共下水道は、都市環境の整備と健全な公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全のための基盤となる都市施設である。本市は、昭和44年度(1969年度)から単独公共下水道事業として建設事業に着手し、昭和48年(1973年)4月に一部供用開始以来順次、供用区域の拡大を図った。

令和5年度(2023年度)末の下水道人口普及状況及び公共下水道処理計画区域は、表2-7及び図2-1のとおりで、人口普及率は、98.2%となっている。

市内全域での水洗化普及状況は、表2-8のとおりで、水洗化普及率は、99.3%となっている。

公共下水道の整備により、供用開始区域内の河川の水質改善の効果が顕著である。また、北部の広域処理区、南部の流域関連処理区も水洗化の普及に伴い、生活環境が整備され、河川や海域の水質が改善された。(P47「各河川の概況」参照)

表2-7 下水道人口普及状況

(令和6年3月31日現在)

行政人口※ (人)	処理区域人口(人)				普及率 (%)
	中央処理区 A	流域関連処理区 B	広域処理区 C	計 A+B+C	
165,914	71,118	52,175	39,728	163,021	98.2

※行政人口は、住民基本台帳人口

表 2－8 水洗化普及状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

処理区域面積 (h a)	処理区域内戸数 A (戸)	水洗化済戸数 B (戸)	普及率 B/A (%)
5,261.47	105,283	104,487	99.2 s

(注) 数値は、中央処理区・流域関連処理区・広域処理区の合計

資料提供：日立市企業局

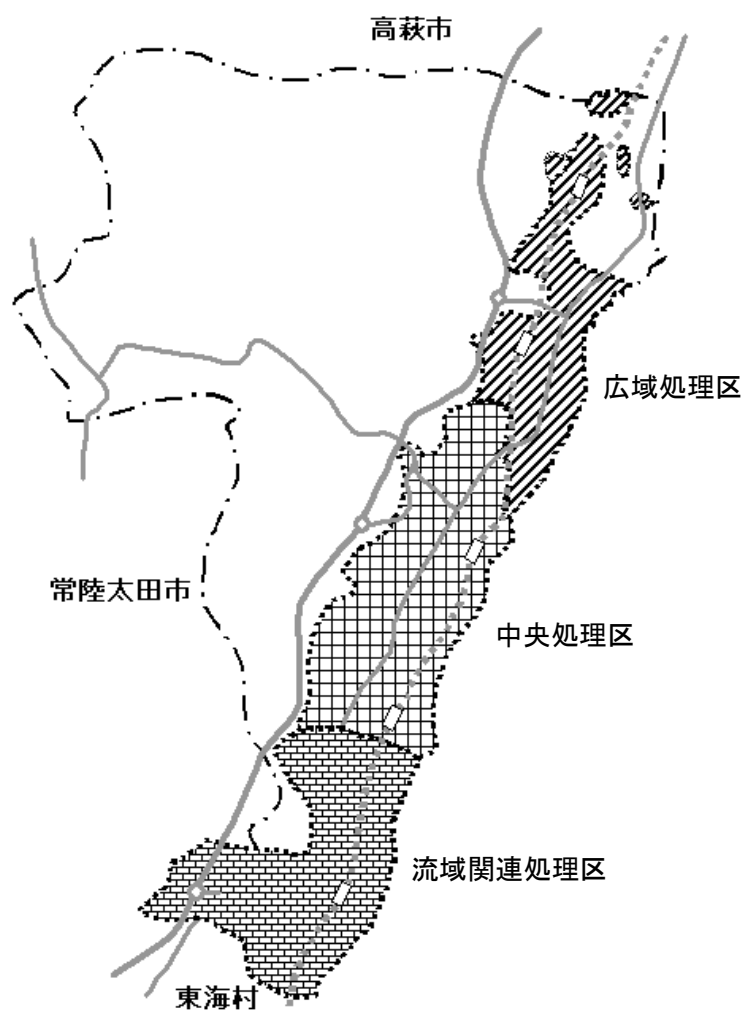


図 2－1 公共下水道処理計画区域

第5部 騒音・振動

.....



「第30回環境を考えるポスター展」入賞作品より

第 1 章 騒音・振動の現況

1 概 況

騒音・振動公害は、日常生活の中で人が感覚的、物的被害を直接受けることから、公害苦情件数の中でも比較的多く発生している。騒音・振動に係る苦情の状況は、表 1－1 及び表 1－2 のとおりである。

表 1－1 騒音に係る苦情の状況

年度	工場・事業場				建設作業			自動車			鉄道	営業			拡声器			家庭生活	その他	計
	特定工場	指定工場	その他	小計	特定建設	その他	小計	高速道路	その他	小計		深夜営業	その他	小計	商業宣伝	その他	小計			
2019	2	0	2	4	0	0	0	0	1	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	7
2020	2	1	0	3	1	1	2	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	1	8
2021	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4
2022	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	1	0	1	6
2023	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	6

(注) 工場・事業場欄の特定工場とは、騒音規制法の規制対象工場を、指定工場とは、市条例の規制対象工場をいう。

表 1－2 振動に係る苦情の状況

年度	工場・事業場				建設作業			自動車			その他	計
	特定工場	指定工場	その他	小計	特定建設	その他	小計	高速道路	その他	小計		
2019	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2
2020	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
2021	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2022	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2023	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1

(注) 工場・事業場欄の特定工場とは、振動規制法の規制対象工場を、指定工場とは、市条例の規制対象工場をいう。

2 環境基準と要請限度

騒音に係る環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項において、「騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められている。

また、平成 11 年(1999 年) 4 月 1 日には、自動車騒音の評価方法に面的評価（道路敷地境界から 50m 範囲）が導入されるなど、環境基準（表 1－3、表 1－4）が大幅に改正され、現在に至っている。

本市については、昭和 59 年(1984 年)12 月 28 日に環境基準の地域指定がされ、平成 13 年(2001 年) 4 月 1 日には、騒音規制法の政令市として指定を受けた。

表 1－3 騒音に係る環境基準（一般地域）

時間区分 地域類型	昼 間	夜 間
	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 午前 6 時
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

（注）

1. A をあてはめる地域は第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域。
2. B をあてはめる地域は第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域。
3. C をあてはめる地域は近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域並びに用途地域の指定のない地域。

表 1－4 道路に面する地域の環境基準

時間区分 地域区分	昼 間	夜 間
	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路（幹線道路）に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下

（注）

1. 地域区分（A～C 地域）は、表 1－3 に同じ。
2. 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。

表 1－5 自動車騒音の要請限度

時間区分 地域区分	昼 間	夜 間
	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
上記に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以上を有する道路：道路敷地境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路：道路敷地境界から 20m）	75dB 以下	70dB 以下

（注）

1. a をあてはめる地域は第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域。
2. b をあてはめる地域は第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域。
3. c をあてはめる地域は近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域。

自動車騒音及び振動については、環境基本法で定められた環境基準とは別に要請限度が定められている。この要請限度は、騒音規制法（第 17 条）、振動規制法（第 16 条）の規定により、指定地域内において自動車騒音及び振動が、この限度値を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、県公安委員会に対し、改善を要請したり、道路管理者又は関係行政機関に対し、改善するのに必要な意見を述べることができるようになっており、そのための指標値（表 1－5、表 1－9）が定められている。

3 環境騒音測定

市内の環境騒音の実態を把握するために、道路に面する地域を除く一般地域と、道路に面する地域として幹線交通を担う道路（幹線道路）の騒音実態調査を実施している。

一般地域については、平成 12 年度(2000 年度)から年度毎に測定地域を移動して騒音測定を実施している。また、幹線交通を担う道路については、環境基準の改定により、自動車騒音の環境基準達成状況を住宅戸数や達成割合で表示する面的評価が導入されたため、本市においても市街地を中心に面的評価を実施している。

(1) 一般地域

道路に面する地域を除く一般地域における騒音測定は、図 1－1 のとおり市内 10 地点で 24 時間測定を実施した。測定結果は、表 1－6 のとおりで、1 地点で環境基準を超えていた。

表 1－6 一般地域の環境騒音測定結果

測定地点		用途地域	地域類型	測定年月	等価騒音レベル[L _{Aeq} ：dB]				環境基準※ 適合状況	
					測定結果		環境基準			
					昼	夜	昼	夜	昼	夜
①	小木津町	指定なし	C	2023. 4	47	45	60 以下	50 以下	I	I
②	大沼町 1-14	1 住	B	2023. 4	53	53	55 以下	45 以下	I	Ⅱ
③	留町	指定なし	C	2023. 4	52	50	60 以下	50 以下	I	I
④	田尻町 1-12	1 中 高	A	2023. 4	45	40	55 以下	45 以下	I	I
⑤	滑川本町 1-12	1 低	A	2023. 11	52	43	55 以下	45 以下	I	I
⑥	滑川本町 4-19	1 低	A	2023. 11	52	45			I	I
⑦	滑川本町 2-1	1 低	A	2023. 11	42	36			I	I
⑧	東滑川町 1-27	1 低	A	2023. 11	44	37			I	I
⑨	滑川町 1-5	1 住	B	2023. 11	46	41			I	I
⑩	本宮町 4-9	1 中 高	A	2023. 11	45	38			I	I

※ I：環境基準以下の地点、II：環境基準を超える地点

(2) 幹線交通を担う道路に面する地域

道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路における騒音測定は、図 1－2 のとおり市内 4 地点で 24 時間測定を実施した。測定結果は、表 1－7 のとおりで、国道 6 号の夜間で環境基準を超えていた。

また、騒音測定を実施した 4 区間（図 1－3）について、面的評価（道路敷地境界から 50m 範囲）を実施した結果は、表 1－8 のとおり、3 路線（常磐道、国道 245 号、県道十王停車場川尻線）で、昼夜とも環境基準を達成した戸数の割合が 90%を超えた。

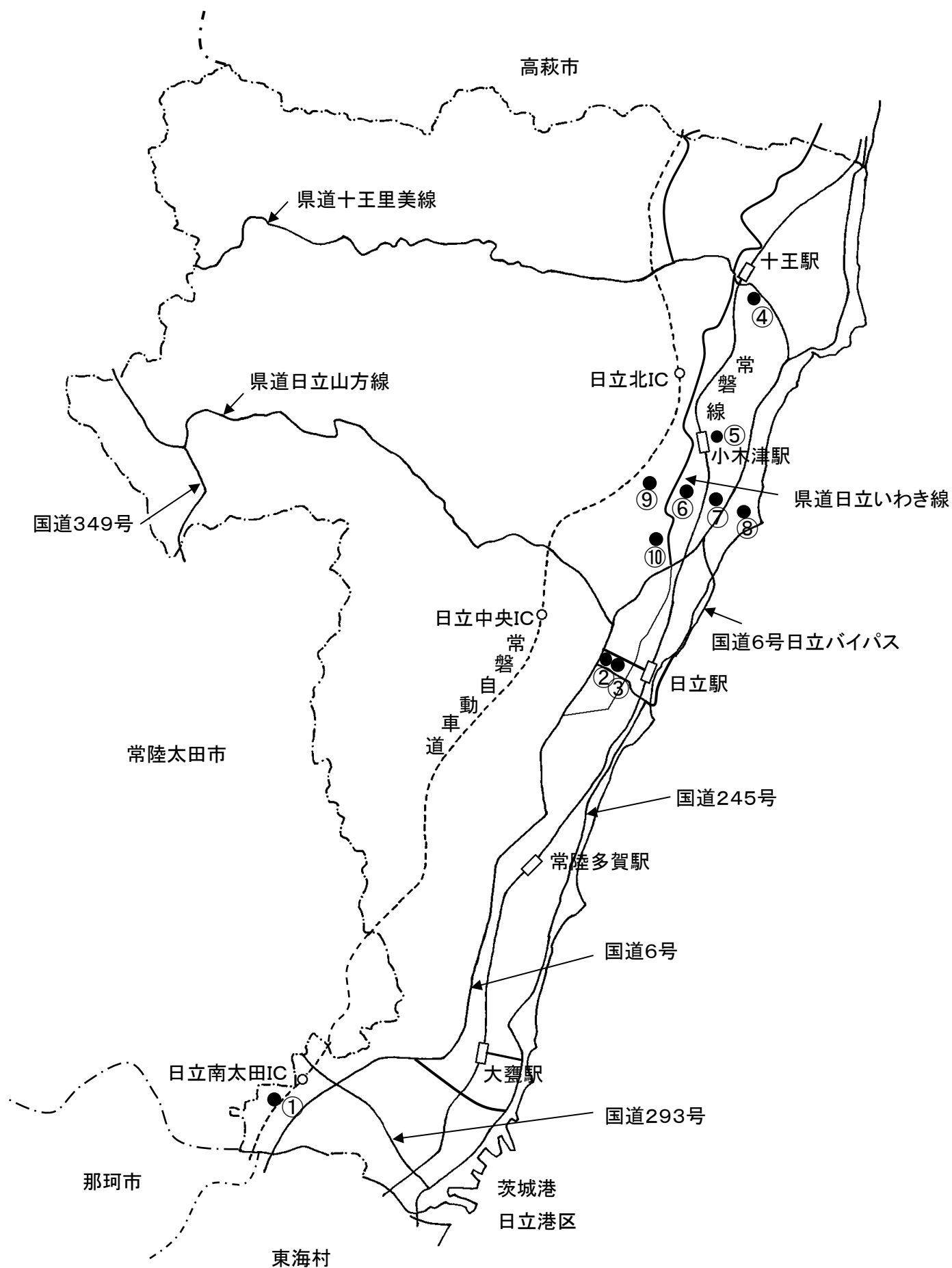


図 1 - 1 一般地域の環境騒音測定地点

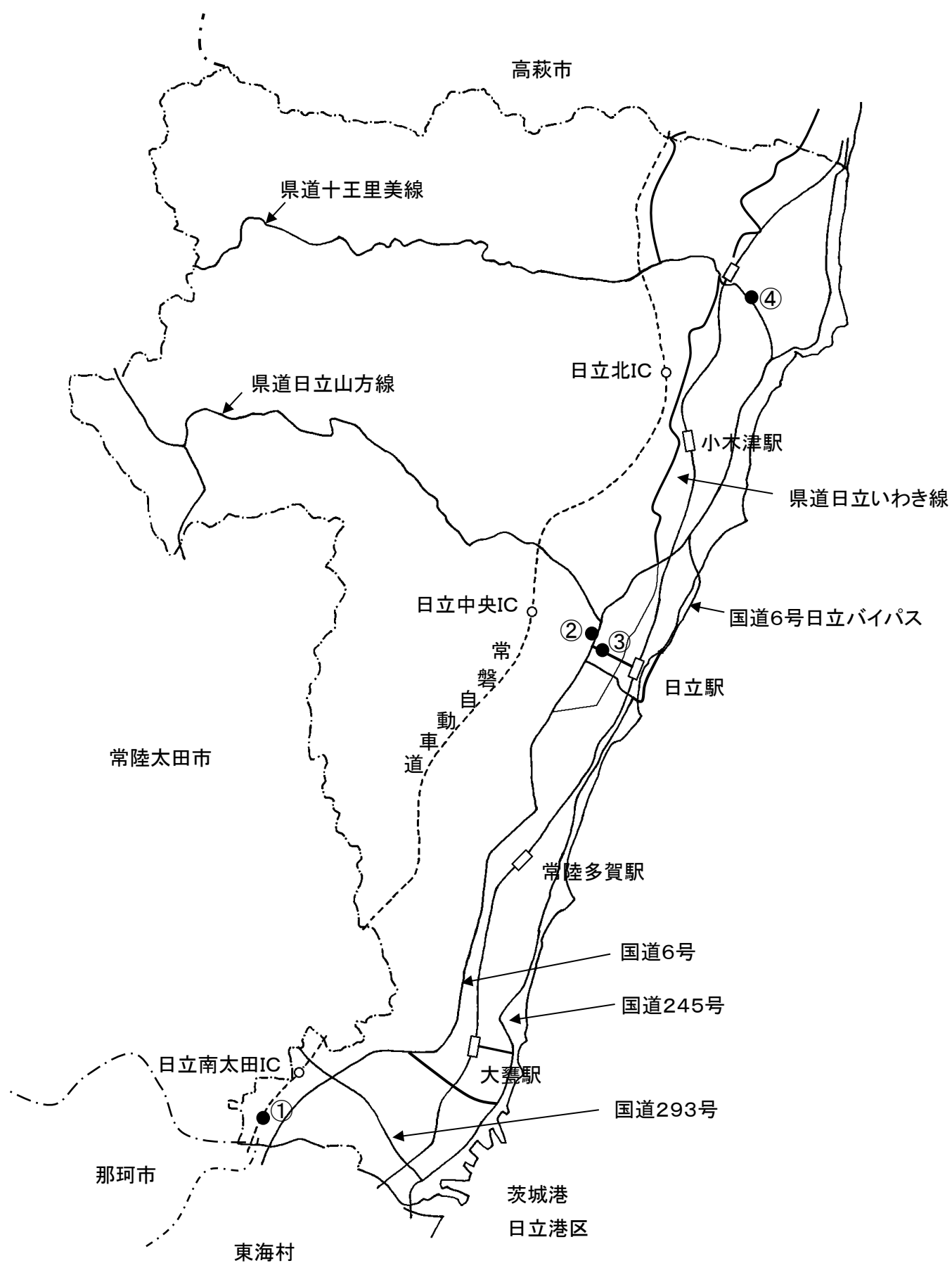


図 1－2 幹線交通を担う道路に面する地域の環境騒音及び振動測定地点

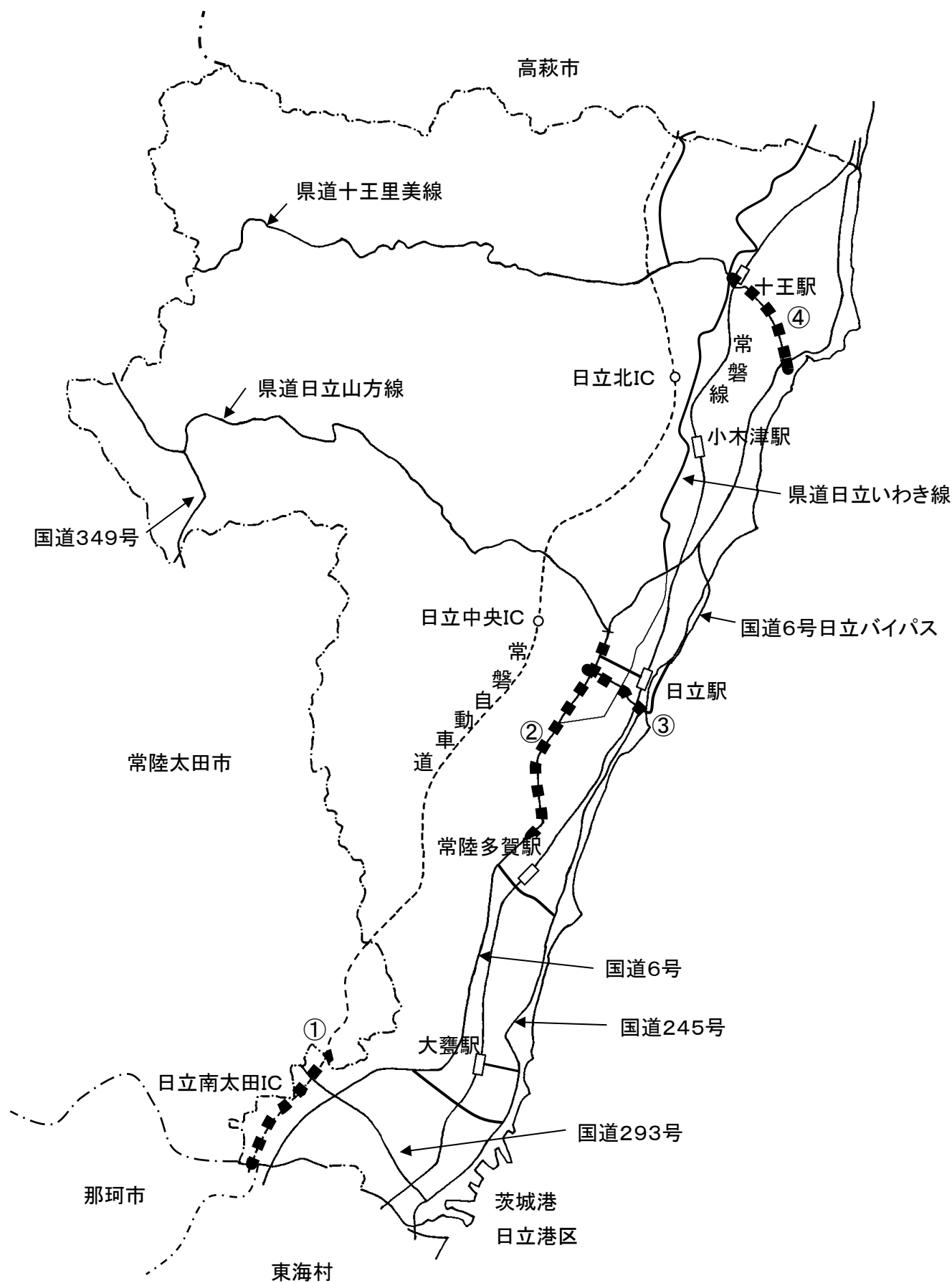


図 1 - 3 面的評価区間（①常磐自動車道、②国道 6 号、③国道 245 号、④県道十王停車場川尻線の評価区間を点線で表示）

表 1-7 幹線交通を担う道路に面する地域の自動車騒音測定結果

路線名	測定地点		用途地域	車線	測定年月	等価騒音レベル[L _{Aeq} :dB]				環境基準 (要請限度) 適合状況	
						測定結果		環境基準 (要請限度)			
						昼	夜	昼	夜	昼	夜
常磐自動車道	①	小木津町地内	指定なし	4	2023.4	50	47	70 (75) 以下	65 (70) 以下	I	I
国道 6 号	②	金沢町 2-3	準 住 居	2	2023.4	69	70			I	II
国道 293 号	③	留町地内	指定なし	2	2023.4	71	65			II	I
県道日立いわき線	④	滑川本町 5-5	工 業	2	2023.4	65	59			I	I

※ I：環境基準以下の地点、II：環境基準は超えるが要請限度以下の地点、III：要請限度を超える地点

表 1-8 幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準達成状況（面的評価）

路線名	評価区間		評価対象 住宅等 戸数 a(戸) a=b+c+d+e	昼間・夜間とも 環境基準値 以下		昼間のみ 環境基準値 以下		夜間のみ 環境基準値 以下		昼間・夜間とも 環境基準値 超過	
				b (戸)	割合 (%)	c (戸)	割合 (%)	d (戸)	割合 (%)	e (戸)	割合 (%)
常磐自動車道	①	助川町 ～十王町山部	85	85	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
国道 6 号	②	大みか町 6-16 ～多賀町 3-7	968	753	77.8	215	22.2	0	0.0	0	0.0
国道 293 号	③	留町 ～大和田町	101	94	93.0	2	2.0	2	2.0	3	3.0
県道日立いわき線	④	滑川町 2-2 ～小木津町	669	667	99.8	1	0.1	0	0.0	1	0.1

4 道路交通振動測定

市内の幹線道路における交通振動の要請限度（表 1-9）の達成状況を把握するために、図 1-2 のとおり、市内 4 地点で振動測定を実施した。測定結果は、表 1-10 のとおりで要請限度値を下回っていた。

表 1-9 道路交通振動の要請限度

第 1 種区域		第 2 種区域	
6 時～21 時	21 時～6 時	6 時～21 時	21 時～6 時
65dB	60dB	70dB	65dB

区域区分と用途地域の関係

区域区分	用 途 地 域
1	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域
2	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、用途地域の指定のない地域

表 1-10 自動車交通振動測定結果

路線名	測定地点		区域 区分	車線	測定 年月	振動レベル [80%レンジ 上端値: dB]				要請限度 達成状況※	
						測定結果		要請限度			
						昼	夜	昼	夜	昼	夜
常磐自動車道	①	小木津町地内	2	4	2023. 4	35	31	70 以下	65 以下	I	I
国道 6 号	②	金沢町 2-3	1	2	2023. 4	45	46	65 以下	60 以下	I	I
国道 293 号	③	留町地内	2	2	2023. 4	36	23	70 以下	65 以下	I	I
県道日立いわき線	④	滑川本町 5-5	2	2	2023. 4	39	23			I	I

※ I : 要請限度以下の地点、II : 要請限度を超える地点

5 道路交通量調査

幹線道路における交通騒音・振動の測定とあわせて、24 時間の毎時 10 分間交通量を調査した。
調査結果は表 1-11 のとおりである。

表 1-11 交通量調査結果

種 別 調査地点		10 分間交通量（台／日）									
		上 り			下 り			合 計			全交通量
		大型車	普通車	二輪車	大型車	普通車	二輪車	大型車	普通車	二輪車	
①	常磐自動車道	752	1, 202	0	837	1, 227	0	1, 589	2, 429	0	4, 018
②	国道 6 号	156	1717	5	157	1649	15	313	3366	20	3699
③	国道 293 号	169	908	4	136	771	3	305	1679	7	1991
④	県道日立いわき線	25	830	10	16	963	14	41	1793	24	1858

騒 音 の 目 安

騒音レベル	目 安
120 d B	飛行機のエンジンの近く
110 d B	自動車のクラクション（前方 2 m）
100 d B	電車が通るときのガード下
90 d B	パチンコ店内、騒々しい工場の中
80 d B	地下鉄・電車の車内
70 d B	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60 d B	静かな乗用車、普通の会話
50 d B	静かな事務所、家庭用クーラー（室外機）
40 d B	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼間
30 d B	郊外の深夜、ささやき声
20 d B	木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音(前方 1 m)

振 動 の 目 安

振動レベル	震度階級	目 安
55 d B 以下	0	人は揺れを感じない。
55～65 d B	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。
65～75 d B	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。
75～85 d B	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。
85～95 d B	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
95～105 d B	5 弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。
	5 強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。
105～110 d B	6 弱	立っていることが困難になる。
	6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。
110 d B 以上	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。

第 2 章 騒 音 ・ 振 動 の 対 策

1 規制の概要

本市における騒音・振動の規制は、騒音規制法及び振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び日立市公害防止条例に基づき行われている。（表 2－1）

騒音規制法は市内全域を、振動規制法は都市計画法による用途指定のある地域（工業専用地域を除く）を規制対象地域として、工場・事業場、建設作業から発生する騒音振動を規制している（旧十王町地域は工業専用地域を除く全域）。なお、特定工場及び特定建設作業に係る騒音規制基準は表 2－2、振動規制基準は表 2－3 のとおりである。また、騒音規制法に基づく特定施設並びに特定建設作業は表 2－4 及び表 2－5 のとおりで、振動規制法に基づく特定施設並びに特定建設作業は、表 2－6 及び表 2－7 のとおりとなっている。

カラオケなどの深夜営業騒音等及び拡声器騒音については、茨城県生活環境の保全等に関する条例により音響機器の使用制限、規制基準の遵守等の規制（表 2－8 及び表 2－9）を行っている。

法律の規制対象外の施設を有する工場・事業場については、日立市公害防止条例により施設（表 2－10）を定め、法律に準じた規制を行っている。

さらに工場・事業場を新築する際は、建築確認申請時に提出された事前協議書を審査し、騒音・振動防止の指導を行い未然防止を図っている。

法律、条例による工場・事業場の規制区域別の届出数は、表 2－11 のとおりである。

工業地域、工業専用地域の第 4 種区域と準工業地域が含まれる第 3 種区域に立地している工場が全体の約 7 割を占めている。しかし、住居系地域での工場の立地や工業・準工業地域への住宅の進出が、騒音・振動苦情の大きな要因となっている。

表 2－1 騒音・振動の規制に関する概要

法 令 名	規制対象地域	規制対象の騒音・振動の種類	規制対象の範囲	規制基準	備 考
騒音規制法 振動規制法	市内全域* （振動は工業専用地域を除く用途指定地域）	工場騒音・振動	法に定める施設を設置する工場等	有	昭和 50 年 10 月 15 日、騒音規制法の地域指定追加（昭和 53 年 4 月 1 日、振動規制法の地域指定）
		建設作業騒音・振動	法に定める建設作業	有	
茨城県生活環境の保全等に関する条例	法の指定地域外の地域	工場及び建設作業騒音・振動	条例に定める施設を設置する工場・建設作業等	有	茨城県公害防止条例を改正し、平成 17 年 10 月 1 日より施行
	全地域	深夜営業騒音	条例で定める飲食店等の業種	有	
		拡声器騒音	条例で定める目的、使用方法	有	
日立市公害防止条例	全地域	工場騒音・振動	条例に定める施設を設置する工場等（法の対象外）	有（騒音のみ）	昭和 50 年 1 月 1 日、全部改正

※ 旧十王町地域は、騒音規制法及び振動規制法とも工業専用地域を除く全域を規制

表 2-2 騒音規制法による規制基準

用途 地域 規制 基準	第 1 種・第 2 種 低層住居専用地域			第 1 種・第 2 種 中高層住居専用地域 第 1 種・第 2 種 住居地域 準住居地域			近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない地域			工業地域 工業専用地域		
特定工場 等に係る 騒音規制 基準	第 1 種区域			第 2 種区域			第 3 種区域			第 4 種区域		
	8 時～ 18 時	6 時～8 時 18 時～ 21 時	21 時～ 6 時	8 時～ 18 時	6 時～8 時 18 時～ 21 時	21 時～ 6 時	8 時～ 18 時	6 時～8 時 18 時～ 21 時	21 時～ 6 時	8 時～ 18 時	6 時～8 時 18 時～ 21 時	21 時～ 6 時
	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下	55dB 以下	50dB 以下	45dB 以下	65dB 以下	60dB 以下	50dB 以下	70dB 以下	65dB 以下	55dB 以下
特定建設 作業に係 る騒音規 制基準	第 1 号区域									第 2 号区域		
	85dB 以下									85dB 以下		
	19 時～7 時禁止 1 日 10 時間以内 連続 6 日以内 日曜・休日禁止									22 時～6 時禁止 1 日 14 時間以内 連続 6 日以内 日曜・休日禁止		

(注) 日立市の騒音規制法規制地域は、市内全域を指定しているが、旧十王町地域は、工業専用地域を除く全地域を指定

表 2-3 振動規制法による規制基準

用途 地域 規制 基準	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種・第 2 種住居地域 準住居地域		近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない地域	工業地域 工業専用地域
特定工場 等に係る 振動規制 基準	第 1 種区域		第 2 種区域	
	6 時～21 時	21 時～6 時	6 時～21 時	21 時～6 時
	65dB 以下	55dB 以下	70dB 以下	60dB 以下
特定建設 作業に係 る振動規 制基準	第 1 号区域			第 2 号区域
	75dB 以下			75dB 以下
	19 時～7 時禁止 1 日 10 時間以内 連続 6 日以内 日曜・休日禁止			22 時～6 時禁止 1 日 14 時間以内 連続 6 日以内 日曜・休日禁止

(注) 日立市の振動規制法規制地域は、工業専用地域を除く都市計画の用途指定地域を指定しているが、旧十王町地域は、工業専用地域を除く全地域を指定

表 2-4 騒音規制法に規定する特定施設

	特 定 施 設 名 及 び 能 力
1	金属加工機械 イ. 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る） ロ. 製管機械 ハ. ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る） ニ. 液圧プレス（矯正プレスを除く） ホ. 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン※以上のものに限る。980 キロニュートン※以上は公害防止管理者を選任） ヘ. せん断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る） ト. 鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーは公害防止管理者を選任） チ. ワイヤフォーミングマシン リ. プラスト（タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く） ス. タンブラー ル. 切断機（といしを用いるものに限る）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）
4	織機（原動機を用いるものに限る）
5	建設用資材製造機械 イ. コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る） ロ. アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）
7	木材加工機械 イ. ドラムバーカー ロ. チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る） ハ. 碎木機 ニ. 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る） ホ. 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る） ヘ. かな盤（原動機の定格出力が 2.25 kW 以上のものに限る）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る）

※ 294 キロニュートン＝30 重量トン、980 キロニュートン＝100 重量トン

表 2-5 騒音規制法に規定する特定建設作業※

1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業

※ 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く

表 2-6 振動規制法に規定する特定施設

	特 定 施 設 名 及 び 能 力
1	金属加工機械 イ. 液圧プレス（矯正プレスを除く。呼び加圧能力が 2,941 キロニュートン※以上は公害防止管理者を選任） ロ. 機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン※以上は公害防止管理者を選任） ハ. せん断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限り） ニ. 鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーは公害防止管理者を選任） ホ. ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限り）
2	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限り）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限り）
4	織機（原動機を用いるものに限り）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限り）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限り）
6	木材加工機械 イ. ドラムバーカー ロ. チッパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限り）
7	印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限り）
8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機（カレンダーロール機以外のものであって原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限り）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限り）

※ 2,941 キロニュートン=300 重量トン、980 キロニュートン=100 重量トン

表 2-7 振動規制法に規定する特定建設作業※

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又は、くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る）
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る）

※ 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く

表 2－8 茨城県生活環境の保全等に関する条例 深夜騒音の規制

用途 地域 規制 基準	第 1 種・第 2 種 低層住居専用地域	第 1 種・第 2 種 中高層住居専用地域 第 1 種・第 2 種 住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定の ない地域	工業地域
深夜騒音 に係る 騒音規制 基 準	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
	23 時～6 時			
	40dB	45dB	50dB	55dB
規制対象※ 営業等	飲食店営業、ボーリング場営業、バッティング練習場営業、ゴルフ練習場営業			
禁 止 事項等	ア 第 1 種区域及び第 2 種区域並びにその周囲 10 メートル以内の区域では、音響機器から発生する音が当該営業所の外部に漏れない措置を講じている場合を除き、次の音響機器を使用してはならない。 (ア) カラオケ装置 (イ) ステレオ、その他音声機器 (ウ) 録音及び再生装置 (エ) 有線ラジオ放送機器（受信装置に限る） (オ) 楽器 (カ) 拡声装置 イ 飲食店営業等を利用するものは、深夜においては、みだりにその周辺の静穏を害する行為をしてはならない。			

※ 風営適正化法による深夜酒類提供飲食店（0 時以降営業）及び接待飲食等営業（ナイトクラブ等）については、営業地域や営業時間等の別途制限がある。

表 2－9 茨城県生活環境の保全等に関する条例 拡声器の使用制限

拡声器の音量	使 用 方 法	使用の時間
第 1 種区域 50dB 第 2 種区域 55dB 第 3 種区域 65dB 第 4 種区域 70dB	1 商業宣伝を目的として使用するときは、1 回の使用時間は 5 分以内とするとともに 1 回につき 2 分以上休止すること 2 商業宣伝を目的として地上 5 メートル以上の位置で使用しないこと	午後 6 時から翌日の午前 9 時までは使用しないこと
拡声器の使用制限	1 商業宣伝を目的とした拡声機放送の全面禁止区域（敷地境界から 50 メートル以内） (1) 学校 (2) 乳児院及び保育所 (3) 病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの (4) 図書館 (5) 特別養護老人ホーム 2 商業宣伝を目的とした航空機からの拡声機放送の全面禁止	
適用除外	1 公職選挙法に基づく選挙運動のために使用するとき 2 公共の目的のための広報等に使用するとき 3 祭礼、運動会等地域の慣習としての行事を行うために使用するとき 4 災害その他非常の事態の発生により使用するとき 5 その他前各号に準ずる場合として知事が指定するもの	

表 2-10 日立市公害防止条例に規定する騒音又は振動に係る指定施設

区分	指定施設等		規 模 ・ 能 力
騒 音	1	機械プレス	呼び加圧能力が 30 重量トン※未満のもの
	2	せん断機	原動機の定格出力が 2.25kW 以上 3.75kW 未満のもの
	3	空気圧縮機又は送風機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上 7.5kW 未満のもの
	4	コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.25 立方メートル以上 0.45 立方メートル未満のもの
	5	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 100 kg 以上 200 kg 未満のもの
	6	ダイカストマシン	呼び加圧能力が 50 重量トン※以上のもの
	7	冷凍機（往復動式、ロータリ式、遠心式のものに限る）	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもので家庭用パッケージ型を除く
	8	クーリングタワー	原動機の定格出力が 0.75kW 以上のもの
	9	遠心分離機	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
	10	天井走行クレーン又は門型走行クレーン	原動機の定格出力の合計が 7.5kW 以上のもの
	11	製缶作業	厚さ 0.5 mm 以上の金属板を加工するもので電気、ガスを用いる金属の溶接機又は切断機等を使用する作業に限る
	12	研磨作業	（仕上げ作業を除く）
	13	木材加工作業	業として電気のこぎり又は電気カンナを使用して木材の切断を行なう作業であって、建築工事の現場において臨時的に行なう作業を除く
振 動	1	コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.25 立方メートル以上 0.45 立方メートル未満のもの
	2	ダイカストマシン	呼び加圧能力が 50 重量トン※以上のもの
	3	冷凍機（往復動式、ロータリ式、遠心式のものに限る）	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもので家庭用パッケージ型を除く
	4	遠心分離機	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの

※ 30 重量トン＝294 キロニュートン、50 重量トン＝490 キロニュートン

表 2-11 用途地域別届出工場数

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

規制区分	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域	計
用途地域	第 1・2 種 低層住専地域	第 1・2 種 中高層住専地域 第 1・2 種住居地域 準住居地域	近隣商業 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない地域	工業地域 工業専用地域	
騒音規制法	10	84	175	166	435
市 条 例	6	39	29	10	84
計	16	123	204	176	519

2 届出状況

(1) 工場・事業場

法律、条例に基づく工場・事業場の届出状況は、表 2-12 から表 2-14 のとおりで、令和 5 年度(2023 年度)末現在の騒音規制法に基づく届出工場数は 435、振動規制法に基づく届出工場数は 321、市条例に基づく届出工場数は 84 である。

騒音規制法の対象となる特定施設数の構成比は、図 2-1 のとおりで、全国合計では空気圧縮機・送風機が最も多く、次に織機の順となっている。茨城県内でも空気圧縮機・送風機が最も多く、次に金属加工機械が多い。本市も県と同様に空気圧縮機・送風機が最も多く、全体の約 45%を占めており、次に金属加工機械（約 41%）の順となっている。

表 2-12 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

届出の種類 ※1～2 施設の種類の		①設置届出		②使用届出		③使用全廃届出		④数変更届出		⑤特定 工場等 実 数	⑥特定 施設 総数
		工場 等数	施設数	工場 等数	施設数	工場 等数	施設数	工場 等数	施設数		
1	金属加工機械	1	1					1	-3	189	2,006
2	空気圧縮機・送風機	4	18					7	2	166	2,202
3	土石用破碎機等									10	83
4	織機									1	36
5	建設用資材製造機械									5	5
6	穀物用製粉機									0	0
7	木材加工機械									20	104
8	抄紙機									0	0
9	印刷機械							2	-2	20	77
10	合成樹脂用射出成形機							1	4	22	393
11	鋳造型機									2	6
施設数計		—	19	—	0	—	0	—	1	—	4,912
工場等実数		4	—	0	—	0	—	8	—	435	—

⑦その他の届出

届 出 の 種 類	件 数
防止の方法変更届出	0
承 継 届 出	6
氏 名 等 変 更 届 出	10

※1. ①, ②, ③, ④及び⑦は、1 件の届出に金属加工機械と空気圧縮機があった場合、それぞれ金属加工機械及び空気圧縮機等の工場数、施設数に計上した。なお、工場等実数には、届出を受理した工場等の実数を計上した。また、④の施設数は増加数から減少数を差し引いた変更数を記載している。

※2. ⑤及び⑥には、特定工場等の実数（1 つの工場において 2 種類以上の施設を有する場合は、主要な特定施設の欄 1 箇所のみ計上）を計上した。

表 2-13 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

届出の種類 ※1～2 施設の種類の		①設置届出		②使用届出		③使用全廃届出		④数変更届出		⑤特定 工場等 実 数	⑥特定 施設 総数
		工場 等数	施設数	工場 等数	施設数	工場 等数	施設数	工場 等数	施設数		
1	金属加工機械									171	981
2	圧縮機	1	2			1	2	2	0	102	439
3	破碎機等									5	34
4	織機									0	0
5	コンクリートブロッ クマシン等									0	0
6	木材加工機械									4	5
7	印刷機械									13	34
8	ロール機									1	1
9	合成樹脂用射出成形機									22	250
10	鋳型造型機									3	6
施設数計		—	2	—	0	—	2	—	0	—	1,750
工場等実数		1	—	0	—	1	—	2	—	321	

⑦その他の届出

届 出 の 種 類	件 数
防止の方法変更届出	0
承 継 届 出	1
氏 名 等 変 更 届 出	3

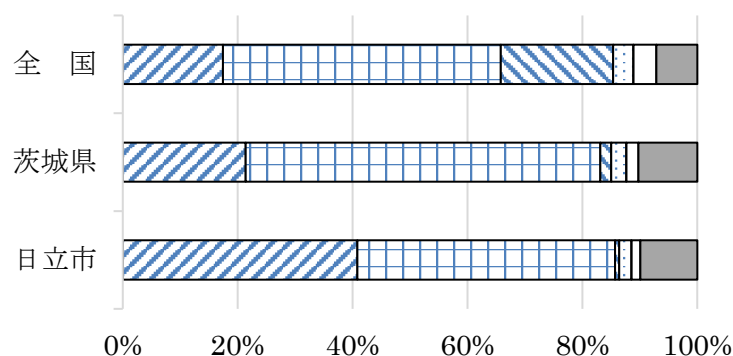
※1. ①, ②, ③, ④及び⑦は、1 件の届出に金属加工機械と圧縮機があった場合、それぞれ金属加工機械及び空気圧縮機等の工場数、施設数に計上した。なお、工場等実数には、届出を受理した工場等の実数を計上した。また、④の施設数は増加数から減少数を差し引いた変更数を記載している。

※2. ⑤及び⑥には、特定工場等の実数（1 つの工場において 2 種類以上の施設を有する場合は、主要な特定施設の欄 1 箇所のみ計上）を計上した。

表 2-14 日立市公害防止条例に基づく指定施設の届出状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

届出の種類 施設の種類の		①設置届出		②使用届出		③使用全廃届出		④数変更届出		⑤指定 工場等 実 数	⑥指定 施設 総数
		工場 等数	施設数	工場 等数	施設数	工場 等数	施設数	工場 等数	施設数		
1	機械プレス									3	7
2	せん断機									0	1
3	空気圧縮機・送風機									27	39
4	コンクリートプラント									0	0
5	アスファルトプラント									0	0
6	ダイカストマシン									0	0
7	冷凍機									12	68
8	クーリングタワー									14	30
9	遠心分離機									0	0
10	天井門型走行クレーン									2	6
11	製缶作業									2	3
12	研磨作業									0	0
13	木材加工作業									24	24
施設数計		—	0	—	0	—	0	—	0	—	178
工場等実数		0	—	0	—	0	—	0	—	84	—



金属加工機械
 空気圧縮機
 織機
 木材加工機械
 印刷機械
 その他

令和 6 年 3 月 31 日現在(国については、令和 5 年 3 月 31 日現在)

図 2-1 騒音規制法に基づく特定施設数割合

(2) 特定建設作業

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況は表 2-15 のとおりである。

特定建設作業実施届出は建設作業を始める 7 日前までに行い、作業場所が住宅密集地等、周辺住民への影響が大きいと予測される場合は、低騒音低振動工法への切替えを促すとともに、周辺住民とのトラブルを防止するため事前に工程表などを記載したチラシの配布と説明を実施するよう指導している。

表 2-15 騒音規制法および振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況
(令和 6 年 3 月 31 日現在)

作業の種類		法区分	騒音規制法 届出件数	振動規制法 届出件数
騒音	1	くい打機等を使用する作業	3	
	2	びょう打機を使用する作業	0	
	3	さく岩機を使用する作業	44	
	4	空気圧縮機を使用する作業	5	
	5	コンクリートプラント等を設けて行なう作業	0	
	6	バックホウを使用する作業	3	
	7	トラクターショベルを使用する作業	0	
	8	ブルドーザーを使用する作業	0	
振動	1	くい打機等を使用する作業		3
	2	鋼球を使用して破壊する作業		0
	3	舗装版破碎機を使用する作業		1
	4	ブレーカーを使用する作業		30
計			55	34

3 工場立入調査・指導

騒音・振動規制法及び県条例に基づく工場の立ち入り調査を 1 事業場で実施し、届出内容の確認を行い、実態と異なる工場等に対しては届出書の変更等の指導をするとともに、公害防止管理者の選任、騒音・振動苦情の未然防止等の指導を行った。

第6部 悪 臭

.....



「第30回環境を考えるポスター展」入賞作品より

第 1 章 悪臭の現況

1 概要

悪臭とは、不快感・嫌悪感を与える臭気物質の総称であり、個人によって感じ方の異なる感覚公害である。においを感じる化合物は 20 万種とも 40 万種とも言われており、しかも悪臭は低濃度・多成分の複合臭であることが多く、悪臭の不快感を画一的に表現することは難しい。その上、脱臭対策も困難な場合が多く、苦情解決を難しくしている。

近年、居住環境への関心が高まる一方、住宅地と工場及び商業地が混在する中で、より悪臭苦情の発生しやすい状況となっている。

令和 5 年度(2023 年度)は、廃棄物の屋外焼却によるばい煙の悪臭苦情が多く発生しており、全国的に見ても同様の傾向にある。

第 2 章 悪臭の対策

1 規制の概要

(1) 法による規制

本市は悪臭防止法に基づき、昭和 52 年(1977 年)に都市計画法で定める用途地域全体が規制地域として指定され、「特定悪臭物質」8 物質について「物質濃度規制」が始まった。(平成 16 年の十王町との合併により、指定された一部の市街化調整区域が規制地域として加わった。)

その後、法令改正に伴う特定悪臭物質の追加指定にあわせ、規制物質を順次増やしていった。平成元年(1989 年)には、畜産事業場、化製場を対象としたノルマル酪酸等 4 物質、平成 5 年(1993 年)には、塗装工場等を対象としたプロピオンアルデヒド等 10 物質が加わり現在の 22 物質となった。本市における規制基準は、臭気強度 2.5 に対応する濃度規制(表 2-1)である。この規制基準は、建屋から漏出する場合を想定した敷地境界線(第 1 号規制基準)の地表におけるもので、これを基礎に煙突などの気体排出口(第 2 号規制基準、13 物質)及び、排水の排出水中(第 3 号規制基準、4 物質)における排出基準が算定され、排出形態に応じた 3 種類の規制基準が設定されている。

また、平成 7 年(1995 年)には、人間の嗅覚を用いて測定する「嗅覚測定法」が採用され、これまでの特定の悪臭物質ごとの排出濃度に着目した規制に対し、未規制の多種多様な悪臭物質及び複合臭に対応できる「臭気指数規制」を導入する法改正が行われた。臭気指数とは、嗅覚を用い臭気を感知できなくなるまで希釈し、その希釈倍数を基礎として算定するもので、悪臭苦情の被害に近い規制といえる。これにより、「物質濃度規制」あるいは、「臭気指数規制」のどちらかを選択できることとなった。本市では、現在のところ臭気指数規制の導入までには至っていない。

(2) 条例による規制

茨城県生活環境の保全等に関する条例では、悪臭特定施設として6施設が指定されており、本市には、「家畜のふん尿を原料とするたい肥の製造に用いる原料置場、乾燥施設及び発酵施設」が3事業場で届出されており、施設の管理基準が定められている。また、日立市公害防止条例では、吹付塗装作業（塗装工場、自動車修理工場における作業に限る。）を「悪臭に係る指定作業」として届出を義務づけ、管理基準を定めている。令和6年(2024年)3月31日現在の届出数は116件である。

表2-1 特定悪臭物質の規制基準（臭気強度2.5）

特定悪臭物質	規制基準 (ppm)	規制基準 の施行日	特定悪臭物質	規制基準 (ppm)	規制基準 の施行日
アンモニア	1	1977. 11. 25	プロピオンアルデヒド	0.05	1994. 4. 1
メチルメルカプタン	0.002		ノルマルブチルアルデヒド	0.009	
硫化水素	0.02		イソブチルアルデヒド	0.02	
硫化メチル	0.01		ノルマルバレルアルデヒド	0.009	
二硫化メチル	0.009		イソバレルアルデヒド	0.003	
トリメチルアミン	0.005		イソブタノール	0.9	
アセトアルデヒド	0.05		酢酸エチル	3	
スチレン	0.4		メチルイソブチルケトン	1	
ノルマル酪酸	0.001	1990. 7. 1	トルエン	10	
イソ吉草酸	0.001		キシレン	1	
ノルマル吉草酸	0.0009				
プロピオン酸	0.03				

2 工場・事業場立入調査・指導

令和5年度(2023年度)は、2事業場の特定悪臭物質を調査した。結果は表2-2のとおり、特定悪臭物質の規制基準値以内であった。

表2-2 悪臭発生事業場の悪臭物質測定結果（単位：ppm）

測定事業場	測定年月日	スチレン	トルエン	キシレン	酢酸エチル
A 事業場	2023. 11. 20	<0.05	<0.05	<0.05	—
B 事業場	2023. 11. 20	—	<0.05	<0.05	<0.05

なお、本市では、臭気指数の規制基準は設定されていないが、1事業場の悪臭排出状況を確認するため、臭気指数を調査した。結果は表2-3のとおり、参考値ではあるが、基準値以下であった。

表2-3 市内工場の臭気指数測定結果

測定事業場	測定年月日	臭気濃度	臭気指数	参考：臭気強度2.5とした場合の 臭気指数基準値
C 事業場	2023. 11. 20	25	14	<23~28

特 定 悪 臭 物 質

【アンモニア：NH₃】（特有の刺激臭）

畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等

【メチルメルカプタン：CH₃SH】（腐ったたまねぎ臭）

クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、下水処理場、ごみ処理場、し尿処理場等

【硫化水素：H₂S】（腐った卵臭）

畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等

【硫化メチル：(CH₃)₂S】

（腐ったキャベツ臭）

【二硫化メチル：(CH₃)₂S₂】

クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等

【トリメチルアミン：(CH₃)₃N】（腐魚臭）

畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰製造業等

【アセトアルデヒド：CH₃CHO】（青臭い刺激臭）

アルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロブレン製造工場、たばこ製造業、複合肥料製造工場、魚腸骨処理場

【スチレン：C₆H₅CH=CH₂】（都市ガス臭）

スチレン製造業、ポリスチレン製造工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場

【ノルマル酪酸：CH₃(CH₂)₂COOH】（汗くさい臭い）

【イソ吉草酸：(CH₃)₂CHCH₂COOH】（むれた靴下臭）

【ノルマル吉草酸：CH₃(CH₂)₃COOH】

畜産農業、化製場、でん粉製造業等

【プロピオン酸：CH₃CH₂COOH】（酸っぱい刺激臭）

脂肪酸製造工場、染色工場等

【プロピオンアルデヒド：CH₃CH₂CHO】

【イソブチルアルデヒド：(CH₃)₂CHCHO】

【ノルマルブチルアルデヒド：CH₃(CH₂)₂CHO】

（甘酸っぱい焦げた刺激臭）

焼き付け塗装工程を有する事業場等

【ノルマルバレルアルデヒド：CH₃(CH₂)₃CHO】

【イソバレルアルデヒド：(CH₃)₂CHCH₂CHO】

（むせるような甘酸っぱい焦げ臭）

焼き付け塗装工程を有する事業場等

【イソブタノール：(CH₃)₂CHCH₂OH】

（発酵した刺激臭）

塗装工程を有する事業場等

【酢酸エチル：CH₃CO₂C₂H₅】

【メチルイソブチルケトン：CH₃COCH₂CH(CH₃)₂】

（刺激的なシンナー臭）

塗装工程又は印刷工程を有する事業場等

【トルエン：C₆H₅CH₃】

【キシレン：C₆H₄(CH₃)₂】

（ガソリン臭）

塗装工程又は印刷工程を有する事業場等

日立市天気相談所について

日立市天気相談所は、日立市役所4階に事務所を構え、気象観測、天気予報とそれらの情報提供を柱に業務を行っています。

日本で唯一、地方自治体が運営している気象機関であり、気象庁以外で最も長い歴史を持つ天気予報を行える機関です。日立鉱山が煙害対策として行っていた気象観測を引き継ぎ、昭和27年(1952年)に開設されました。

◎天気相談所の歴史◎

明治43年(1910年)	日立鉱山が神峰山に気象観測所設置
大正3年(1914年)	大煙突完成(使用開始は大正4年(1915年)3月1日)
昭和27年(1952年)	観測所の日立市への移管(日立市天気相談所誕生)
昭和28年(1953年)	予報業務許可第2号を取得
平成9年(1997年)	気象予報士制度のもと、予報業務許可変更認可
平成11年(1999年)	ホームページ開設
平成26年(2014年)	市内6つの観測所で、気温・湿度・風向風速・雨量の観測開始
令和4年(2022年)	ホームページリニューアル

◎気象観測◎

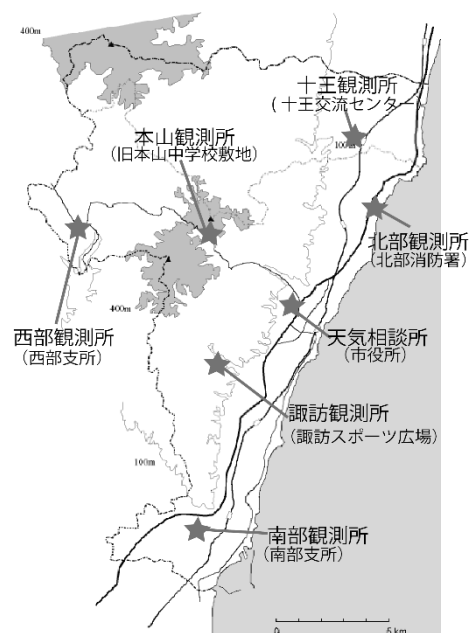
観測機器による自動観測を市内7箇所で実施するとともに、目視による観測を行っています。

「晴れ」や「曇り」など目視でないと観測できない天気や気象現象を観測しており、70年以上にわたる毎日の記録が蓄積されています。

●天気予報●

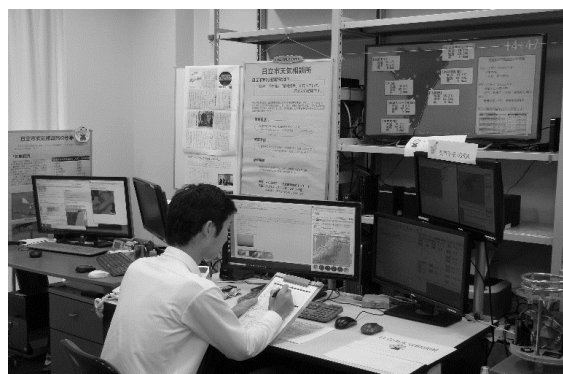
気象庁より天気予報を行うための許可を取得(許可番号第2号)しています。

日立市を対象とした明後日までの天気予報を1日2回 午前9時と午後4時(休日は正午)に発表しています。



これらの情報は電話、ホームページ、ケーブルテレビ、SNS、出張講座、防災行政無線などでお知らせするほか、市の防災対応のための情報として活用されています。

TEL : 0294-22-5520 (直通)
HP : <https://tenki.city.hitachi.lg.jp>



第7部 その他の環境



「第30回環境を考えるポスター展」入賞作品より

1 揮発性有機化合物（有機塩素化合物等）による地下水汚染

（1）規制の経過

トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物による地下水汚染は、環境庁が昭和 57 年度(1982 年度)から昭和 58 年度(1983 年度)に実施した「全国主要都市における地下水汚染実態調査結果」により、広範囲に汚染が進んでいることが判明し、全国的な問題となった。このため、国は、昭和 59 年(1984 年)にトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンの 3 物質について、水道水の暫定的な水質基準や排水に係る管理目標値等を設定し、排水中の濃度の抑制を図った。その後、水質汚濁防止法及び同施行令の一部を改正し、「有害物質」としてこれらを含む排水の地下への浸透が禁止された。

平成 5 年(1993 年) 3 月、「人の健康の保護に関する環境基準」にトリクロロエチレン等も新たに追加された。

その後、一旦汚染された地下水は自然浄化を期待することが難しく、水質が改善されないことが多いことから、有害物質の排水基準項目の追加や地下浸透の禁止等の各種規制が強化された。

なお、揮発性有機化合物の基準は、表 1－1 のとおりである。

（2）指導の状況

本市でも、昭和 61 年(1986 年)からの地下水汚染実態調査で、汚染井戸が確認されたことから、汚染井戸周辺の工場・事業場について使用実態調査等を実施し、施設の改善、使用量の削減及び使用物質の変更等を指導してきた。

（3）調査の結果

本市では、昭和 61 年度(1986 年度)から平成 8 年度(1996 年度)までに、地下水のトリクロロエチレン等揮発性有機化合物の概況調査を実施し、市内全域（十王町を除く）で地下水汚染が確認された。また、汚染井戸の経年変化をみるため、平成 9 年度(1997 年度)から継続的にモニタリング調査を実施している。令和 5 年度(2023 年度)は、25 件の井戸等を調査し、環境基準を超過した井戸は 9 件(約 4 割)で、全体的に濃度は減少傾向にある。

(表 1－2)

表 1－1 揮発性有機化合物の基準

(単位：mg/L)

項目 種類	水道水 (飲用水)	地下水	排水	
			地下 浸透※1	公共用 水域
ジクロロメタン	0.02	0.02	0.002	0.2
四塩化炭素	0.002	0.002	0.0002	0.02
クロロエチレン	—	0.002	0.0002	—
1,2-ジクロロエタン	0.004※3	0.004	0.0004	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.1※3	0.1	0.002	1
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04	0.004	0.4※2
1,1,1-トリクロロエタン	0.3※3	1	0.0005	3
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006	0.0006	0.06
トリクロロエチレン	0.01	0.01	0.002	0.1
テトラクロロエチレン	0.01	0.01	0.0005	0.1
1,3-ジクロロプロペン	0.05※3	0.002	0.0002	0.02
ベンゼン	0.01	0.01	0.001	0.1
1,4-ジオキサン	0.05	0.05	0.005	0.5

※1：有害物質を含む排水の地下浸透は禁止されている

「検出されるとする濃度」を示した

※2：シス-1,2-ジクロロエチレン

※3：水質管理目標値

※4：基準値改正、平成26年11月17日から施行

市内の地下水汚染については、本市が工業都市として発展してきた経過がある。トリクロロエチレン等の有機塩素化合物は、その優れた洗浄能力などから、全国の工場・事業場で古くから使用されてきたが、使用方法や管理の不備から地下水を汚染してしまった。

本市の地下水汚染についても同様に、現在、汚染井戸は浄化傾向にあるが、当時使用されていない物質が、分解生成物として追加規制され、検出されているところもあり、浄化が長期化する要因となっている。

表 1－2 モニタリング調査結果

項 目	検 出		不検出	調 査 井戸数
	基準 超過	基準 以下		
ジクロロメタン	0	0	25	25
四塩化炭素	0	0	25	
クロロエチレン	6	1	18	
1, 2-ジクロロエタン	0	0	25	
1, 1-ジクロロエチレン	0	0	25	
1, 2-ジクロロエチレン	6	5	14	
1, 1, 1-トリクロロエタン	0	0	25	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0	0	25	
トリクロロエチレン	1	6	18	
テトラクロロエチレン	2	7	16	
1, 3-ジクロロプロペン	0	0	25	
ベンゼン	0	0	25	
検体数	15	19	266	
井戸数	9	10	8	

2 ゴルフ場における農薬汚染

(1) 規制の経過

昭和 63 年(1988 年)ゴルフ場において使用されている殺虫剤、殺菌剤及び除草剤等の農薬による環境への影響や上水道水源の安全性に対する懸念が社会的に高まったため、国は、同年 8 月「ゴルフ場における農薬の安全使用について」の通達を出し、ゴルフ場で使用される「薬剤」について、農薬取締法に基づいて「農薬」として取り扱われることを初めて明確にした。また、ゴルフ場周辺の水質等の実態調査などから、平成 2 年(1990 年) 5 月、厚生省と環境庁が、21種類の農薬について水質目標(水道水)と暫定指導指針(排水)を設定した。さらに、平成 25 年(2013 年) 6 月には、農薬取締法第 3 条第 1 項第 7 号に基づく水質汚濁に係る農薬登録(旧：保留)基準(以下「水濁基準値」という)の10倍値を「水濁指針値」に追加し、その後、平成 29 年(2017 年) 3 月「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害(令和 2 年(2020 年)に「水域の生活環境動植物被害」に変更)の防止に係る指導指針」の通知により、農薬取締法第 3 条第 1 項第 6 号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬登録(旧：保留)基準(以下「水産基準値」という)の10倍値も新たに「水産指針値」として追加し、ゴルフ場からの排水口等において、これらの指針値を超えないこととした。なお、「水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準」は令和 2 年(2020 年) 4 月 1 日より「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準」に改称し、これらの基準値(「水濁基準値」及び「水産基準値」)等については、次頁の環境省ホームページに記載されている。

「水濁基準値」 http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html
「水産基準値」 <http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>
「暫定指導指針」
http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf_course/attach/guidelines_app.pdf

(2) 指導の状況

県では平成元年(1989年)4月から「茨城県ゴルフ場における農薬の安全使用等に関する指導要綱」を施行した。「指導要綱」は、①農薬使用管理責任者の設置と県への届出、②農薬使用予定計画書や農薬使用状況報告書の提出などを義務づけている。平成2年(1990年)6月に「指導要綱」が一部改正され、①毒性の強い毒物、劇物及び魚毒性C類の農薬の使用禁止、②除草剤の原則使用禁止、③ゴルフ場による水質測定の実施などの規制が強化された。また、平成12年(2000年)3月にゴルフ場周辺の公共用水域における良好な水質を確保する目的で、国の基準値(指針値)よりも厳しい「排出水の自主管理目標値」を設定し、ゴルフ場による水質測定回数の見直しが行われた。その後、国の指導指針値の改正を受けて「水濁基準値」及び「水産基準値」のうち、厳しい値を自主管理目標値に追加した。

市内には、表1-3のとおり4ゴルフ場があり、そのうち2ゴルフ場が、県の指導要綱に該当している。そして、これらゴルフ場の事業活動による公害を未然に防止するとともに、周辺地域の良好な環境を確保するため、①排水基準を茨城県が定める指導要綱の自主管理目標値とする、②ゴルフ場による水質測定の実施(現在は測定回数を段階的に年4回から2回以上に改定)などを内容とした「環境保全協定」を2ゴルフ場(日立ゴルフクラブ、ザ・オーシャンゴルフクラブ:P19参照)と締結している。

表1-3 市内ゴルフ場一覧

名 称	項 目	所在地	ホール数	面積 (ha)	開場年
日立ゴルフクラブ		滑川町	18	62.5	昭和42年(1967年)
ザ・オーシャンゴルフクラブ		小木津町	18	99.0	平成4年(1992年)
大みかゴルフ場 ※		大みか町	8	23.4	昭和11年(1936年)
大心苑十王ゴルフコース ※		十王町友部	9	12.4	昭和50年(1975年)

※「指導要綱」のゴルフ場には該当しない。

(3) 調査の結果

本市では、昭和63年(1988年)7月、市内2ゴルフ場の農薬使用実態調査を実施するとともに、平成元年(1989年)から排水の農薬調査や使用状況調査を実施し、ゴルフ場に対して農薬の適正使用を指導している。令和4年度(2022年度)は、2ゴルフ場(4地点)の排水について、それぞれ使用されている農薬のうち代表的な項目の調査を実施した。その結果、表1-4のとおり、すべての地点で農薬は不検出であり、茨城県が定める指導要綱の自主管理目標値以下であった。

表 1-4 ゴルフ場排水中の農薬調査結果

(単位: mg/L)

地点名・調査日		Aゴルフ場 12月19日		Bゴルフ場 12月19日		自主管理目標値※ (環境安全協定値)	
項 目		No.1	No.2	No.1	No.2	水濁基準値	水産基準値
殺菌剤	クロロタロニル(TPN)	<0.0005	<0.0005	—	—	0.047	0.0080
	フルキサピロキサド	<0.001	<0.001	—	—	0.055	0.029
	ペンシクロン	—	—	<0.001	<0.001	0.14	0.10
	テブコナゾール	—	—	<0.001	<0.001	0.077	0.26
	イミノクタジンアルベシル酸塩	—	—	<0.001	<0.001	0.0061	0.0027
	ヘキサコナゾール	—	—	<0.001	<0.001	0.012	0.29
除草剤	プロピザミド	—	—	<0.0008	<0.0008	0.050	0.47
	イマズスルフロシ	<0.001	<0.001	—	—	—	0.69
	アシュラム	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	1.0	9.0
	トリフロキシスルフロシナトリウム塩	—	—	<0.001	<0.001	0.61	0.028
	ジカンバ(MDBA)、ジカンバジメチルアミン塩(MDBAジメチルアミン塩)及びジカンバカリウム塩(MDBAカリウム塩)	—	—	<0.001	<0.001	0.93	8.8
	フェノキサスルホン	<0.0005	<0.0005	<0.00005	<0.00005	0.45	0.00093

※. 水質汚濁に係る農薬登録基準値(「水濁基準値」、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値(「水産基準値」)、暫定指導指針値のうち厳しい値を「茨城県ゴルフ場における農薬の安全使用等に関する指導要綱」第14条の規定で定める「排出水の自主管理目標値」としており、表中では太字で表示され、管理目標値であると同時に市との環境安全協定値になっている。環境省が定めた農薬登録基準値(「水濁基準値」・「水産基準値」)の10倍値を指針値(「水濁指針値」・「水産指針値」)に設定し、排出基準値になっている。

3 土壌汚染

本市における土壌汚染は、鉾山の銅精錬に伴うばい煙等の影響によるカドミウムの農用地汚染が入四間町(入四間地区、笹目地区)及び十王町(旧十王町高原地区)にみられた。

県では、昭和45年度(1970年度)から入四間町における産米中のカドミウム濃度調査を実施してきた。その結果、昭和47年度(1972年度)に一部の地域で最高1.22mg/kgのカドミウム濃度が検出された。その後は当時の基準値である1mg/kgを超えるカドミウム濃度は検出されなかったが、暫定対策として0.4mg/kg(食糧庁通達に基づく産米の食用としての流通判断基準)以上検出された区域に、カドミウム吸収抑制資材(ケイ酸カルシウム)の施用等が実施され、平成5年度(1993年度)から5年連続で、カドミウム濃度が0.4mg/kgを下回ったことから(0.09~0.35mg/kg)、産米中のカドミウム濃度調査は平成9年度(1997年度)をもって終了(28年間実施)となった。一方、十王町においては、昭和47年度(1972年度)から昭和58年度(1983年度)まで12年間、県が産米中のカドミウム濃度調査を実施し、最高3.33mg/kgのカドミウム濃度が検出された。その後、昭和59年度(1984年度)からは公害防除特別土地改良事業により上乗せ客土等の対策工事が昭和60年度(1985年度)から昭和63年度(1988年度)まで実施し、完了となった。

なお、「土壌の汚染に係る環境基準」については、平成3年(1991年)8月にカドミウム、シアン、有機燐等10物質が環境基準として設定され、その後、平成6年(1994年)2月にジクロロメタン等15物質、平成29年(2017年)4月にクロロエチレン及び1,4-ジオキサン2物質が追加され、現在では表1-5のとおり29物質に基準値が設定されている。

また、平成 15 年(2003 年) 2 月には、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた「土壌汚染対策法」が施行された。

表 1－5 土壌の環境基準

項 目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下、 農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと
有機磷	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下、 農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15 mg 未満
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125 mg 未満
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002 mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下

4 ダイオキシン類による大気・土壌汚染

茨城県は、廃棄物焼却炉等から排出されるダイオキシン類による環境汚染が懸念されることから、環境省の調査マニュアルに従って、コプラナーPCBを含むダイオキシン類の汚染実態調査を実施している。

市内における令和5年度(2023年度)の調査は、日立多賀大気測定局で大気調査を行い、くじ児童公園で土壌調査を実施した。その結果、表1-6及び表1-7のとおり、各調査とも環境省の定めた環境基準(表1-8)を下回っていた。

表1-6 大気中のダイオキシン類の調査結果

調査機関：茨城県

調査地点	大気濃度 (pg-TEQ/m ³)				
	春期	夏期	秋期	冬期	平均値
日立多賀大気測定局 (多賀消防署：末広町)	—	0.0110	—	0.0079	0.0095
県内平均値 0.012 (最小値 0.0070、最大値 0.021)					
環境基準値	0.6				

表1-7 土壌中のダイオキシン類の調査結果

調査機関：茨城県

調査地点	検出濃度 (pg-TEQ/g)
どし児童公園 (田尻町)	0.66
県内平均値 7.6 (最小値 0.0049、最大値 140)	
環境基準値	1,000

表1-8 ダイオキシン類の環境基準

区 分	基準値	備 考
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (年平均値)	工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
水 質 (水底の低質を除く)	1pg-TEQ/L 以下 (年平均値)	公共水域及び地下水に適用する。
水底の低質	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の低質について適用する。
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地、その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

表 1-9 「ダイオキシン類対策特別措置法」の特定施設

特定施設名		能力
大 気	1 焼結鉱用焼結炉（銑鉄の製造に限る）	原料処理能力 : 1t/h 以上
	2 製鋼用電気炉（鋳鋼又は鍛鋼用電気炉は除く）	変圧器定格容量 : 1000KVA 以上
	3 亜鉛回収用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉	原料処理能力 : 0.5t/h 以上
	4 アルミニウム合金製造用	焙焼炉、乾燥炉 原料処理能力 : 0.5t/h 以上 溶解炉 容 量 : 1t/h 以上
	5 廃棄物焼却炉	火床面積 0.5 m ² 以上又は焼却能力が 50kg/h 以上
特定施設名		
水 質	1 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
	2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
	3 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
	4 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
	5 担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
	6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
	7 カプロラクタムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
	8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
	9 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
	10 2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
	11 8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3, 2-b:3', 2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
	12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
	13 亜鉛の回収(製鋼用電気炉集じん機の亜鉛回収に限る)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
	14 担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
	15 別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
	16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号の 2 (廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設)及び第 13 号(PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設)に掲げる施設	
	17 フロン類の破壊の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
	18 下水道終末処理施設(第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	
	19 第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

5 産業廃棄物最終処分埋立地の浸出水水質調査

市内の産業廃棄物最終処分埋立地は、いずれも無害な廃棄物に限定された安定型処分場である。

現在、埋め立てを行っている最終処分埋立地で、浸出水の水質検査を行った。

令和 5 年度(2023 年度)の調査結果は、表 1-10 のとおりで、排水基準値以下であった。

表 1-10 最終処分埋立地浸出水水質調査結果

項 目	最終処分埋立地	排水基準※ ¹ (単位：mg/L)
	令和 5 年 1 1 月 2 1 日	
水素イオン濃度 (pH)	7.2	(5.8~8.6)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1.6	20
化学的酸素要求量 (COD)	3.6	40
浮遊物質 (SS)	1.5	—
銅含量	<0.05	—
亜鉛含有量	<0.05	—
六価クロム	<0.05 ※ ²	0.05
カドミウム	<0.001	0.003
全シアン	<0.01	検出されないこと
鉛	<0.01	0.01
砒素	<0.01	0.01
総水銀	<0.0005	0.0005
トリクロロエチレン	<0.0005	0.01
テトラクロロエチレン	<0.0005	0.01
ジクロロメタン	<0.001	0.02
四塩化炭素	<0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004
1,1-ジクロロエチレン	<0.001	0.1
1,2-ジクロロエチレン	<0.002	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	1
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002
ベンゼン	<0.001	0.01
1,4-ジオキサン	<0.05	0.05
セレン	<0.01	0.01

※ 1 排水基準は、「一般産業廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第 2 条第 2 項第 2 号で規定する産業廃棄物安定型最終処分場の維持管理に関する採取設備により採取された浸透水の基準値

※ 2 全クロムとして測定

参 考 資 料



「第 30 回環境を考えるポスター展」入賞作品より

日立市環境基本条例

平成 11 年 12 月 22 日

条 例 第 19 号

日立市は、阿武隈山地と太平洋に囲まれた自然環境に恵まれたまちである。先人たちは、これらの自然の恵みの中で生活を営み、住みよいまちを築き上げる努力を続けてきた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費することなどにより、環境汚染や自然破壊など環境への影響を増大させ、人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、安全で快適な生活を営むために健全で豊かな環境の恵みを楽しむ権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有する。

私たちは、生態系の一部として存在し、限りある環境から多くの恵みを受けていることを自覚し、人と自然との共生を適切に確保するとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していくため、市民、事業者及び市が連携し、協力し合って、良好な環境を創造していく社会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪

臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で豊かな環境の恵みを享受するとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生できるような多様な自然環境が体系的に保全されるように行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

（施策の基本方針）

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つとともに、身近な緑や水辺などに恵まれた生活環境の確保、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、環境への負荷の低減を図ること。
- (5) 地球環境保全の推進を図ること。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ日立市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講ずるものとする。

- (1) 公害を防止するために必要な規制の措置
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び指導の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する協定)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は開発行為を行おうとする者と環境の保全に関し必要な協定を締結するように努めるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減のための施設の整備及び公園、緑地その他の快適な生活の確保のための施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第15条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理に関し、必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全及び創造に関する教育等の推進）

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育、学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動を行う意欲を増進させるため、必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第18条 市は、前2条に定める事項を推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する活動の事例その他の環境の保全及び創造に関し、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査の実施）

第19条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

（監視等の体制の整備）

第20条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

（事業者の環境管理等の促進）

第21条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷の低減について効果的に取り組めるように、事業者が自ら行う環境管理（環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、体制の整備等をいう。）及びこれに関する監査等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の意見の反映）

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（市民等との協力）

第23条 市は、市民等と協力して、環境の保全及び創造を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第24条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（地球環境保全に関する国際協力）

第25条 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

（環境審議会の設置等）

第26条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、日立市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。
- 3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会は、第1項に規定する調査審議を行うために必要があるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。
- 5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第5章 雑 則

（年次報告）

第27条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（個別条例の制定）

第28条 この基本条例の施行に必要な個別条例は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（日立市環境をまもる基本条例の廃止）

- 2 日立市環境をまもる基本条例（昭和49年条例1号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に日立市公害対策審議会規則（昭和49年規則第62号）第2条の規定により委嘱又は任命された日立市公害対策審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第26条第2項の規定により、審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における日立市公害対策審議会規則第3条の規定により委嘱又は任命された日立市公害対策審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（日立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 日立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表附属機関の項中「公害対策審議会」を「環境審議会」に改める。

（日立市公害防止条例の一部改正）

- 5 日立市公害防止条例（昭和49年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「日立市環境をまもる基本条例（昭和49年条例第1号）」を「日立市環境基本条例（平成11年条例第19号）」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める

第4条及び第5条 削 除

（日立市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部改正）

- 6 日立市緑の保全と緑化の推進に関する条例（昭和52年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「日立市環境をまもる基本条例（昭和49年条例第1号）」を「日立市環境基本条例（平成11年条例第19号）」に改める。

（日立市空き缶等の散乱の防止に関する条例の一部改正）

- 7 日立市空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成6年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「日立市環境をまもる基本条例（昭和49年条例第1号）」を「日立市環境基本条例（平成11年条例第19号）」に改める。

（日立市飼い犬のふん害の防止に関する条例の一部改正）

- 8 日立市飼い犬のふん害の防止に関する条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「日立市環境をまもる基本条例（昭和49年条例第1号）」を「日立市環境基本条例（平成11年条例第19号）」に改める。

日立市公害防止条例

昭和 49 年 6 月 26 日
条 例 第 36 号

改正 平成11年12月22日条例第19号

日立市公害防止条例（昭和46年条例第4号）の全部を改正する。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この条例は、日立市環境基本条例（平成11年条例第19号）の規定に基づき、公害の防止に必要な事項を定め、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 公害 事業活動その他に伴って発生する大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地下水の枯渇及び悪臭によって人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (2) 指定施設等 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置されている施設又は作業のうち規則で定めるものをいう。
- (3) 事業者 工場等の事業主をいう。

（責 務）

第3条 市民は、常に自ら公害を発生させないように努めるとともに、市長が行う公害防止の施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、公害を防止するために必要な措置を講じ、常に法令及び条例に定める規制基準を遵守するとともに、市長が行う公害防止の施策に協力しなければならない。
- 3 市長は、常に公害の実態を掌握するとともに、公害を防止するための施策を講じ、市民の生活環境の整備と公害の防止に努めなければならない。

第4条及び第5条 削除

(援 助)

第6条 市長は、公害防止施設の整備を促進するため、当該施設の設置若しくは改善又は工場等の移転を行う中小企業者に対し、必要な資金のあっせん若しくは利子の一部補給又は技術的な援助に努めるものとする。

第2章 公害発生源の規制

第1節 工場等に関する規制

(指定施設等の設置の届出)

第7条 指定施設等を設置しようとする者は、規則で定めるところにより次の事項を市長に届出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 指定施設等の種類（騒音又は振動に係る指定施設にあっては、指定施設等の種類ごとの数）
- (4) 指定施設等の構造（騒音又は振動に係る指定施設等を除く。）
- (5) 公害防止の方法又は管理の方法
- (6) その他規則で定める事項

(経過措置)

第8条 1の施設又は作業が指定施設等となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設又は作業が指定施設等となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届出なければならない。

(構造等変更届)

第9条 第7条又は第8条の規定による届出をした者は、その届出に係る第7条第3号から第5号に掲げる事項（騒音又は振動に係る指定施設等にあつては第7条第3号又は第5号に掲げる事項）の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届出なければならない。ただし、騒音又は振動に係る指定施設等にあつては、第7条第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は当該指定施設等を設置している工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

(氏名の変更等の届出)

第10条 第7条又は第8条の規定による届出をした者は、その届出に係る第7条第1号若しくは第

2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設等の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届出なければならない。

(承 継)

第11条 第7条又は第8条の規定による届出をした者から、その届出に係る指定施設等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定施設等に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第7条又は第8条の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第7条又は第8条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届出なければならない。

(実施の制限)

第12条 第7条又は第9条の規定により届出をした者は、その届出が受理された日から60日（騒音又は振動に係るものについては、30日）を経過した後でなければ、それぞれの届出に係る指定施設等を設置し、又はその届出に係る事項の変更をしてはならない。

2 市長は、第7条又は第9条の規定により届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(計画変更命令)

第13条 市長は、第7条又は第9条の規定による届出があった場合において、その届出に係る指定施設等が規制基準に適合しないと認めたときは、その届出を受理した日から60日（騒音又は振動に係るものについては、30日）以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る指定施設等の構造若しくは使用の方法若しくは公害の防止の方法に関する計画の変更又は指定施設等の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(改善命令)

第14条 市長は、指定施設等から公害が発生し、又は発生のおそれのある場合には、その事業者に対し、速やかに防止についての必要な措置をとることを勧告することができる。

2 前項の規定により勧告を受けた者は、速やかにその防止について必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の規定により勧告を受けた者がその防止に必要な措置を講じないときは、期限を定めて当該指定施設等の使用の方法等の改善を命ずることができる。

(改善措置の届出)

第15条 前条の規定により勧告又は改善命令を受けた者は、その勧告又は改善命令に基づく改善の措置をとったときは、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

(工場新設等の事前協議)

第16条 工場等を新設若しくは増設又は大幅な施設の変更をしようとする者は、その着工の90日前までに、事業計画及び公害防止方法等に関し、規則で定めるところにより市長に協議しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたものについてはこの限りでない。

2 市長は、前項の規定により協議がなされたときは、公害防止に係る必要な指導及び助言をするとともに、必要と認めたものについて、公害防止に関する協定等を締結するものとする。

(事故時の措置等)

第17条 事業者は、事故により公害を発生し、人の健康若しくは生活環境に著しく被害があり又はそのおそれのあるときは、直ちにその事故について必要な応急措置を講ずるとともに、速やかにその状況を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定に係る事業者に対し、その事故の拡大または再発防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(下請事業者に対する指導等)

第18条 事業者は、その下請事業者に対し、公害及び事故の発生を予防するため、指導、監視を行い、公害及び事故の防止に努めるものとする。

第2節 規制基準

(規制基準)

第19条 次の各号に掲げる規制基準は、規則で定める。

- (1) 指定施設等に係る排出基準
- (2) 指定施設等に係る管理基準

(遵守義務)

第20条 指定施設等を設置している者又はその施設等の作業に従事している者は、前条の規制基準を遵守しなければならない。

(屋外燃焼行為の禁止)

第21条 事業者は、住居が集合している地域及びその周辺において、ゴム、ピッチ、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴って著しくばい煙又は悪臭を発生するおそれのある物質を屋外におい

で多量に燃焼させてはならない。ただし、ばい煙又は悪臭の発生を防止する方法で燃焼させる場合であって、その燃焼行為の日の３日前までに規則で定めるところにより市長に届出たときは、この限りでない。

第3章 雜 則

(調査の請求)

第22条 市長は、公害を受け、若しくは公害を発生させ、又はそのおそれのある者から調査の請求があったときは、速やかに調査し、その結果を当該請求者に通知するものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第23条 市長は、公害を発生させている者若しくは公害を発生させるおそれのある者に対し報告を求め、又は職員を必要な場所に立ち入らせ、調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項の規定により調査若しくは検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 関係者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避してはならない。

(公害苦情相談員)

第24条 公害に関する苦情について、市民の相談に応じ、その適切な処理に必要な調査その他の事務を行うため市に公害苦情相談員を置く。

2 前項の規定による公害苦情相談員は、職員のうちから市長が指名する。

(委 任)

第25条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 罰 則

第26条 第13条又は第14条第3項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第8条又は第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第12条の規定に違反した者
- (4) 第17条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

- (5) 第23条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和49年規則第60号で昭和50年1月1日から施行)

(経過措置)

- 2 改正前の日立市公害防止条例(昭和46年条例第4号)の規定に基づく利子補給金の交付、公害防止計画書の届出及び日立市公害対策審議会委員の任命又は委嘱はこの条例の規定によってなされたものとみなす。

【参 照】

第2条 日立市公害防止条例施行規則第2条・別表第1

第7条 日立市公害防止条例施行規則第3条・第4条・第5条・第15条・様式第1号・様式第2号・様式第3号・様式第13号

第8条 日立市公害防止条例施行規則第3条・第4条・第15条・様式第1号・様式第2号・様式第3号・様式第13号

第9条 日立市公害防止条例施行規則第4条・第15条・様式第1号・様式第2号・様式第3号・様式第13号

第10条 日立市公害防止条例施行規則第5条・様式第4号・様式第5号

第11条 日立市公害防止条例施行規則第6条・様式第6号

第15条 日立市公害防止条例施行規則第7条・様式第7号

第16条 日立市公害防止条例施行規則第8条・様式第8号

第17条 日立市公害防止条例施行規則第9条・様式第9号

第19条 日立市公害防止条例施行規則第10条・別表第2

第21条 日立市公害防止条例施行規則第11条・様式第10号

第22条 日立市公害防止条例施行規則第12条・様式第11号

第23条 日立市公害防止条例施行規則第13条・様式第12号

第27条 日立市公害防止条例施行規則様式第12号

全般 日立市公害防止条例施行規則第1条・第14条

日立市落書きの防止に関する条例

平成 19 年 3 月 28 日

条 例 第 1 号

（目 的）

第 1 条 この条例は、日立市環境基本条例（平成11年条例第19号）の規定に基づき、落書きの防止に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化と景観の保全を図り、もって良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 落書き 道路、公園その他の公共の施設又は建物その他の工作物等に、権原のある者の承諾を得ることなく、塗料等により、文字、図形、模様等を書く行為をいう。
- (2) 市民 本市に居住し、又は滞在する者をいう。
- (3) 事業者 本市において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 建物所有者等 本市に所在する建物その他の工作物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

（落書きの禁止）

第 3 条 何人も、落書きをしてはならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、市民、事業者及び建物所有者等と協力し、落書きの防止に関する啓発その他必要な施策の実施に努めなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第 5 条 市民及び事業者は、市が実施する落書きの防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（建物所有者等の責務）

第 6 条 建物所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する建物その他の工作物等への落書きを防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する落書きの防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（委 任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰 則）

第 8 条 第 3 条の規定に違反して落書きをした者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

日立市太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例

令和4年3月28日

条 例 第 1 号

(目 的)

第1条 この条例は、日立市の区域内における太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境及び自然環境の保全を図り、市民の安全安心を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備であつて、太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を用いて発電する事業をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
- (4) 設置工事 太陽光発電設備を設置する工事及び木竹の伐採、土地の形質の変更その他太陽光発電設備を設置するために必要な工事をいう。
- (5) 事業区域 設置工事及び太陽光発電事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に利用する土地を含む。）をいう。
- (6) 土地所有者 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び土地管理者をいう。
- (7) 地域住民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業区域に隣接する土地の所有者、占有者又は土地管理者
 - イ 事業区域の境界からおおむね300メートル以内の区域に居住する住民又は当該区域で事業を営む者
 - ウ 事業区域の境界からおおむね300メートル以内の区域に居住する住民が所属する町内会、自治会等の会長（同様の職務を担当するものを含む。）
 - エ その他市長が必要と認める者

(適用範囲)

第3条 この条例は、太陽光発電設備を土地に自立して設置する太陽光発電事業であつて、次のいずれかに該当するものに適用する。

- (1) 太陽光発電設備の発電出力が50キロワット以上のもの（実質的に同一と認められる事業者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備の出力を合計した出力が50キロワット以上となる場合を含む。）
- (2) 事業区域の面積が500平方メートル以上のもの（実質的に同一と認められる事業者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に分割して設置する事業区域を合計した面積が500平方メートル以上となる場合を含む。）

（市の責務）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、この条例及び関連する法令等を遵守するとともに、自然環境、景観及び生活環境の保全並びに災害の防止に十分に配慮し、地域住民等との良好な関係の保持に努めなければならない。

2 事業者は、第8条に定める区域において、設置工事及び太陽光発電事業を行わないよう努めなければならない。

3 事業者は、第9条に定める事項に配慮して設置工事及び太陽光発電事業を行うよう努めなければならない。

4 事業者は、設置工事及び太陽光発電事業に係る事故等により第三者に損害を及ぼしたとき又は紛争が生じたときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

5 事業者は、施工中の設置工事又は太陽光発電事業を廃止したときは、速やかに当該設備を撤去し、自然環境の回復並びに景観の保全及び災害の防止に努めなければならない。

（土地所有者の責務）

第6条 土地所有者は、災害の発生を助長し、又は良好な景観及び地域住民等の生活環境を損なうおそれがある事業者に対し、当該土地を太陽光発電事業の用に供させることのないよう努めなければならない。

（市民の責務）

第7条 市民は、この条例の目的を達成するため、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（抑制区域）

第8条 市長は、この条例の目的を達成するため、太陽光発電設備の設置に特に配慮が必要な区域を抑制区域として指定し、事業者に対し、当該抑制区域において太陽光発電事業を行わないよう協力を求めることができる。

2 抑制区域は、規則で定める。

（配慮事項）

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため、設置工事及び太陽光発電事業の運用において特に配慮が必要な事項を配慮事項として定め、事業者に対し、適切な対応を求めることができる。

2 配慮事項は、規則で定める。

（事業の制限）

第10条 次の各号のいずれかに該当する事業者は、設置工事及び太陽光発電事業を行ってはならない。

(1) 日立市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力

団員等（以下「暴力団等」という。）

- (2) 太陽光発電事業に係る契約相手が暴力団等であるもの
- (3) 暴力団等がその事業活動を支配するもの

（事前協議）

第11条 事業者は、第13条第1項の実施協議書を提出しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。

（合意形成）

第12条 事業者は、次条第1項の実施協議書の提出を行う前に、地域住民等に対し、事業内容を説明し、必要に応じて説明会を開催しなければならない。

- 2 事業者は、地域住民等からの意見を集約し、合意形成を図るよう努めなければならない。
- 3 事業者は、設置工事又は太陽光発電事業に係る苦情又は要望等があったときは、誠意をもって対応し、必要に応じて協定書等を作成し、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。
- 4 第1項の規定は、次条第2項の規定による実施協議書の内容の変更について準用する。

（実施協議）

第13条 事業者は、設置工事に着手しようとする日の60日前までに、規則で定めるところにより、実施協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

- 2 事業者は、前項の実施協議書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更に伴う協議書を市長に提出し、協議しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

（協議終了の通知）

第14条 市長は、前条の規定による協議が終了したときは、事業者に当該協議が終了した旨の通知をするものとする。

- 2 市長は、必要に応じ、前項の通知に意見を付することができる。

（工事着手等の届出）

第15条 事業者は、前条第1項の通知を受け、設置工事に係る次に掲げる行為を行おうとするときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 設置工事に着手するとき。
- (2) 施工中の設置工事を中止するとき。
- (3) 中止していた設置工事を再開するとき。
- (4) 設置工事が完了したとき。
- (5) 施工中の設置工事を廃止するとき。

（工事完了等の確認）

第16条 市長は、前条第4号の規定による設置工事を完了した旨の届出又は同条第5号の規定による施工中の設置工事を廃止する旨の届出を受けたときは、現地確認を行うものとする。

（標識の設置）

第17条 事業者は、太陽光発電設備の稼働期間中、事業区域内の見やすい場所に、規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

（侵入防止措置）

第18条 事業者は、事業区域内に関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように周囲にフェンス等を設置し、侵入防止措置及び安全対策を講じなければならない。

（異常発生時の対応）

第19条 事業者は、太陽光発電設備に自然災害等による被害又は異常が発生したときは、速やかに現地を確認し、早急に対処するとともに、市長に報告し、地域住民等に周知しなければならない。

（地位の承継の届出）

第20条 相続、合併、分割、譲受けその他の事由により、事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（発電事業終了後の適正処分等）

第21条 事業者は、太陽光発電事業を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の事業者及び第15条第5号の規定による設置工事を廃止した事業者は、速やかに太陽光発電設備を撤去し、関係法令等に基づき適正に処分しなければならない。

3 前項の事業者は、太陽光発電設備の撤去及び処分が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、市長は、現地確認を行い、必要な助言又は指導をすることができる。

5 事業者は、第2項に規定する撤去及び処分を速やかに行うために、必要な資金の確保に努めなければならない。

（報告の徴収及び立入調査）

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員を事業区域に立ち入らせ、必要な調査をさせ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。

2 前項の規定により事業区域に立ち入り、調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言、指導及び勧告）

第23条 市長は、事業者に対して、この条例の目的の達成のために必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 事業者が第13条に規定する実施協議を行わず、又は虚偽の協議をしたとき。
 - (2) 事業者が正当な理由なく第14条に規定する実施協議終了の通知を受ける前に設置工事に着手したとき。
 - (3) 第15条第2号の規定による設置工事の中止を届け出た後、相当の期間が経過した後も、なお設置工事を再開しないとき。
 - (4) 第17条又は第18条の規定による設備を設置しなかったとき。
 - (5) 第21条第2項の規定による撤去及び処分を行わなかったとき。
 - (6) 事業者が前条第1項に規定する報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項に規定する事業区域への立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
 - (7) 前項の規定による助言又は指導に正当な理由なく従わなかったとき。
- 3 事業者は、前2項に規定する助言若しくは指導又は勧告を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるとともに、その状況を市長に報告しなければならない。

(公表)

- 第24条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに勧告の内容を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国又は県への報告)

- 第25条 市長は、前条第1項の規定により公表を行った後、公表の内容及び事実を国又は県に報告することができる。

(委任)

- 第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置工事に着手している事業者であって、設置を完了していないものについては、同日以後に事業計画の変更が行われるまでの間は、第8条から第13条第1項まで、第14条及び第15条第1号の規定は、適用しない。
- 3 施行日前に太陽光発電設備の設置を完了している事業者については、同日以後に事業計画の変更が行われるまでの間は、第8条から第13条第1項まで及び第14条から第16条までの規定は、適用しない。
- 4 施行日から60日を経過する日までの間に設置工事に着手しようとする事業者に係る第13条第1項の規定の適用については、「設置工事に着手しようとする日の60日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。

用語解説

環境保全

◎ 地球環境問題

人類の将来にとって大きな脅威となってきた地球規模の環境問題で、現在、地球の温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨・熱帯林の減少・砂漠化・海洋汚染・開発途上国の公害・野生生物種の減少・有害廃棄物の越境移動の9項目について取組がなされ、それぞれの問題の因果関係が相互に複雑にからみあっている。

◎ 温室効果ガス

地表から宇宙へ放出される赤外線を吸収する性質を持つガスのこと。大気中の温室効果ガスは、地表の温度を生物の生存に適した程度に保つ役割を担っている。

国連気候変動枠組条約に基づき、毎年4月15日までに国が条約事務局に提出する温室効果ガスイベントリ（1年間に排出・吸収する温室効果ガスの量を取りまとめたデータ）では、二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン類（ HFCs ）、パーフルオロカーボン類（ PFCs ）、六フッ化硫黄（ SF_6 ）、三フッ化窒素（ NF_3 ）の7種の温室効果ガスの排出量を算定することが定められている。

◎ 地球温暖化

世界の平均気温は、産業革命以降、変動を繰り返しながら上昇を続けており（地球温暖化）、生態系や自然環境、農作物などへ幅広く影響が広がり始めている。

地球温暖化は、二酸化炭素（ CO_2 ）などの温室効果ガス排出量の増加が原因で起こっていると考えられており、温室効果ガス排出量の削減が世界的な課題となっている。

◎ ゼロカーボン

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスについて、燃料使用などの「人の活動によって排出された量」（①）から、植林、森林管理などの「人の活動によって吸収された量」（②）を差し引いて、合計を実質的にゼロ（①－②＝0）にするという考え方。同じ意味を持つ言葉に、カーボンニュートラル、脱炭素、ネットゼロなどがある。

◎ 環境基本法

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、「環境にやさしい社会」を築いていくための国の環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律で、平成5年(1993年)11月19日に公布、施行された。

◎ 環境月間

昭和47年(1972年)6月にスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議において「人間環境の擁護、向上は人類の至上の目標である」として、「人間環境宣言」が採択され、環境問題が世

界共通の重要な問題として認識されることになった。

これを記念して、国連では毎年6月5日を「世界環境デー」、日本では「環境の日」としている。

また、環境省の主唱により6月を環境月間とし各種の普及啓発事業が行われている。

◎ 環境影響評価（環境アセスメント：Environmental Assessment）

大規模な住宅団地、工業団地、港湾、高速道路などの開発行為の実施に先立ち、計画段階から開発が大気、水、生態系等の環境に与える影響を予測、評価し、予防策や代替案を比較、検討することをいう。この制度化に当たっては、調査結果の公表により調査や評価に住民の意志を反映させることが重要な要素となる。

◎ SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）

平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

◎ 新エネルギー

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(略称：新エネ法)では「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」とされ、「発電分野」「熱利用分野」「燃料分野」について10種類が指定されている。

◎ ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称で、化学物質の合成過程や不完全燃焼などの際の副産物として非意図的に生成される。自然に分解しにくく非水溶性の物質であるが、脂肪に溶けやすいのでダイオキシン類に蓄積された肉・魚等の食物連鎖により人体へ取り込まれるとされ、毒性(発がん性、生殖毒性、催奇形性等)の強い種類もある。毒性の評価は最も毒性が強いといわれる2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1とした時の他の異性体の相対的な毒性を毒性等価係数(TEF)で示し、これを用いて異性体の毒性を2,3,7,8-TCDDの等量(TEQ)として表している。

また、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として大気、水質、土壌について環境基準が平成11年(1999年)12月27日公布、さらに平成12年(2000年)1月15日には「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉・下水道終末処理施設等の特定施設が指定されるとともに、排出基準が規定され、県への届出や自己監視測定及び報告等も義務付けられた。

◎ マイクロプラスチック

人間活動によって環境中に放出された、5mmよりも小さいプラスチック粒子のことを指し、海洋環境において極めて大きな問題となっている。発生過程から2種類に分類され、洗顔料や歯磨き粉などに使

われるマイクロビーズ等は一次マイクロプラスチック、プラスチック製品が紫外線劣化や物理的な摩擦によって細かく粒子化したものは二次マイクロプラスチックと呼ばれる。環境影響として、生物が摂食することで生じる消化器官の閉塞や損傷等の物理的影響や、プラスチック成分である化学物質や表面に付着した残留性有機汚染物質が体内に吸収・濃縮される化学的影響が考えられており、最終的には食物連鎖によって人間にも影響を及ぼすことが懸念されている。

公害防止

◎ 公害

「公害」という言葉は、産業公害、都市公害、食品公害、農薬公害などいろいろな意味で使われている。これについて、環境基本法第2条では「公害」とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。

しかし、最近では環境全体の調和や秩序をみだすものとして「環境汚染」あるいは「環境破壊」という言葉と同じ意味で「公害」を幅広くとらえようとする傾向がある。

◎ 公害防止計画

環境基本法第17条に基づき、総合的に公害防止施策を講ずることが必要な地域について、内閣総理大臣の指示により都道府県知事が策定し、内閣総理大臣が承認する。

本市を含む日立地域は、昭和51年度(1976年度)から昭和55年度(1980年度)までを計画期間として計画が実施された。

◎ 公害防止協定

公害防止のひとつの手段として、地方自治体や住民等が企業との間で締結する協定をいう。企業の責務内容を法令より厳しく定め、企業が自主的に公害防止に努めるもの。

◎ 環境基準

環境基本法第16条に基づき、「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める基準をいう。

環境基準は、公害防止に関する各種の施策を実施する上で行政の達成すべき目標であり、直接に公害の発生源を規制するものではない。

◎ 規制基準

騒音規制法、振動規制法に基づく特定工場等において発生する騒音、振動の敷地境界線における許容限度及び悪臭防止法に基づく悪臭物質を排出させる事業場の敷地境界線における許容限度をいう。これには改善命令等の行政処分が伴う。

◎ 総量規制

環境基準を達成するために、地域内の汚染物質の総排出量を許容量以下に抑えることを目的として、地域内にある工場等に排出量を割り当てて規制する方法。現在、大気汚染防止法（硫黄酸化物と窒素酸化物）と水質汚濁防止法（COD）に基づく総量規制がある。

◎ 濃度規制

工場等から排出されるばい煙や、排水中に含まれる汚染物質の割合を一定濃度以下に規制する方法で、通称 ppm 規制ともいわれている。法による規制方式のうち総量規制に相對するものとして用いられる。

◎ 排出基準、排水基準

大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく規制対象施設、特定事業場から排出される汚染物質の許容限度をいう。規制基準と同じ行政処分の他に刑法に基づく刑事処分が伴う。

◎ ppm (parts per million)

100 万分の 1 を単位として、濃度や含有率を表す容量比、重量比のことで、 cm^3/m^3 、 mg/kg などの比率をいう（%や ppb と同様に無次元）。また、河川などの水質を表す場合にも、水 1 リットル（1 kg）中に存在している物質の量（mg）を表す濃度 mg/L を慣用的に ppm で表すことがある。

1ppm	=	100 万分の 1	=	0.0001%
1000ppm	=	千分の 1	=	0.1%
10000ppm	=	百分の 1	=	1%

1ppb	=	0.001ppm	=	10 億分の 1	=	0.0000001%
1000ppb	=	1ppm	=	100 万分の 1	=	0.0001%

◎ ppb (parts per billion)

10 億分の 1 を単位として、濃度や含有率を表す容量比、重量比のこと。

◎ 微量物質のための単位（重さを測る場合）

g（グラム）	
mg（ミリグラム）	10^{-3}g （千分の 1 グラム）
μg （マイクログラム）	10^{-6}g （100 万分の 1 グラム）
ng（ナノグラム）	10^{-9}g （10 億分の 1 グラム）
pg（ピコグラム）	10^{-12}g （1 兆分の 1 グラム）

大 気 汚 染

◎ アスベスト（石綿）

天然にできた鉱物繊維で、熱や摩擦に強く切れにくく、また、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくい特性をもっている。建材（吹き付け材、保温・断熱材、スレート材など）やシール断熱材（石綿紡織品、ガasket など）といった工業製品に使用されてきた。しかし、石綿は肺がんや中皮腫を

発症する発がん性が問題となり、現在では、原則として製造・使用等が禁止されている。

◎ 硫黄酸化物（ SO_x ）

石油、石炭等硫黄を含む燃料の燃焼に伴い発生する。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が亜硫酸ガス（ SO_2 ：二酸化硫黄）である。硫黄酸化物は腐食性のあるガスで、また、刺激性が強く人の呼吸器に影響を与えたり植物を枯らしたりする。

◎ K 値

硫黄酸化物の許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数。K値は地域ごとに定められ、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しくK値も小さくなる。

$$\text{硫黄酸化物許容排出量 } q \text{ (Nm}^3/\text{h)} = K \times 0.001 \times H e^2$$

$H e$ ：排出ガスの温度・流速・排出ガス量による上昇分を加えて補正した排出口（煙突）の高さ

◎ 光化学スモッグ（光化学オキシダント： O_x ）

自動車、工場等からの排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素が原因物質となり、太陽の紫外線を受け大気中で光化学反応を起こし、二次汚染物質のオゾン、PAN（Peroxy-acetylnitrate）等の酸化力の強い物質を生成する。この二次汚染物質を総称して光化学オキシダントと呼んでいる。

光化学スモッグの発生は、このオキシダントが原因で起こる。特に日差しの強い夏季に多く発生し、ある濃度以上になると目やのどなどの粘膜を刺激する。

◎ Nm^3 （ノルマル立方メートル）

気体の体積は圧力、温度によって変化するので、量を比較するには一定の状態に換算する必要がある。大気汚染防止法においては、1気圧、0℃の標準状態に換算して表示する。

◎ 窒素酸化物（ NO_x ）

窒素酸化物は、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（ NO_2 ）の総称として用いられている。燃料の燃焼に伴って燃料や空気中の窒素が酸化することにより発生する。二酸化窒素は高濃度で呼吸障害を引き起こすほか、酸性雨や光化学スモッグ発生の原因物質の一つとなっている。

◎ 降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち、比較的粒径が大きく、重力や雨などにより降下するものの総称。降下ばいじん量は1箇月の間に 1 km^2 当たり何トン降下したか（ $\text{t} / \text{km}^2 \cdot 30 \text{ 日}$ ）で表す。

◎ 炭化水素（HC：Hydro Carbons）

炭素と水素からなる化合物の総称。炭化水素には、主に自然界を発生由来とするメタン（ CH_4 ：都市ガスなどに含まれる）と、人為的に排出される非メタン炭化水素（メタンを除く炭化水素の総称）に大別される。非メタン炭化水素は光化学スモッグ発生の原因物質の一つとなっている。塗料、印刷工場、重油等の貯蔵タンク等から直接大気中に排出されるほか、自動車排出ガス等に不完全燃焼物として含まれている。

◎ 2%除外値（98%値）

大気の汚染に係る二酸化硫黄、浮遊粒子状物質等の環境基準適合の判定に用いる。1年間の日平均値を大きい順に並べたとき、異常値や突発的な不確定要素が多いと考えられる、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した最高値を2%除外値、または98%値と呼び評価を行う。

◎ 浮遊粒子状物質：（SPM：Suspended Particulate Matter）

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が10マイクロメートル（1mmの100分の1）以下のものを呼ぶ。

人工的な発生源としては、自動車、工場、鉱山などのばいじんや粉じんなど、自然界に由来するものとしては、土壌粒子、海塩粒子、火山活動などがある。人体に対しては、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれている。

◎ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する粒子のうち粒径が2.5マイクロメートル以下（1 μ m=0.001mm）の粒子のこと。肺の奥深くまで入りやすいことから、呼吸器・循環器系への影響が心配されている。

◎ ローボリュームエアサンプラー

大気中の浮遊粒子状物質の重量濃度を測定する装置で、粒径10 μ m以下の粉じんのみを捕集するように作られている。

◎ 有害大気汚染物質

大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙、特定粉じん及び水銀等に係る規制対象物質を除く。）と規定されている。平成8年(1996年)に中央環境審議会答申により「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」234物質が示され、この中から健康リスクがある程度高いと考えられる「優先取組物質」22物質が指定されたが、その後、これらの物質の見直しが行われ、平成30年(2018年)4月1日現在では「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」として248物質が、「優先取組物質」として23物質が選定されている。なお、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、排出又は飛散を早急に抑制しなければならない「指定物質」として環境基準が設定され、ダイオキシン類は新たな法規制がなされた。また、中央環境審議会答申により、平成18年(2006年)にクロロホルム等3物質の指針値が設定され、次いで平成22年(2010年)にヒ素及び無機ヒ素化合物について指針値が設定され、さらに平成26年(2014年)にはマンガン及び無機マンガン化合物について指針値が設定された。

優先取組物質（23 物質）

アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー（別名：クロロエチレン、塩化ビニル）、塩化メチル（別名：クロロメタン）、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、クロロホルム、酸化エチレン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン（別名：塩化メチレン）、ダイオキシン類、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、トルエン、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、ベリリウム及びその化合物、ベンゼン、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド、マンガン及びその化合物、水銀及びその化合物

水 質 汚 濁

◎ 一般項目（生活環境項目）

環境基本法の生活環境に係る環境基準に指定されている項目を指し、河川の場合は pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数、また海域の場合は pH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）の項目がある。

◎ 健康項目

環境基本法の人の健康に係る環境基準に指定されている項目を指し、シアン、有機水銀、カドミウム、鉛、6 価クロム、ヒ素、総水銀、PCB 等の 27 項目が指定されている。これらの物質は慢性毒性もあり、急性毒性も強く人の健康を阻害する物質である。また将来、環境基準項目へ移行する可能性のある物質として要監視項目を設定し、クロロホルム、フェニトロチオン（MEP）、オキシ銅（有機銅）、トルエン、キシレン、ニッケル等の 26 項目を指定している。

◎ クロム（Cr）、6 価クロム（Cr⁶⁺）

金属クロムは極めて安定で、日用品、装飾品等に広く利用されている。しかし、水溶性のクロム化合物になると、3 価クロムは比較的低毒素であるが、6 価クロムは皮膚、粘膜の腐食性が強く、これを含む水の摂取を続けると、肝臓、腎臓、ひ臓等への蓄積が認められ機能低下を引き起こす。また、多量に摂取すると嘔吐、腹痛、けいれん等を起こし、死にいたる場合もある。6 価クロムを多く扱う所としては、めっき工場、無機化学工場、革なめし工場等がある。

◎ シアン（CN）

青酸カリ、シアン化カリウム等の名で知られている、青酸（シアン化水素）及びその化合物。体内に入ると呼吸困難を起こし、死にいたらしめる猛毒で、経口致死量は 0.06g/人といわれている。シアンを使用するめっき液には、主に青酸ナトリウム（シアン化ナトリウム）が使われている。

◎ COD（化学的酸素要求量：Chemical Oxygen Demand）

海域や湖沼の水質を表す代表的な指標。酸化剤（過マンガン酸カリウム）を用いて水中の有機物を酸

化分解する際に消費される酸素の量を mg/L で表したものの、CODの値が大きいほど水質の汚濁が進んでいることを意味する。

◎ 大腸菌群

人間又は動物の排泄物による水の汚濁指標として用いられる。大腸菌には、温血動物の腸内に生存しているものと、草原や畑などの土中に生存しているものがあるが、これを分離して測定することが困難なので、一括して大腸菌群として測定している。

◎ DO（溶存酸素 : Dissolved Oxygen）

水中に溶け込んでいる酸素。水中に汚染源となる有機物が増えると、それを分解する微生物のために消費されて減少する。きれいな川の水には、 $7 \sim 10 \text{mg/L}$ 含まれている。魚が棲むためには、 5mg/L 以上は必要といわれている。また、 1mg/L 以下になると、底質から硫化水素等の有害ガスが発生して水質は著しく悪化する。

◎ BOD（生物化学的酸素要求量 : Biochemical Oxygen Demand）

河川の水質を表す代表的な指標。水中の有機物が、微生物によって浄化される際に消費される酸素の量を mg/L で表したものの、BODの値が大きいほど、その水中には汚濁物質（有機物）が多く、水質の汚濁が進んでいることを意味する。

◎ 75%水質値

河川や海域におけるBOD又はCODの環境基準の評価方法として用いられる。年間の日平均値のデータ（データ数 n ）を小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目のデータを75%水質値という。すなわち、年間を通じて $3/4$ （75%）の日数は、その値を超えない水質を示す。

◎ ノルマルヘキサン抽出物質（ n -ヘキサン抽出物質）

ノルマルヘキサンにより抽出される物質をいう。主として水分に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等があり、通常油分等といわれている。工場排水の場合は、動植物油と鉱物油とに分けて排水基準が定められている。

◎ 浮遊物質（SS : Suspended Solids）

粒径 2mm 以下の水に溶けない懸濁性物質をいい、水の濁りの一因となる。浮遊物質が多くなると、日光の透過を妨げ水域の自浄作用を阻害したり、魚類のエラをふさいでへい死させたりする。一般に水域の正常な生物活動を維持するには浮遊物質の濃度は 25mg/L 以下が望ましいとされている。

◎ pH（水素イオン濃度指数）

酸性、アルカリ性を示す指標。7を中性とし、これより数値が小さくなるほど強い酸性を示し、数値が大きくなるほど強いアルカリ性を示す。特別な場合を除き、河川の表流水はpH7付近にあり、海水はpH8.2付近とややアルカリ性になっているのが普通である。

◎ 6段階臭気強度表示法

においの強さを6段階に分け、0から5までの数字で表示したもの。敷地境界線の規制基準の範囲（臭気強度2.5～3.5に相当する）は、この臭気強度に対応する特定悪臭物質の濃度及び臭気指数との関係を基にして定められている。

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいかかわかる弱いにおい（認知閾値濃度）
(2.5)	(2と3の間)
3	楽に感知できるにおい
(3.5)	(3と4の間)
4	強いにおい
5	強烈なにおい

◎ 振動レベル

振動の感じ方は、振幅、周波数などによって異なる。公害に関する振動の大きさは、物理的に測定した振動の加速度を周波数別に補正した結果で表す。これを振動レベルといい、dB（デシベル）を単位として表す。

◎ 騒音レベル

音に対する人間の感じ方は周波数によって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した音の大きさを周波数別に補正した結果で表す。これを騒音レベルといい、デシベルまたはdB（A）を単位として表す。

◎ 時間率騒音レベル（ L_N ）

騒音レベルが、測定時間TのN%の時間にわたってあるレベル値を超えている場合、そのレベルをN%時間率騒音レベルといい、統計的な指標である。旧環境基準で用いられてきた中央値（ L_{50} ）は、その騒音レベル以上の占める時間の割合が50%であるレベル値である。 L_{50} は安定した測定値が得られやすいが、高レベルの騒音の発生に対しては敏感な指標ではない。

◎ 等価騒音レベル（ L_{eq} ）

測定時間Tでの変動する騒音レベルのエネルギー的な平均値であり、音響エネルギーの総曝露量を時間平均した物理的な指標である。このため、発生頻度が少なく高レベルの騒音（たまに通過する大型車等）に対しても比較的敏感な指標であり、睡眠影響やアノイアンス（人に感じられる感覚的なうるささ）との対応にも優れている。

◎ デシベル（dB）

振動及び騒音の測定における単位。「振動レベル」「騒音レベル」の項を参照。

◎ 用途地域

都市計画法により市街地の土地利用を制限するため指定された地域で、第1種低層住居専用、第2種低層住居専用、第1種中高層住居専用、第2種中高層住居専用、第1種住居、第2種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業及び工業専用各地域に分けられている。騒音、振動は、この用途地域別にその基準値、規制値が定められている。

その他の環境

◎ 最終処分

廃棄物の最終段階をいう。これには、埋立処分、海洋投入処分があり、法令により一定の処理基準が定められている。埋立処分としての最終処分場には、「一般廃棄物の処理施設としてのもの」と「産業廃棄物の処理施設としてのもの」とがあり、後者には安定型処分場（廃プラスチック等）、管理型処分場（汚泥類等）及びしゃ断型処分場（有害物質を埋立基準以上含む廃棄物）がある。

◎ 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥等法令で定められた20種類の廃棄物をいう。産業廃棄物は、排出事業者の責任において処理しなければならないこととされており、他者に委託して処理する場合には産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託しなければならない。なお、輸入された廃棄物は原則としてすべて産業廃棄物として取り扱われる。

産業廃棄物の種類（20種類）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、廃プラスチック類、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物の糞尿、動物の死体、ばいじん、動物系不要固形物、処分用に処理された廃棄物（第13号廃棄物）

日立市環境都市宣言

—うるおいが活力を生むまち—

日立市は、朝日立ち昇る太平洋とみどりの阿武隈山地に囲まれた、四季の彩り美しい近代産業のまちです。

かつて、鉱山の煙害や河川の汚濁など深刻な公害問題に直面した時代がありましたが、大煙突建設、大島桜の植栽、下水道整備に見られるように市民、企業、行政が協力し、問題を解決してきた誇らしい歴史を持っています。

しかし近年、私たちは、ごみ問題、生態系破壊、地球温暖化、オゾン層破壊など、新しく困難な問題を抱えることになってしまいました。

これら環境問題の最大の被害者は、これから後の世代です。将来の市民に対し、環境と活力の調和した、持続可能な社会を創ることが、今に生きる私たちの使命です。

私たちは、今こそ先人の偉業に学び、協力して問題に取り組み、「いのち」の共生するこの環境を未来に引き継ぐことを決意して、ここに「環境都市・日立」を宣言します。

◎ 私たちは、山・川・海など恵み多い自然と共に生きられるよう、この自然環境をまもり、育てていきます。

◎ 私たちは、地球環境にやさしい循環型社会を創るため、一人ひとりが、省資源、省エネルギー、リサイクルに心がけた生活をおくります。

◎ 私たちは、環境の歴史的シンボルである「さくら」を愛し、美しく快適なまちを創ります。

◎ 私たちは、ものづくりの精神を活かし、環境にやさしい技術の開発や活用に努めます。

◎ 私たちは、一人ひとりが、学び、考え、行動し、市民・企業・行政のパートナーシップでより良い環境を創っていきます。

平成17年3月25日



ゼロカーボンシティひたち

～2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指して～

近年、地球温暖化の進行による影響と考えられる気候変動や自然災害など、様々な問題が顕在化しています。

日本で唯一、行政が運営する気象予報機関である、日立市天気相談所の観測データには、市内においても「桜の開花時期が早まっている」ことや「真夏日の増加」など、私たちの生活に直接的に影響を及ぼすような変化が表れています。地球温暖化がこのまま進行すると、さらなる自然災害の発生、深刻な食糧不足や生物多様性の損失など、私たちの子孫が損害を被る状況になりかねません。

国は、国内外に向けて「2050年カーボンニュートラル」を宣言しており、温室効果ガスの排出量を削減していくことは世界的な目標となっています。この喫緊の課題に対し、私たちは国際社会の一員として、一人ひとりが当事者としての危機感を持ち、今すぐ温室効果ガスの排出量削減に向け行動しなければなりません。

日立市はかつて、鉱山の煙害や河川の汚濁など、深刻な公害問題に直面した時代がありましたが、市民、企業、行政が協力し、問題を解決してきた誇らしい歴史を持っています。また、2005年には、この先人の偉業に学び、協力して環境問題に取り組み、「いのち」の共生するこの環境を未来に引き継ぐことの決意表明として、「環境都市・日立」を宣言し、今日まで行動してきました。

今こそ、この環境都市宣言に新たな命を吹き込むために、2050年までに「温室効果ガス排出量実質ゼロ」に挑戦することをここに表明し、市民、企業の皆様とともに総力を挙げて「ゼロカーボンシティ」の実現を目指してまいります。

令和4年3月2日

日立市長

小川 春樹



「日立」の由来と市の紋章



昭和15年4月1日制定

「日立」という名の由来は、「水戸黄門」として親しまれている、水戸藩二代藩主・徳川光圀が、当時の日立地方を訪れ、海から昇る朝日の美しさに「日の立ち昇るところ領内」と称えたという故事に由来されている。

市の紋章は昭和15年4月1日に制定され、「日立」の「日」の字を円で型取り、「立」を花に図案化し、「日立」の2文字を表現している。円は円滑な発展を、中央の立てる花は華やかなにぎわいを意味している。

いいね! がいっぱい

日立市



市のイメージマーク・キャッチコピー

平成19年4月6日制定

「日の立ち昇るところ領内」と言われた日の光の輝き、市の花さくらや太平洋に開けた豊かな大地に恵まれ、創造、触れあい、ゆとり、潤いに満ちて飛翔する市民の喜びをイメージしてデザイン化した。

市の木

「ケヤキ」



日立市民の暖かくしかも力強い腕の輪によって、市の木を永遠に保存する意味をこめたもの。また日立の文字も抽象的にデザイン化されている。

(昭和52年7月15日制定)

市の花

「サクラ」



5枚の花びらは、ひたちの「ひ」の文字のデザインで互いに手をつなぎあい、市のサクラとしてたいせつに育て見守っていくことをイメージした。

(昭和52年7月15日制定)

市の鳥

「ウミウ」



大きな太陽を全身に受け輝いている「ウミウ」をデザイン化したものである。

(平成元年12月26日制定)

市のさかな

「さくらダコ」



大きくて元気な「さくらダコ」をイメージしてデザイン化したものである。

(平成15年9月24日制定)

ひたちの環境 2024年度(令和6年度)

2025年3月発行

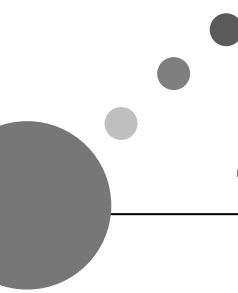
編集・発行 : 日立市 生活環境部 環境推進課

〒317-8601 日立市助川町 1-1-1

電話 0294-22-3111(内線 298、746) FAX 0294-21-5016

E-mail kankyo@city.hitachi.lg.jp

<http://www.city.hitachi.lg.jp>



The environment in Hitachi 2024
